

久留米市地域防災計画

(資 料 編)

令和 7 年 6 月

久留米市防災会議

＜資 料 編＞

目 次

1	久留米市防災会議条例	1
2	久留米市防災会議運営規程	3
3	久留米市防災会議委員及び幹事一覧	4
4	土砂災害警戒区域および特別警戒区域の面積および人家戸数等一覧表	6
5	重要水防箇所一覧	20
6	防災上重要な農業水利施設	30
7	山地災害危険箇所	32
8	臨時ヘリポート一覧	35
9	緊急通行車両等の事前届出方法	36
10	緊急告知防災ラジオ配布先一覧	39
11	防災における訓練・研修等体系	40
12	学校教育での防災教育の内容	41
13	避難所一覧	42
14	避難所位置図	51
15	福岡県消防相互応援協定書	52
16	福岡県広域航空消防応援実施要綱	55
17	災害協定団体一覧	58
18	水防倉庫所在地及び水防資材配置表	66
19	防災倉庫所在地及び備蓄物資配置表	68
20	応急仮設住宅建設候補地一覧	69
21	久留米市災害対策本部条例	70
22	久留米市災害対策本部規程	71
23	久留米市災害対策本部運営要綱	75
24	久留米市災害対策本部組織図	78
25	久留米市災害対策本部事務分掌表	79
26	久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）	84
27	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	85
28	福岡県災害調査報告実施要綱	89
29	被害の判定基準	93
30	県地方本部が機能していない場合の報告先	96
31	相談窓口の主な内容	96
32	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	97
33	緊急輸送道路ネットワーク一覧	99
34	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	100
35	久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱	107
36	玄海原子力発電所と久留米市の位置関係	108
37	県内モニタリングポスト設置場所	108
38	久留米市防災拠点候補施設一覧	109
39	火災・災害等即報要領	110
40	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する地下空間施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地	120

【資料 1】

久留米市防災会議条例

昭和 3 8 年 4 月 1 日
久留米市条例第 1 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、久留米市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久留米市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 久留米広域消防本部の消防吏員のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 市議会議員のうちから市長が任命する者及び議会事務局長
- (10) その他市長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、5 0 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議の専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事 5 0 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和３９年１０月６日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年３月２８日条例第８号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２８日条例第８９号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２８日条例第１４０号）

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

附 則（平成１７年８月１８日条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２６日条例第４１号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

【資料 2】

久留米市防災会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、久留米市防災会議条例（昭和 38 年久留米市条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、久留米市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 防災会議の招集は、会長が行なう。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所および議題を付記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会議)

第 4 条 幹事は、その職務を行なうため、事務内容に応じ当該事務に関係する機関から選出された幹事で幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第 5 条 防災会議が成立しないとき、または防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 久留米市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の疎開その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置について、市長に意見を具申すること。

(7) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(8) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第 6 条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載し記録を作成させ保管しなければならない。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則（平成 12 年久留米市防災会議規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。

【資料 3】

久留米市防災会議委員及び幹事一覧

会 長 久留米市長

令和 6 年 4 月 1 日現在

委員 区分	関係機関	委 員	幹 事	関係機関所在地	電話番号
第 1 号	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所	所 長	地域防災調整官	久留米市高野 1-2-1	0942-33-9131
〃	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所	所 長	管理第一課長	福岡市東区名島三丁目 24-10	092-682-7784
第 2 号	福岡県 総務部 防災危機管理局	消防防災指導課長	消防防災指導課長 補佐	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3111
〃	福岡県 久留米県土整備事務所	所 長	総務課長	久留米市新合川 1-7-27	0942-44-5222
〃	福岡県 朝倉農林事務所	所 長	総務課長	朝倉市甘木 2014-1	0946-22-2730
第 3 号	久留米警察署	署 長	警備課長	久留米市東櫛原町 1002-2	0942-38-0110
〃	うきは警察署	署 長	警備課長	うきは市吉井町 343-3	0943-76-5110
第 4 号	久留米広域消防本部	消防長	消防本部次長	久留米市東櫛原町 999-1	0942-38-5151
第 5 号	久留米市	副市長 男女平等推進担当次長 健康福祉部保健所長	総合政策部総合政策課長 総合政策部財政課長 総務部次長 総務部人事厚生課長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部次長 子ども未来部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 総務部防災対策課担当部長 教育部次長	久留米市城南町 15-3	0942-30-9000
第 6 号	久留米市教育委員会	教育長		久留米市城南町 15-3	0942-30-9213
第 7 号	久留米市消防団	団 長	西部支団長	久留米市東櫛原町 999-1	0942-38-5160
第 8 号	九州旅客鉄道株式会社 久留米鉄道事業部	部 長	企画運輸課長	久留米市京町 87-12	0942-37-8226
〃	西日本電信電話株式会社九州支店	久留米営業所長	災害対策室長	福岡市博多区博多駅 2-3-1	092-476-6161
〃	九州電力送配電株式会社 福岡支社配電部 久留米配電事業所	所 長	配電制御グループ長	久留米市原古賀町 30-6	0800-777-9413
〃	西鉄バス久留米株式会社	代表取締役社長	取締役業務部長	久留米市東町 40-13-7F	0942-46-9855
〃	西日本高速道路株式会社 九州支社 久留米高速道路事務所	所 長	統括課長	久留米市東合川 5-11-57	0942-43-6647
〃	久留米ガス株式会社	代表取締役社長	供給部長	久留米市東櫛原町 1089	0942-36-2601

委員 区分	関係機関	委 員	幹 事	関係機関所在地	電話番号
第 9 号	久留米市議会	議 長 総務常任委員長 議会事務局長	議会事務局次長	久留米市城南町 15-3	0942-30-9305
第 10 号	陸上自衛隊 第四高射特科大隊	第二中隊長	第二中隊小隊長	久留米市国分町 100	0942-43-5391
〃	久留米市企業局	企業管理者	上下水道部次長	久留米市合川町 2190-3	0942-30-8504
〃	三井水道企業団	事務局長	総務課長	小郡市松崎 753-2	0942-72-5106
〃	ドリームスエフエム 放送株式会社	代表取締役社長	ディレクター	久留米市中央町 35-20	0942-30-0765
〃	久留米商工会議所	会 頭	事務局長	久留米市城南町 15-5	0942-33-0211
〃	久留米市立小学校	校 長		久留米市城南町 15-3 (学校教育課)	0942-30-9217
〃	社会福祉法人 久留米市社会福祉 協議会	会 長	地域福祉課長	久留米市長門石 1-1-34	0942-34-3035
〃	一般社団法人 久留米医師会	会 長	事務長	久留米市櫛原町 45	0942-34-4163
〃	一般社団法人 小郡三井医師会		事務長	小郡市上岩田 1246	0942-72-5534
〃	一般社団法人 大川三瀨医師会		事務長	大川市大字郷原 482-24	0944-87-2611
〃	一般社団法人 浮羽医師会		事務局長	うきは市吉井町 347-17	0943-75-3379
〃	公益社団法人 福岡県看護協会	書 記	副支部長	福岡市東区馬出 4-10-1 ナースプラザ福岡	092-631-1141
〃	久留米市女性の会連 絡協議会	会 長	副会長	久留米市諏訪野町 1830-6 えーるピア久留米	0942-32-8782
〃	久留米市女性防火 クラブ連合会	会 長	副会長	久留米市東櫛原町 999-1 (久留米消防署警防課)	0942-38-5161
〃	久留米男女平等推進 ネットワーク	会 長	副会長		
〃	久留米市校区まち づくり連絡協議会	会 長	幹 事	久留米市城南町 15-3 (久留米市校区まちづくり 連絡協議会事務局)	0942-30-9243
〃	久留米市消防団	部長 部長		久留米市東櫛原町 999-1	0942-38-5160
〃	特定非営利活動法人 久留米市介護福祉サ ービス事業者協議会	事務局長	理事・グループホ ーム部会長	久留米市日吉町 115 (楠病院内)	0942-35-1525

【資料４】

土砂災害警戒区域および特別警戒区域の面積および人家戸数等一覧表

(土石流)

令和５年１０月３０日現在

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域		
								面積 (㎡)	人家戸数		公共的 建物		面積 (㎡)	人家 戸数	公共的 建物 戸数
									戸数	重複	戸数	重複			
土石流	樋ノ口川	ヒノグチカワ	久留米市田主丸町森部、田主丸町石垣 及び うきは市吉井町鷹取	482-D-001	482-Ⅱ-001	○	○	413,373	16	7	1	0	96,624	3	0
土石流	水船谷川	ミズフナダニカワ	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣	482-D-002	482-Ⅰ-001	○	○	413,587	98	0	1	0	69,789	17	0
土石流	泉川	イズミカワ	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣	482-D-003	482-Ⅰ-002			397,394	85	80	1	1	—	—	—
土石流	森部川	モリベカワ	久留米市田主丸町森部及び田主丸町石垣	482-D-004	482-Ⅱ-002	○		379,128	62	43	1	0	128	0	0
土石流	川原川-3	カワハラガワー3	久留米市田主丸町石垣	482-D-005	482-Ⅰ-003-3	○		533,602	122	122	7	7	2,209	0	0
土石流	川原川-2	カワハラガワー2	久留米市田主丸町石垣	482-D-006	482-Ⅰ-003-2	○		532,153	122	122	7	7	675	0	0
土石流	川原川-1	カワハラガワー1	久留米市田主丸町石垣	482-D-007	482-Ⅰ-003-1	○	○	532,389	122	0	7	0	79,259	21	1
土石流	石垣川 1	イシガキカワ1	久留米市田主丸町石垣	482-D-008	482-Ⅰ-004	○	○	144,488	34	34	5	5	29,425	2	2
土石流	石垣川 2	イシガキカワ2	久留米市田主丸町石垣	482-D-009	482-Ⅱ-003	○		278,003	56	25	4	3	175	0	0
土石流	筋違川	スジカイカワ	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田	482-D-010	482-Ⅰ-005	○	○	223,533	48	0	3	0	43,278	16	1
土石流	三日谷川 1	ミツタダニカワ1	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田	482-D-011	482-Ⅰ-006	○		142,895	6	3	6	1	38	0	0
土石流	三日谷川 2	ミツタダニカワ2	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田	482-D-012	482-Ⅰ-007	○		340,718	43	28	7	7	153	0	0
土石流	筋違川左支川	スジカイカワヒタリ シセン	久留米市田主丸町石垣及び田主丸町益生田	482-D-013	482-Ⅰ-008			171,434	45	44	6	6	—	—	—
土石流	東本川	ヒガシモトカワ	久留米市田主丸町益生田	482-D-014	482-Ⅰ-009	○		710,712	109	7	5	0	16,826	0	0
土石流	東本川左支川	ヒガシモトカワヒタリ シセン	久留米市田主丸町益生田	482-D-015	482-Ⅰ-010	○	○	529,646	108	84	3	3	10,923	1	0
土石流	益生田川	マスオダカワ	久留米市田主丸町益生田	482-D-016	482-Ⅰ-011	○	○	523,225	127	61	2	1	26,558	1	0
土石流	西本川	ニシモトカワ	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳	482-D-017	482-Ⅰ-012	○		261,264	50	43	0	0	7,945	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物 戸数
									(㎡)	戸数	重複	戸数			
土石流	八幡川	ハチマンガワ	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳	482-D-018	482- I -013	○	○	329,408	55	14	1	0	45,184	14	1
土石流	八幡川左支 川	ハチマンガワヒダリシ セン	久留米市田主丸町益生田及び田主丸町地徳	482-D-019	482- I -014	○	○	584,105	169	107	2	2	59,761	9	0
土石流	森山川 1	モリヤマカワ1	久留米市田主丸町地徳及び田主丸町益生 生田	482-D-020	482- I -015	○		238,781	66	54	1	1	373	0	0
土石流	森山川 2	モリヤマカワ2	久留米市田主丸町地徳	482-D-021	482- I -016	○		142,519	27	22	0	0	2,182	0	0
土石流	冷水川	ヒヤミズカワ	久留米市田主丸町地徳	482-D-022	482- I -017	○		262,378	41	10	1	0	3,454	0	0
土石流	薬師川	ヤクシカワ	久留米市田主丸町地徳	482-D-035	482- I -018			287,514	116	0	4	0	0	0	0
土石流	善院川	ゼンインカワ	久留米市田主丸町地徳	482-D-024	482- I -019	○		204,009	34	33	0	0	641	0	0
土石流	湯ノ口川	ユノグチカワ	久留米市田主丸町地徳及び田主丸町竹 野	482-D-025	482- I -020	○	○	430,183	140	68	4	3	33,789	8	0
土石流	大慶寺川	ダイキョウジカワ	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町地 徳	482-D-026	482- I -021	○		209,386	66	65	2	2	2,298	0	0
土石流	千ノ尾川	チノオカワ	久留米市田主丸町竹野	482-D-027	482- I -022	○	○	210,288	30	0	3	0	31,544	12	0
土石流	竹野川 1	タケノガワ1	久留米市田主丸町竹野	482-D-028	482- I -023	○		140,748	35	9	2	2	118	0	0
土石流	竹野川 2	タケノガワ2	久留米市田主丸町竹野	482-D-029	482- I -024	○		88,431	30	23	2	2	3,363	0	0
土石流	七夕川-1	タナバタカワ-1	久留米市田主丸町竹野及び田主丸町中 尾	482-D-030	482- I -025-1	○	○	304,687	101	9	5	0	59,318	10	2
土石流	七夕川-2	タナバタカワ-2	久留米市田主丸町中尾及び田主丸町竹 野	482-D-031	482- I -025-2	○		205,647	87	85	6	5	216	0	0
土石流	隈川	クマガワ	久留米市田主丸町中尾	482-D-032	482- I -026	○		94,622	23	2	0	0	194	0	0
土石流	小屋川	コヤカワ	久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃 林	482-D-033	482- I -027	○	○	261,041	50	1	0	0	31,532	4	0
土石流	平川	ヒラカワ	久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃 林	482-D-034	482- I -028	○		200,835	42	42	1	0	1,683	0	0
土石流	滝谷川	タキタニカワ	久留米市田主丸町中尾、草野町紅桃林 及び草野町草野	203-D-001	203- I -001	○		172,633	15	3	0	0	18,140	0	0
土石流	めんのさか 谷川	メンノサカタニカワ	久留米市草野町紅桃林及び草野	203-D-002	203- I -002	○		233,612	108	0	0	0	9,720	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物 戸数
									(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数
土石流	内浦口谷川	ウチウラクチタニガワ	久留米市草野町紅桃林及び草野	203-D-003	203-Ⅰ-003	○	○	200,485	96	1	1	0	36,119	16	1
土石流	草野谷川 1	クサノタニガワ 1	久留米市草野町紅桃林、草野及び 田主丸町中尾	203-D-004	203-Ⅰ-004	○		260,720	106	103	1	1	508	0	0
土石流	草野谷川	クサノタニガワ	久留米市草野町草野及び紅桃林	203-D-005	203-Ⅲ-001	○		99,286	49	2	1	1	519	0	0
土石流	よじが谷川	ヨシガタニガワ 1	久留米市草野町草野及び紅桃林	203-D-006	203-Ⅰ-005	○		153,287	104	19	3	0	516	0	0
土石流	発心川 1	ホッシンガワ 1	久留米市草野町草野及び矢作	203-D-007	203-Ⅰ-006	○		229,538	156	17	7	0	1,059	0	0
土石流	発心川 2	ホッシンガワ 2	久留米市草野町草野及び紅桃林	203-D-008	203-Ⅰ-007	○		234,681	153	124	6	5	1,000	0	0
土石流	夫婦木川	メオトキガワ	久留米市草野町草野及び矢作	203-D-009	203-Ⅰ-008	○	○	159,152	82	82	4	4	24,696	21	0
土石流	こうらの谷川	コウラノタニガワ	久留米市草野町草野及び吉木	203-D-010	203-Ⅰ-009	○		165,756	32	20	3	2	7,151	0	0
土石流	矢作谷川	ヤハギタニガワ	久留米市草野町吉木及び矢作	203-D-011	203-Ⅰ-010	○		359,246	116	33	2	0	4,518	0	0
土石流	棕木坂川	ムクノキサカガワ	久留米市草野町吉木	203-D-013	203-Ⅰ-012	○	○	210,812	30	4	1	0	18,092	4	0
土石流	吉栖谷川	ヨシズミタニガワ	久留米市草野町吉木	203-D-014	203-Ⅱ-001	○		279,735	40	11	2	0	10,946	0	0
土石流	藤ノ屋川	フジノヤガワ	久留米市草野町吉木	203-D-015	203-Ⅰ-013	○		292,567	56	19	1	0	1,319	0	0
土石流	山本谷川	ヤマモトタニガワ	久留米市草野町吉木及び山本町耳納	203-D-017	203-Ⅰ-015	○		134,056	33	26	0	0	3,982	0	0
土石流	立木拂川	タチキハライガワ	久留米市草野町吉木及び山本町耳納	203-D-018	203-Ⅰ-016	○		26,320	0	0	0	0	5,712	0	0
土石流	大谷川 1	オオタニガワ 1	久留米市山本町耳納及び草野町吉木	203-D-019	203-Ⅰ-017	○	○	32,169	4	0	0	0	17,744	2	0
土石流	西立野川	ニシタチノガワ	久留米市山本町耳納及び草野町吉木	203-D-020	203-Ⅰ-018	○		25,150	3	0	0	0	902	0	0
土石流	不動谷川	フドウタニガワ	久留米市山本町耳納及び草野町吉木	203-D-021	203-Ⅰ-019			31,649	7	7	0	0	0	0	0
土石流	次郎原川	ジロウバルガワ	久留米市山本町耳納	203-D-022	203-Ⅰ-020	○		98,383	22	4	0	0	8,088	0	0
土石流	アサヒ川	アサヒガワ	久留米市山本町耳納	203-D-023	203-Ⅰ-021	○		106,533	19	1	0	0	228	0	0
土石流	若屋谷川	ワカヤタニガワ	久留米市山本町耳納	203-D-024	203-Ⅰ-022	○	○	88,129	19	8	0	0	24,424	4	0
土石流	浅屋敷川	アサヤシキガワ	久留米市山本町耳納	203-D-025	203-Ⅰ-023	○		64,278	14	14	0	0	129	0	0
土石流	大谷川 2-1	オオタニガワ 2-1	久留米市山本町耳納	203-D-026	203-Ⅰ-024-1	○		124,743	14	0	1	0	5,059	0	0
土石流	大谷川 2-2	オオタニガワ 2-2	久留米市山本町耳納	203-D-027	203-Ⅰ-024-2	○		118,653	14	14	1	1	2,020	0	0
土石流	大谷川 2-3	オオタニガワ 2-3	久留米市山本町耳納	203-D-028	203-Ⅰ-024-3	○		43,967	0	0	0	0	430	0	0
土石流	星熊谷川	ホシクマタニガワ	久留米市山本町耳納	203-D-029	203-Ⅲ-002	○		67,715	6	5	0	0	5,101	0	0
土石流	宮園谷川 1	ミヤソノタニガワ 1	久留米市山本町耳納及び豊田	203-D-030	203-Ⅱ-002	○		48,062	6	4	0	0	733	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物 戸数
									(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数
土石流	宮園谷川 2	ミヤソノタニガワ 2	久留米市山本町耳納及び豊田	203-D-031	203-Ⅱ-003	○		51,087	11	11	0	0	13	0	0
土石流	遠山川	トオヤマガワ	久留米市山本町豊田	203-D-032	203-Ⅰ-025	○	○	22,692	1	1	0	0	13,798	1	0
土石流	東川	ヒガシガワ	久留米市山本町豊田	203-D-033	203-Ⅰ-026	○	○	232,461	84	17	6	0	27,587	20	0
土石流	ザラメキ川	ザラメキガワ	久留米市山本町豊田	203-D-034	新規-1	○		236,721	125	121	6	6	111	0	0
土石流	しょうふく寺 川	ショウフクジガワ	久留米市山本町豊田	203-D-035	203-Ⅰ-027	○		53,700	20	12	0	0	827	0	0
土石流	小寺川	コデラガワ	久留米市山本町豊田	203-D-036	203-Ⅰ-028	○		84,829	19	18	1	1	4,669	0	0
土石流	東丈クラヘ川	トウジョウクラヘガワ	久留米市山本町豊田	203-D-037	203-Ⅰ-029	○		118,727	45	21	1	0	3,326	0	0
土石流	高棕谷川 2	タカムタニガワ 2	久留米市山本町豊田	203-D-038	203-Ⅲ-003	○		60,825	10	0	1	0	600	0	0
土石流	道川	ミチガワ	久留米市山本町豊田	203-D-039	203-Ⅰ-030	○	○	193,518	74	5	2	0	31,588	20	2
土石流	高棕谷川	タカムタニガワ	久留米市山本町豊田	203-D-040	203-Ⅰ-031	○		183,152	69	68	3	3	1,209	0	0
土石流	西丈クラヘ川	サイジョウクラヘガ ワ	久留米市山本町豊田	203-D-041	203-Ⅰ-032	○		88,960	48	13	0	0	416	0	0
土石流	大浦谷川	オオウラタニガワ	久留米市山川町及び山本町豊田	203-D-042	203-Ⅰ-033			384,828	303	13	7	1	0	0	0
土石流	城川-1	ジョウガワ 1	久留米市山川町及び山本町豊田	203-D-092	203-Ⅰ-034-1			373,816	502	0	10	0	0	0	0
土石流	城川-2	ジョウガワ 2	久留米市山川町	203-D-093	203-Ⅰ-034-2			17,510	54	0	2	0	0	0	0
土石流	藤町川	フジマチガワ	久留米市草野町吉木及び山本町耳納	203-D-094	203-Ⅰ-014			190,529	57	0	1	0	0	0	0
土石流	三光川	サンコウガワ	久留米市草野町吉木及び矢作	203-D-095	203-Ⅰ-011			231,536	96	0	2	0	0	0	0
土石流	城谷川	シロタニガワ	久留米市山川町	203-D-045	203-Ⅰ-035	○	○	34,847	8	0	0	0	1,591	1	0
土石流	丸山川-1	マルヤマガワ 1	久留米市山川町	203-D-046	203-Ⅰ-036-1	○		55,423	30	0	0	0	259	0	0
土石流	丸山川-2	マルヤマガワ 2	久留米市山川町	203-D-047	203-Ⅰ-036-2	○		57,295	35	2	0	0	148	0	0
土石流	本村谷川	モトムラタニガワ	久留米市山川町	203-D-048	203-Ⅰ-037	○		76,107	58	58	0	0	382	0	0
土石流	妙見谷川	ミョウケンダニガワ	久留米市山川町	203-D-049	203-Ⅰ-038	○		76,569	91	4	0	0	3,888	0	0
土石流	阿志岐坂川	アシキサカガワ	久留米市山川町、御井町、 山川追分町1丁目、山川追分町2丁目、 御井旗崎 2 丁目及び御井旗崎 5 丁目	203-D-050	203-Ⅰ-039	○	○	276,039	383	216	4	3	167	1	0
土石流	吉見嶽川	ヨシミダケガワ	久留米市山川町	203-D-051	203-Ⅰ-040	○	○	45,810	73	44	0	0	9,685	19	0
土石流	栗林谷川	クリバヤシタニガワ	久留米市山川町	203-D-052	203-Ⅰ-041	○	○	26,160	31	10	0	0	4,086	2	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物 戸数
									(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	
土石流	石川	イシカワ	久留米市山川町	203-D-053	203-Ⅰ-042	○	○	41,387	47	35	0	0	10,704	9	0
土石流	前田川	マエダガワ	久留米市山川町、御井町、 御井旗崎 2 丁目及び御井旗崎 5 丁目	203-D-054	203-Ⅰ-043	○		66,942	100	100	2	2	65	0	0
土石流	岩井川	イワйкаワ	久留米市山川町及び御井町	203-D-055	203-Ⅰ-044	○		77,908	58	58	3	3	162	0	0
土石流	北谷川	キタタニガワ	久留米市御井町	203-D-056	203-Ⅰ-045	○		48,405	53	4	0	0	553	0	0
土石流	神龍石谷川	シンリュウインタニガ ワ	久留米市御井町	203-D-057	203-Ⅰ-046	○	○	52,544	54	54	0	0	11,719	10	0
土石流	宗崎谷川	ムナサキタニガワ	久留米市御井町	203-D-058	203-Ⅰ-047			46,297	89	89	1	1	0	0	0
土石流	どんまい谷 川	ドンマイタニガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-059	203-Ⅰ-048	○	○	134,144	205	16	3	0	4,572	6	0
土石流	一木川	イチニキガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-060	203-Ⅰ-049	○		158,762	206	0	4	0	2,127	0	0
土石流	大谷川 3	オオタニガワ 3	久留米市高良内町	203-D-061	203-Ⅰ-050	○		206,132	279	228	4	3	658	0	0
土石流	岩竹川	イワタケガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-062	203-Ⅰ-051	○	○	262,073	279	245	5	5	4,842	4	0
土石流	井堀川	イボリガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-063	203-Ⅰ-052	○	○	114,845	110	96	1	0	1,864	1	0
土石流	竹ノ子川	タケノコガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-064	203-Ⅰ-053	○	○	48,769	20	20	1	1	5,541	4	1
土石流	水車谷川 1	スイシャダニガワ 1	久留米市高良内町及び御井町	203-D-065	203-Ⅱ-004	○		42,658	3	3	0	0	2,022	0	0
土石流	温石谷川-2	オンジャクタニガワ 2	久留米市高良内町及び御井町	203-D-066	203-Ⅲ-004-2	○		21,065	0	0	0	0	254	0	0
土石流	温石谷川-1	オンジャクタニガワ 1	久留米市高良内町及び御井町	203-D-067	203-Ⅲ-004-1	○		21,684	0	0	0	0	15,629	0	0
土石流	後野川	アトノガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-068	203-Ⅱ-005	○	○	32,242	2	0	0	0	751	1	0
土石流	中跡川	ナカアトガワ	久留米市高良内町及び御井町	203-D-069	203-Ⅱ-006	○	○	31,832	2	2	0	0	1,107	1	0
土石流	一ノ瀬谷川 2	イチノセタニガワ 2	久留米市高良内町	203-D-070	203-Ⅲ-005	○		32,787	9	9	1	0	5,766	0	0
土石流	一ノ瀬谷川 1	イチノセタニガワ 1	久留米市高良内町	203-D-071	203-Ⅰ-054	○	○	22,266	10	1	1	0	2,016	4	0
土石流	笹谷川	ササタニガワ	久留米市高良内町	203-D-072	203-Ⅰ-055	○		21,807	9	3	1	1	700	0	0
土石流	猿渡谷川	サルワタリタニガワ	久留米市高良内町	203-D-073	203-Ⅲ-006	○		20,244	0	0	0	0	12,369	0	0
土石流	風呂ん谷川	フロンタニガワ	久留米市高良内町	203-D-074	203-Ⅰ-056	○	○	7,516	1	0	1	0	2,945	1	0
土石流	山上谷川	ヤマガミタニガワ	久留米市高良内町	203-D-075	203-Ⅰ-057	○		8,713	1	0	0	0	747	0	0
土石流	森山川	モリヤマガワ	久留米市高良内町	203-D-076	203-Ⅰ-058	○		37,963	5	5	1	1	3,418	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警 戒 区 域					特 別 警 戒 区 域						
								面積		人家戸数		公共的 建物		面積		人家戸数		公共的 建物	
								(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数	重複	(㎡)	戸数	重複	
土石流	折掛川	オリカケガワ	久留米市高良内町	203-D-077	203-Ⅲ-007	○		11,997	0	0	0	0	2,149	0	0				
土石流	一ノ瀬谷川 3	イチノセタニガワ 3	久留米市高良内町	203-D-078	203-Ⅲ-008	○		10,039	0	0	0	0	4,680	0	0				
土石流	一ノ瀬谷川 4	イチノセタニガワ 4	久留米市高良内町	203-D-079	203-Ⅲ-009	○		20,225	0	0	0	0	4,387	0	0				
土石流	水車谷川 3	スイシャタニガワ 3	久留米市高良内町	203-D-080	203-Ⅲ-010	○		14,658	2	2	0	0	1,002	0	0				
土石流	水車谷川 2	スイシャタニガワ 2	久留米市高良内町	203-D-081	203-Ⅱ-007	○	○	12,100	4	2	0	0	6,736	2	0				
土石流	谷川 2	タニガワ 2	久留米市高良内町及び青峰 2 丁目	203-D-082	203-Ⅲ-011			57,492	23	23	0	0	0	0	0				
土石流	明星川	ミョウジョウガワ	久留米市高良内町、青峰 1 丁目、 青峰 2 丁目及び青峰 3 丁目	203-D-083	203-Ⅰ-059	○	○	174,726	173	173	4	4	3,977	3	0				
土石流	谷川 1	タニガワ 1	久留米市高良内町	203-D-084	203-Ⅱ-008	○	○	18,081	2	2	0	0	7,736	2	0				
土石流	藤山町谷川 4	フジヤマタニガワ 4	久留米市藤山町	203-D-085	203-Ⅲ-012	○		6,523	0	0	0	0	4,047	0	0				
土石流	藤山町谷川 1	フジヤマタニガワ 1	久留米市藤山町	203-D-086	203-Ⅱ-009			12,085	10	7	0	0	0	0	0				
土石流	藤山町谷川 2	フジヤマタニガワ 2	久留米市藤山町	203-D-087	203-Ⅱ-010			7,127	7	7	0	0	0	0	0				
土石流	藤山町谷川 3	フジヤマタニガワ 3	久留米市藤山町	203-D-088	203-Ⅱ-011			7,089	4	0	0	0	0	0	0				
土石流	猪の口川	イノクチガワ	久留米市藤山町	203-D-089	203-Ⅰ-060	○	○	12,481	9	9	0	0	3,240	3	0				
土石流	藤山町谷川 5-1	フジヤマタニガワ 5-1	久留米市藤山町	203-D-090	203-Ⅲ-013-2	○		12,778	0	0	0	0	228	0	0				
土石流	藤山町谷川 5-2	フジヤマタニガワ 5-2	久留米市藤山町	203-D-091	203-Ⅲ-013-1	○		15,477	0	0	0	0	8,728	0	0				
								小計	7672	3595	213	107							
箇所数(区域数)		125				111	39		4,077		103			280	11				
								合 計		4,055			合 計	291					

注 1) 人家戸数および公共的建物の戸数は住宅地図に表示されている戸別名の数进行各々、危険箇所毎に計上した値である。(例:二世帯住宅=2 戸、マンション・アパート等=1 戸)

注 2) 人家戸数及び公共的建物の重複は、同じ建物が二重計上されないように、重複している区域のうち区域番号が大きいほうに戸数を計上した。したがって、重複戸数が「0」であっても重複していないとは限らない。

(急傾斜地の崩壊)

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物
									(㎡)	戸数	重複	戸数			
急傾斜地の崩壊	森部(a)	モリベ'(a)	久留米市田主丸町森部	482-K-001	482-Ⅰ-001A	○	○	9,140	0	0	1	0	4,239	0	1
急傾斜地の崩壊	森部(b)	モリベ'(b)	久留米市田主丸町森部	482-K-002	482-Ⅲ-001N	○		11,377	0	0	0	0	4,753	0	0
急傾斜地の崩壊	大井	オオイ	久留米市田主丸町石垣	482-K-003	482-Ⅱ-004N	○		5,834	0	0	0	0	2,303	0	0
急傾斜地の崩壊	二田区-3	フタタケ-3	久留米市田主丸町石垣	482-K-004	新規-1	○		3,098	1	0	0	0	1,019	0	0
急傾斜地の崩壊	二田区-4	フタタケ-4	久留米市田主丸町石垣	482-K-005	新規-2	○	○	18,946	1	0	1	0	8,404	0	0
急傾斜地の崩壊	二田区-2	フタタケ-2	久留米市田主丸町石垣	482-K-006	482-Ⅰ-003N-2	○	○	9,615	1	0	2	0	2,483	0	2
急傾斜地の崩壊	二田区-1	フタタケ-1	久留米市田主丸町石垣	482-K-007	482-Ⅰ-003N-1	○	○	4,615	0	0	1	0	2,121	0	0
急傾斜地の崩壊	善院-1	ゼンイン-1	久留米市田主丸町地徳	482-K-008	482-Ⅱ-003A-1	○		21,415	1	0	0	0	11,091	0	0
急傾斜地の崩壊	善院-2	ゼンイン-2	久留米市田主丸町地徳	482-K-009	482-Ⅱ-003A-2	○	○	3,647	2	0	0	0	1,245	2	0
急傾斜地の崩壊	堂所-2	ドウショ-2	久留米市田主丸町竹野	482-K-010	482-Ⅰ-002N-2	○	○	3,622	0	0	1	0	1,157	0	0
急傾斜地の崩壊	堂所-3	ドウショ-3	久留米市田主丸町竹野	482-K-011	482-Ⅰ-002N-3	○		419	0	0	0	0	56	0	0
急傾斜地の崩壊	堂所-1	ドウショ-1	久留米市田主丸町竹野	482-K-012	482-Ⅰ-002N-1	○		18,998	2	0	0	0	10,411	0	0
急傾斜地の崩壊	堂所-4	ドウショ-4	久留米市田主丸町竹野	482-K-013	482-Ⅰ-002N-4	○		1,348	1	0	0	0	455	0	0
急傾斜地の崩壊	隈(b)	クマ(b)	久留米市田主丸町中尾	482-K-014	482-Ⅱ-002N	○		806	0	0	0	0	227	0	0
急傾斜地の崩壊	隈(a)	クマ(a)	久留米市田主丸町中尾	482-K-015	482-Ⅱ-001N	○		2,136	1	0	0	0	945	0	0
急傾斜地の崩壊	草野町草野(a)	クサノマチクサノ(a)	久留米市草野町草野	203-K-001	203-Ⅱ-001N, Ⅲ-002N	○		18,930	2	0	0	0	10,491	0	0
急傾斜地の崩壊	草野町草野(b)	クサノマチクサノ(b)	久留米市草野町草野	203-K-002	203-Ⅲ-001N	○		8,865	0	0	0	0	3,206	0	0
急傾斜地の崩壊	草野町吉木-2	クサノマチヨシキ 2	久留米市草野町吉木	203-K-003	新規-4	○		5,683	0	0	0	0	2,270	0	0
急傾斜地の崩壊	草野町吉木(a)	クサノマチヨシキ(a)	久留米市草野町吉木	203-K-004	203-Ⅰ-012N	○	○	8,174	2	0	0	0	3,603	2	0
急傾斜地の崩壊	草野町吉木-1	クサノマチヨシキ 1	久留米市草野町吉木	203-K-005	新規-3	○		2,371	0	0	0	0	822	0	0
急傾斜地の崩壊	草野町吉木(b)	クサノマチヨシキ(b)	久留米市草野町吉木	203-K-006	203-Ⅱ-020N	○		1,680	1	0	0	0	549	0	0
急傾斜地の崩壊	山本	ヤマモト	久留米市山本町耳納	203-K-007	203-Ⅲ-006N	○		8,767	0	0	0	0	2,777	0	0
急傾斜地の崩壊	山本町耳納-2	ヤマモトマチノウ 2	久留米市山本町耳納	203-K-008	新規-24	○		17,365	1	1	0	0	6,787	0	0
急傾斜地の崩壊	山本町耳納(b)	ヤマモトマチノウ(b)	久留米市山本町耳納	203-K-009	203-Ⅱ-019N	○		216	1	0	0	0	34	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域				特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物	面積	人 家 戸 数	公共的 建物
								(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数
急傾斜地の崩壊	山本町耳納(c)	ヤマモトマチノウ(c)	久留米市山本町耳納	203-K-010	203-Ⅲ-005N	○		2,457	0	0	0	0	771	0
急傾斜地の崩壊	山本町耳納-1	ヤマモトマチノウ 1	久留米市山本町耳納及び豊田	203-K-011	新規-23	○		2,361	0	0	0	0	727	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(g)	ヤマモトマチトヨタ [*] (g)	久留米市山本町耳納及び豊田	203-K-012	203-Ⅱ-018N	○	○	3,146	2	0	0	0	986	1
急傾斜地の崩壊	宮園	ミヤソ	久留米市山本町豊田	203-K-013	203-Ⅱ-017N	○		488	0	0	0	0	97	0
急傾斜地の崩壊	山本町耳納(a)	ヤマモトマチノウ(a)	久留米市山本町豊田	203-K-014	203-Ⅰ-011N	○		1,299	1	0	0	0	228	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(e)	ヤマモトマチトヨタ [*] (e)	久留米市山本町豊田	203-K-015	203-Ⅱ-016N	○	○	666	1	0	0	0	208	1
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(f)	ヤマモトマチトヨタ [*] (f)	久留米市山本町豊田	203-K-016	203-Ⅱ-015N	○	○	38,965	8	0	0	0	18,392	3
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(c)	ヤマモトマチトヨタ [*] (c)	久留米市山本町豊田	203-K-017	203-Ⅰ-021N	○		5,594	0	0	0	0	2,804	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田-3	ヤマモトマチトヨタ [*] 3	久留米市山本町豊田	203-K-018	新規-7	○		2,447	0	0	0	0	1,510	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田-2	ヤマモトマチトヨタ [*] 2	久留米市山本町豊田	203-K-019	新規-6	○		4,608	1	0	0	0	1,500	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(b)	ヤマモトマチトヨタ [*] (b)	久留米市山本町豊田	203-K-020	203-Ⅰ-020N	○	○	6,955	2	1	0	0	4,521	1
急傾斜地の崩壊	柳坂-1	ヤナサカ 1	久留米市山本町豊田	203-K-021	203-Ⅰ-010N-1	○		939	0	0	1	1	46	0
急傾斜地の崩壊	柳坂-2	ヤナサカ 2	久留米市山本町豊田	203-K-022	203-Ⅰ-010N-2	○		420	0	0	1	0	19	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田-1	ヤマモトマチトヨタ [*] 1	久留米市山本町豊田	203-K-023	新規-2	○	○	14,897	1	0	1	0	5,966	1
急傾斜地の崩壊	山本町豊田(a)	ヤマモトマチトヨタ [*] (a)	久留米市山本町豊田	203-K-024	203-Ⅰ-009N	○		3,197	0	0	1	1	1,201	0
急傾斜地の崩壊	山本町豊田-4	ヤマモトマチトヨタ [*] 4	久留米市山本町豊田	203-K-025	新規-22	○		7,418	1	0	1	0	3,232	0
急傾斜地の崩壊	松門寺(b)	ショウモンジ [*] (b)	久留米市山本町豊田	203-K-026	203-Ⅰ-008N	○	○	16,113	11	0	0	0	6,196	1
急傾斜地の崩壊	松門寺(a)-1	ショウモンジ [*] (a)1	久留米市山川町	203-K-027	203-Ⅰ-007N-1	○	○	4,199	1	0	1	0	1,187	1
急傾斜地の崩壊	松門寺(a)-2	ショウモンジ [*] (a)2	久留米市山川町	203-K-028	203-Ⅰ-007N-2	○		1,390	0	0	0	0	259	0
急傾斜地の崩壊	松門寺(c)-1	ショウモンジ [*] (c)1	久留米市山川町	203-K-029	203-Ⅲ-004N-1	○		233	0	0	0	0	57	0
急傾斜地の崩壊	松門寺(c)-2	ショウモンジ [*] (c)2	久留米市山川町	203-K-030	203-Ⅲ-004N-2	○		1,032	0	0	0	0	210	0
急傾斜地の崩壊	本村	モトムラ	久留米市山川町	203-K-031	203-Ⅱ-013N	○		8,601	4	0	0	0	4,194	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物
									(㎡)	戸数	重複	戸数			
急傾斜地の崩壊	山川町(b)	ヤマカワマチ(b)	久留米市山川町	203-K-032	203-Ⅰ-006N	○	○	297	1	1	0	0	73	1	0
急傾斜地の崩壊	山川町(e)	ヤマカワマチ(e)	久留米市山川町	203-K-033	203-Ⅱ-012N	○	○	4,850	5	0	0	0	1,840	1	0
急傾斜地の崩壊	山川町(i)-1	ヤマカワマチ(i)1	久留米市山川町	203-K-034	203-Ⅲ-003N-1	○		1,976	0	0	0	0	803	0	0
急傾斜地の崩壊	山川町(i)-2	ヤマカワマチ(i)2	久留米市山川町	203-K-035	203-Ⅲ-003N-2	○		7,846	0	0	0	0	2,869	0	0
急傾斜地の崩壊	山川町(f)	ヤマカワマチ(f)	久留米市山川町	203-K-036	203-Ⅱ-007N	○		2,757	1	0	2	1	661	0	1
急傾斜地の崩壊	山川町(h)	ヤマカワマチ(h)	久留米市山川町	203-K-037	203-Ⅱ-008A	○		5,017	6	0	1	0	1,582	0	1
急傾斜地の崩壊	山川町(g)	ヤマカワマチ(g)	久留米市山川町	203-K-038	203-Ⅱ-009N	○	○	1,332	3	0	0	0	184	1	0
急傾斜地の崩壊	山川町(a)	ヤマカワマチ(a)	久留米市山川町及び御井町	203-K-039	203-Ⅰ-003N, Ⅱ-003N,Ⅱ-005N	○	○	9,644	10	0	1	0	3,168	4	1
急傾斜地の崩壊	茶臼山	チャウスヤマ	久留米市山川町及び御井町	203-K-040	203-Ⅰ-002N	○	○	2,910	5	1	1	1	143	2	0
急傾斜地の崩壊	梅ヶ谷	ウメガタニ	久留米市御井町	203-K-041	203-Ⅰ-004N,Ⅰ-005N	○	○	42,256	24	2	0	0	18,440	7	0
急傾斜地の崩壊	御井町-7	ミイマチ 7	久留米市御井町	203-K-042	新規-20	○		862	1	0	0	0	249	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(f)	ミイマチ(f)	久留米市御井町	203-K-043	203-Ⅱ-010N	○		3,370	2	1	0	0	732	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-6	ミイマチ 6	久留米市御井町	203-K-044	新規-19	○	○	10,280	1	1	0	0	4,791	1	0
急傾斜地の崩壊	御井町-8	ミイマチ 8	久留米市御井町	203-K-045	新規-21	○		10,485	1	0	0	0	3,419	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(g)	ミイマチ(g)	久留米市御井町	203-K-046	203-Ⅱ-011N	○	○	2,634	1	1	0	0	944	1	0
急傾斜地の崩壊	御井町(h)	ミイマチ(h)	久留米市御井町	203-K-047	203-Ⅱ-026N	○		8,011	1	1	0	0	3,815	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(i)	ミイマチ(i)	久留米市御井町及び山川町	203-K-048	203-Ⅱ-027N	○		3,324	2	0	0	0	1,165	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-9	ミイマチ 9	久留米市御井町	203-K-049	新規-25	○		15,484	1	0	0	0	6,092	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-1	ミイマチ 1	久留米市御井町	203-K-050	新規-1	○		6,694	4	0	0	0	3,000	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-2	ミイマチ 2	久留米市御井町	203-K-051	新規-5	○		6,375	1	1	0	0	2,333	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-5	ミイマチ 5	久留米市御井町	203-K-052	新規-18	○		783	2	1	0	0	235	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(e)	ミイマチ(e)	久留米市御井町	203-K-053	203-Ⅱ-006N	○	○	4,004	4	0	0	0	2,078	1	0
急傾斜地の崩壊	御井町(d)	ミイマチ(d)	久留米市御井町	203-K-054	203-Ⅱ-004N	○		620	0	0	0	0	108	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町-4	ミイマチ 4	久留米市御井町	203-K-055	新規-17	○		1,044	1	0	0	0	210	0	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積 (㎡)	人家戸数		公共的 建物		面積 (㎡)	人 家 戸 数	公共的 建物 戸数
									戸数	重複	戸数	重複			
急傾斜地の崩壊	宗崎(1)	ムナサキ(1)	久留米市御井町	203-K-056	203-Ⅰ-014N,Ⅰ-015N	○	○	32,391	31	0	0	0	13,581	10	0
急傾斜地の崩壊	宗崎(a)	ムナサキ(a)	久留米市御井町	203-K-057	203-Ⅰ-018N	○		2,078	1	0	0	0	798	0	0
急傾斜地の崩壊	宗崎(b)	ムナサキ(b)	久留米市御井町	203-K-058	203-Ⅰ-016N	○	○	12,146	21	0	0	0	4,772	2	0
急傾斜地の崩壊	御井町(k)	ミイマチ(k)	久留米市御井町及び高良内町	203-K-059	203-Ⅱ-028A	○	○	8,278	3	1	0	0	3,152	1	0
急傾斜地の崩壊	御井町-3	ミイマチ 3	久留米市御井町及び高良内町	203-K-060	新規-10	○	○	7,394	4	4	0	0	3,857	2	0
急傾斜地の崩壊	高良町(b)	コウラマチ(b)	久留米市御井町	203-K-061	203-Ⅲ-012N	○		64,578	1	0	0	0	37,330	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(d)	コウラウチマチ(d)	久留米市御井町	203-K-062	203-Ⅱ-035N, Ⅲ-013N,Ⅲ-015N	○	○	51,040	1	1	0	0	31,190	1	0
急傾斜地の崩壊	高良町(e)	コウラマチ(e)	久留米市御井町及び高良内町	203-K-063	203-Ⅲ-017N	○		35,491	0	0	0	0	24,309	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(j)	ミイマチ(j)	久留米市高良内町及び御井町	203-K-064	203-Ⅱ-025N	○	○	33,331	8	0	0	0	15,691	1	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(a)	コウラウチマチ(a)	久留米市高良内町及び御井町	203-K-065	203-Ⅰ-019N	○	○	9,137	14	0	0	0	3,647	3	0
急傾斜地の崩壊	高良町(a)	コウラマチ(a)	久留米市高良内町及び御井町	203-K-066	203-Ⅲ-007N	○		2,486	0	0	0	0	957	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(l)	ミイマチ(l)	久留米市高良内町	203-K-067	203-Ⅲ-008N	○		1,766	0	0	0	0	335	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-5	コウラウチマチ 5	久留米市高良内町及び御井町	203-K-068	新規-26	○		5,911	1	0	0	0	2,436	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-2	コウラウチマチ 2	久留米市高良内町	203-K-069	新規-11			2,030	5	0	0	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御井町(c)	ミイマチ(c)	久留米市高良内町及び御井町	203-K-070	203-Ⅰ-027N	○	○	12,248	17	0	0	0	4,943	7	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(m)	コウラウチマチ(m)	久留米市高良内町	203-K-071	203-Ⅱ-031A	○		1,743	2	0	0	0	467	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(k)	コウラウチマチ(k)	久留米市高良内町	203-K-072	203-Ⅱ-029N	○	○	14,576	3	0	0	0	8,095	3	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(e)	コウラウチマチ(e)	久留米市高良内町及び御井町	203-K-073	203-Ⅱ-034N, Ⅱ-036N,Ⅱ-037N, Ⅲ-014N,Ⅲ-016N	○	○	102,349	7	0	0	0	59,914	2	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(b)	コウラウチマチ(b)	久留米市高良内町	203-K-074	203-Ⅰ-028N, Ⅱ-038N,Ⅲ-019N	○	○	73,886	10	0	2	0	41,173	2	1
急傾斜地の崩壊	一ノ瀬(c)	イチノセ(c)	久留米市高良内町	203-K-075	203-Ⅱ-039N	○	○	20,497	5	1	0	0	9,614	1	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(j)	コウラウチマチ(j)	久留米市高良内町	203-K-076	203-Ⅱ-040N, Ⅲ-020N	○	○	21,905	3	1	0	0	8,560	2	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-7	コウラウチマチ 7	久留米市高良内町	203-K-077	新規-31	○	○	29,054	1	1	0	0	13,979	1	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物
									(㎡)	戸数	重複	戸数			
急傾斜地の崩壊	杉谷(1)	スキタニ(1)	久留米市高良内町	203-K-078	203-Ⅰ-030N	○	○	14,816	4	4	1	1	6,413	4	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-3	コウラウチマチ 3	久留米市高良内町	203-K-079	新規-12	○		23,222	0	0	0	0	9,697	0	0
急傾斜地の崩壊	杉谷	スキタニ(1)	久留米市高良内町	203-K-080	203-Ⅲ-021N	○		69,276	5	0	1	0	44,524	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-8	コウラウチマチ 8	久留米市高良内町	203-K-081	新規-32	○		6,907	0	0	0	0	4,051	0	0
急傾斜地の崩壊	一ノ瀬(a)	イチノセ(a)	久留米市高良内町	203-K-082	203-Ⅰ-029N	○		25,243	0	0	0	0	13,169	0	0
急傾斜地の崩壊	高良町(k)	コウラマチ(k)	久留米市高良内町	203-K-083	203-Ⅲ-018N	○		23,091	0	0	0	0	16,557	0	0
急傾斜地の崩壊	高良町(i)	コウラマチ(i)	久留米市高良内町	203-K-084	203-Ⅲ-011N	○		18,520	0	0	0	0	10,646	0	0
急傾斜地の崩壊	高良町(h)	コウラマチ(h)	久留米市高良内町	203-K-085	203-Ⅲ-010N	○		21,075	0	0	0	0	9,467	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(g)	コウラウチマチ(g)	久留米市高良内町及び青峰 2 丁目	203-K-086	203-Ⅱ-032N, Ⅱ-033N,Ⅲ-009N	○	○	51,811	7	0	0	0	27,046	2	0
急傾斜地の崩壊	高良内町(c)	コウラウチマチ(c)	久留米市高良内町及び青峰 2 丁目	203-K-087	203-Ⅰ-024N	○	○	854	2	0	0	0	164	1	0
急傾斜地の崩壊	井堀	イホリ	久留米市高良内町及び青峰 2 丁目	203-K-088	203-Ⅰ-025A,Ⅰ-026N	○	○	31,449	25	0	1	0	9,246	1	1
急傾斜地の崩壊	高良内町-1	コウラウチマチ 1	久留米市高良内町	203-K-089	新規-8	○		5,851	0	0	0	0	2,677	0	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-4	コウラウチマチ 4	久留米市高良内町	203-K-090	新規-13	○		7,241	0	0	1	0	3,361	0	1
急傾斜地の崩壊	高良内町(i)	コウラウチマチ(i)	久留米市高良内町	203-K-091	203-Ⅱ-044N	○	○	8,913	2	2	0	0	4,602	1	0
急傾斜地の崩壊	高良内町-6	コウラウチマチ 6	久留米市高良内町	203-K-092	新規-27	○	○	14,219	2	0	0	0	8,821	2	0
急傾斜地の崩壊	花の谷-2	ハナノタニ 2	久留米市青峰 2 丁目及び高良内町	203-K-093	203-Ⅰ-023A-2	○		10,133	7	1	0	0	3,928	0	0
急傾斜地の崩壊	花の谷-1	ハナノタニ 1	久留米市青峰 2 丁目及び高良内町	203-K-094	203-Ⅰ-023A-1	○	○	7,899	10	2	0	0	2,072	5	0
急傾斜地の崩壊	青峰 2 丁目	セイホウニチョウメ	久留米市青峰 2 丁目及び高良内町	203-K-095	新規-9	○		10,426	2	0	0	0	4,805	0	0
急傾斜地の崩壊	青峰(b)	セイホウ(b)	久留米市青峰 2 丁目及び高良内町	203-K-096	203-Ⅱ-043N	○		15,142	8	1	0	0	5,832	0	0
急傾斜地の崩壊	青峰(2)	セイホウ(2)	久留米市青峰 3 丁目、 青峰 2 丁目及び高良内町	203-K-097	203-Ⅰ-033A	○	○	26,536	73	1	1	0	12,117	69	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物
								(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数	
急傾斜地の崩壊	青峰(a)	セイホウ(a)	久留米市青峰 1 丁目	203-K-098	203-Ⅰ-022A			1,879	19	0	1	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(b)	フジヤママチ(b)	久留米市藤山町	203-K-099	203-Ⅱ-042N	○	○	4,494	3	0	0	0	1,617	2	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(h)	フジヤママチ(h)	久留米市藤山町	203-K-100	203-Ⅲ-022N	○		5,178	0	0	0	0	1,888	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(c)	フジヤママチ(c)	久留米市藤山町	203-K-101	203-Ⅱ-048N	○	○	5,371	1	1	0	0	1,887	1	0
急傾斜地の崩壊	藤山町-4	フジヤママチ 4	久留米市藤山町	203-K-102	新規-29	○		3,800	1	0	0	0	1,569	0	0
急傾斜地の崩壊	下浦	シモウラ	久留米市藤山町	203-K-103	203-Ⅰ-035N	○	○	6,066	9	0	0	0	2,178	4	0
急傾斜地の崩壊	藤山町-5	フジヤママチ 5	久留米市藤山町	203-K-104	新規-30	○	○	1,952	3	0	0	0	582	1	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(a)	フジヤママチ(a)	久留米市藤山町	203-K-105	203-Ⅰ-036N	○	○	19,731	14	1	0	0	7,810	6	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(e)	フジヤママチ(e)	久留米市藤山町	203-K-106	203-Ⅱ-051N	○	○	6,450	3	2	0	0	2,365	3	0
急傾斜地の崩壊	藤山(1)	フジヤママチ(1)	久留米市藤山町	203-K-107	203-Ⅰ-037N	○	○	7,233	8	0	0	0	2,421	2	0
急傾斜地の崩壊	藤山町-1	フジヤママチ 1	久留米市藤山町	203-K-108	新規-14	○		836	0	0	0	0	317	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町-2	フジヤママチ 2	久留米市藤山町	203-K-109	新規-15	○		1,017	0	0	0	0	292	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山(2)	フジヤママチ(2)	久留米市藤山町	203-K-110	203-Ⅰ-038N	○	○	8,129	5	1	0	0	3,244	2	0
急傾斜地の崩壊	藤山町-3	フジヤママチ 3	久留米市藤山町	203-K-111	新規-16	○	○	2,558	1	0	0	0	922	1	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(i)	フジヤママチ(i)	久留米市藤山町	203-K-112	203-Ⅲ-023N	○		7,025	0	0	0	0	2,506	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(f)-1	フジヤママチ(f)-1	久留米市藤山町	203-K-113	203-Ⅱ-052N-1	○		17,325	1	0	0	0	6,416	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(f)-2	フジヤママチ(f)-2	久留米市藤山町	203-K-114	203-Ⅱ-052N-2	○		848	1	0	0	0	190	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山町(g)	フジヤママチ(g)	久留米市藤山町	203-K-115	203-Ⅱ-050N	○	○	1,713	1	0	0	0	355	1	0
急傾斜地の崩壊	野中町(b)	ノナカマチ(b)	久留米市野中町	203-K-116	203-Ⅱ-002N	○		1,873	1	0	0	0	560	0	0
急傾斜地の崩壊	野中町(a)	ノナカマチ(a)	久留米市野中町	203-K-117	203-Ⅰ-001A	○		1,600	0	0	1	0	339	0	0
急傾斜地の崩壊	国分町(a)	コクブマチ(a)	久留米市国分町及び野中町	203-K-118	203-Ⅰ-013N	○	○	1,429	1	0	0	0	289	1	0
急傾斜地の崩壊	国分町(b)	コクブマチ(b)	久留米市国分町	203-K-119	203-Ⅱ-021N, Ⅱ-022N	○	○	7,706	4	0	0	0	660	2	0
急傾斜地の崩壊	国分町(d)	コクブマチ(d)	久留米市国分町	203-K-120	203-Ⅱ-023N	○	○	2,421	1	0	0	0	639	1	0
急傾斜地の崩壊	国分町(e)	コクブマチ(e)	久留米市国分町	203-K-121	203-Ⅱ-024N	○	○	1,206	5	0	0	0	230	2	0
急傾斜地の崩壊	上津(c)	カミツ(c)	久留米市上津町	203-K-122	203-Ⅱ-030N	○	○	916	2	0	0	0	168	1	0

自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	区域の番号	旧危険箇所 番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	警戒区域					特別警戒区域		
								面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物
								(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)	戸数	戸数
急傾斜地の崩壊	上津(e)	カミツ(e)	久留米市上津町	203-K-123	203-II-041A			911	4	0	0	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上津(b)	カミツ(b)	久留米市上津町	203-K-124	203-I-032A	○		1,910	1	0	1	0	178	0	0
急傾斜地の崩壊	上津(a)	カミツ(a)	久留米市上津町	203-K-125	203-I-031A			747	0	0	1	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上津(d)-2	カミツ(d)2	久留米市藤光町	203-K-126	203-I-034N-2, II-047N	○	○	7,741	4	0	0	0	2,283	1	0
急傾斜地の崩壊	上津(d)-1	カミツ(d)1	久留米市藤光町	203-K-127	203-I-034N-1	○	○	1,075	2	0	0	0	225	1	0
急傾斜地の崩壊	藤光町(c)	フジミツマチ(c)	久留米市藤光町	203-K-128	203-II-045N			1,450	1	0	0	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤光町	フジミツマチ	久留米市藤光町	203-K-129	新規-28	○		607	0	0	0	0	120	0	0
急傾斜地の崩壊	藤光町(b)	フジミツマチ(b)	久留米市藤光町	203-K-130	203-II-046N	○	○	1,019	1	0	0	0	243	1	0
急傾斜地の崩壊	藤田	フジタ	久留米市荒木町藤田及び 八女郡広川町藤田	203-K-131	203-II-053N	○	○	3,069	1	0	0	0	825	1	0
								小計	510	37	22	5			
箇所数(区域数)		146				141	58		473		17			187	8
								合 計		490			合 計		195
注 1) 人家戸数・公共的建物の戸数とは居室を有する建築物の数のことで、住宅地図に表示されている戸別名の数进行各々、危険箇所毎に計上した値である。 (例:二世帯住宅=2 戸、マンション・アパート等=1 戸)															
注 2) 人家戸数・公共的建物の重複とは、他の斜面による急傾斜地の崩壊の警戒区域と重複している戸数のことで、同じ建物が二重計上されないように、重複している区域のうち 区域番号が大きいほうに戸数を計上した。したがって、重複戸数が「0」であっても重複していないとは限らない。															

(地すべり)																	
自然現象 の種類	区域の 名称	区域の名称 (読みカナ)	住所	危険箇所 番号	区域の番号	ブ ロ ッ ク 名	特 別 警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域 人 家	ラ ン ク 区 分	警戒区域					特別警戒区域		
										面積	人家戸数		公共的 建物		面積	人家 戸数	公共的 建物 戸数
										(㎡)	戸数	重複	戸数	重複	(㎡)		
地すべり	地徳	チク	久留米市田主丸町地徳	482-J-001	482-J-118	I			B	71,267	10	0	0	0	—	—	—
地すべり	夫婦木	メトギ	久留米市草野町草野	203-J-119	J-001	A			B	33,042	0	0	0	0	—	—	—
						B			B	19,877	0	0	0	0	—	—	—
						C			B	60,871	0	0	0	0	—	—	—
						D			B	11,200	0	0	0	0	—	—	—
地すべり	水車谷	スイシャダニ	久留米市高良内町	203-J-120	J-002	A			B	49,386	0	0	0	0	—	—	—
						B			B	37,517	0	0	0	0	—	—	—
地すべり	竹の子	タケノコ	久留米市御井町	203-NJ-001	203-J-003	A			C	17,954	34	0	0	0	—	—	—
						B			C	13,729	15	0	0	0	—	—	—
										小計	59	0	0	0			
箇所数(区域数)		4					0	0			59		0			0	0
										合 計		59			合 計	0	
※ 人家戸数は居室を有する建築物の数																	
※ 人家戸数の重複とは、他の地すべりの警戒区域と重複している戸数を記入すること。																	

重要水防箇所一覧

国管理河川重要水防箇所

重要水防箇所評定基準

平成 31 年 2 月改定

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	要注意区間
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じるおそれが高く、機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて機能に支障が生じる変状の生じるおそれが高く、機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは、機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて機能に支障が生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	要注意区間
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防では築造後3年以内の箇所。 堤防跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

※水防活動の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間として、「重点区間」を設定した。
筑後川では、中期の流下能力(1/30)が 50%未満かつ、堤防高(流下能力)の評価が A ランクの区間。

重要水防箇所（Aランク）

河川名	番号	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
筑後川	1	久留米市城島町檜津	左岸	12K900～13K300	404	越水B・水衝・ 洗掘A	積土のう 木流し
〃	2	〃 東合川	左岸	32K100～32K700	690	水衝・洗掘A	木流し
〃	3	〃 善導寺町	左岸	36K900～37K225	344	越水A	積土のう
〃	4	〃 北野町石崎	右岸	33K100～33K300	200	水衝・洗掘A	木流し
〃	5	〃 北野町石崎	右岸	33K300～33K700	400	越水B・水衝・ 洗掘A	積土のう 木流し
巨瀬川	6	〃 善導寺町 ～田主丸町	左岸	2K100～8K500	6,402	越水A	積土のう
〃	7	〃 善導寺町 ～田主丸町	左岸	8K700～9K300	600	越水A	積土のう
〃	8	〃 田主丸町	左岸	9K300～9K450	150	越水A・水衝・ 洗掘B	積土のう 木流し
〃	9	〃 田主丸町	左岸	9K450～10K000	550	越水A	積土のう
〃	10	〃 善導寺町 ～北野町日比生	右岸	0K000～2K700	2,541	越水A	積土のう
〃	11	〃 善導寺町	右岸	2K700～2K900	278	越水A・水衝・ 洗掘B	積土のう 木流し
〃	12	〃 善導寺町	右岸	2K900～3K900	995	越水A	積土のう
〃	13	〃 善導寺町	右岸	3K900～4K100	206	越水A・水衝・ 洗掘B	積土のう 木流し
〃	14	〃 善導寺町	右岸	4K100～4K300	200	越水A	積土のう
〃	15	〃 田主丸町	右岸	4K300～5K700	1,400	越水A・堤体 漏水B	積土のうエ シート張り工
〃	16	〃 田主丸町	右岸	5K700～9K050	3,375	越水A	積土のう
〃	17	〃 田主丸町	右岸	9K050～9K100	50	越水A・水衝・ 洗掘A	積土のう 木流し
〃	18	〃 田主丸町	右岸	9K100～10K000	900	越水A・水衝・ 洗掘A	積土のう
小石原 川	19	〃 北野町	左岸	-0K975～-0K700	296	越水A	積土のう
〃	20	〃 北野町 ～大刀洗町大字守部	左岸	0K025～1K725	1,655	越水A	積土のう
計				20 箇所	21,636		

重要水防箇所 (B ランク)

河川名	番号	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
筑後川	1	久留米市城島町青木島 ～江島	左岸	12K150～12K550	398	越水 B	積土のう
〃	2	〃 城島町檜津	左岸	12K700～12K900	202	越水 B	積土のう
〃	3	〃 城島町檜津	左岸	13K300～14K075	801	越水 B	積土のう
〃	4	〃 梅満町 ～瀬ノ下町	左岸	23K400～24K192	859	基礎地盤漏 水 B	月の輪
〃	5	〃 梅満町 ～瀬ノ下町	左岸	24K398～24K800	402	基礎地盤漏 水 B	月の輪
〃	6	〃 瀬ノ下町	左岸	25K525～25K725	200	越水 B	積土のう
〃	7	〃 瀬ノ下町	左岸	26K061～26K100	39	越水 B	積土のう
〃	8	〃 太郎原町	左岸	33K900～34K100	200	越水 B	積土のう
〃	9	〃 北野町大城	左岸	38K150～38K700	550	越水 B	積土のう
〃	10	〃 大橋町蜷川	左岸	39K300～40K900	1,609	越水 B	積土のう
〃	11	〃 田主丸町恵利	左岸	43K700～44K300	600	堤体漏水 B	シート張り
〃	12	〃 田主丸町恵利	左岸	45K276～45K400	124	堤体漏水 B・基礎地 盤漏水 B	シート張り 月の輪
〃	13	〃 田主丸町恵利	左岸	45K400～45K750	350	堤体漏水 B	シート張り
〃	14	〃 田主丸町恵利	左岸	45K950～46K500	544	堤体漏水 B	シート張り
〃	15	〃 田主丸町野田 ～田主丸町船越	左岸	46K700～47K900	1,200	堤体漏水 B	シート張り
〃	16	〃 田主丸町船越 ～朝倉市山田	左岸	47K900～51K700	3,800	堤体漏水 B	シート張り
〃	17	〃 城島町下田	右岸	16K500～16K620	119	越水 B・堤 体漏水 B	積土のう シート張り
〃	18	〃 小森野	右岸	27K100～27K300	200	堤体漏水 B	シート張り
〃	19	〃 小森野	右岸	27K300～27K425	125	越水 B・堤 体漏水 B	積土のう シート張り
〃	20	〃 小森野～高野	右岸	27K700～28K700	1,000	堤体漏水 B	シート張り
〃	21	〃 宮ノ陣	右岸	29K900～30K350	450	越水 B	積土のう

河川名	番号	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
筑後川	22	久留米市宮ノ陣	右岸	30K350～30K700	350	越水B・堤 体漏水B	積土のう シート張り
〃	23	〃 宮ノ陣	右岸	30K700～30K900	200	堤体漏水B	シート張り
〃	24	〃 宮ノ陣	右岸	31K100～31K900	800	堤体漏水B	シート張り
〃	25	〃 北野町高良 ～北野町鳥巢	右岸	33K900～34K150	250	越水B	積土のう
〃	26	〃 北野町高良 ～北野町鳥巢	右岸	34K150～34K200	50	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	27	〃 北野町高良 ～北野町鳥巢	右岸	34K200～34K450	250	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	28	〃 北野町鳥巢	右岸	35K000～35K250	250	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	29	〃 北野町鳥巢	右岸	35K250～35K700	450	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	30	〃 北野町鳥巢	右岸	35K700～36K250	550	越水B	積土のう
〃	31	〃 北野町中島	右岸	36K500～36K900	400	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	32	〃 北野町塚島	右岸	36K900～37K100	200	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	33	〃 北野町塚島	右岸	37K100～37K200	100	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	34	〃 北野町塚島	右岸	37K300～37K700	400	越水B	積土のう
〃	35	〃 北野町金島	右岸	38K900～39K125	196	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	36	〃 北野町金島	右岸	39K125～39K300	88	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	37	〃 北野町金島	右岸	39K300～39K500	200	基礎地盤漏 水B	月の輪
〃	38	〃 北野町金島	右岸	39K500～40K025	562	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	39	〃 北野町中川	右岸	40K300～40K475	175	越水B	積土のう
広川	40	〃 城島町内野	左岸	0K000～0K075	75	越水B	積土のう
〃	41	久留米市大善寺町中津	右岸	2K500～3K350	850	越水B	積土のう

河川名	番号	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
宝満川	42	〃 小森野	左岸	0K700～0K900	200	堤体漏水B	シート張り
〃	43	〃 小森野	左岸	1K900～2K675	775	堤体漏水B	シート張り
高良川	44	〃 合川町	左岸	0K700～1K600	844	越水B	積土のう
〃	45	〃 合川町	右岸	0K900～1K600	644	越水B	積土のう
巨瀬川	46	〃 田主丸町	左岸	8K500～8K700	200	越水B	積土のう
小石原 川	47	〃 北野町八重亀	左岸	-1K000～-0K975	28	越水B	積土のう
〃	48	〃 北野町中川 ～大刀洗町大字守部	左岸	-0K700～0K025	758	越水B	積土のう
〃	49	〃 北野町八重亀	右岸	-1K000～-0K700	300	越水B・基 礎地盤漏水 B	積土のう 月の輪
〃	50	〃 北野町中川 ～大刀洗町大字守部	右岸	-0K700～0K000	700	越水B	積土のう
計				50 箇所	24,617		

重要水防箇所（要注意区間）

河川名	番号	地先名	左右 岸 の区 別	位置	延長 m	備考	水防工法
筑後川	1	久留米市瀬ノ下町	左岸	25K725～ 25K850	125	施工後3年以内 (令和5年度施工)	
〃	2	〃 瀬ノ下町	左岸	25K850～ 26K061	211	施行後3年以内 (令和4年度施工)	
〃	3	〃 城島町浮島	右岸	11K525～ 11K668	143	施工後3年以内 (令和3,4年度施 工)	
〃	4	〃 城島町出来島	右岸	12K650～ 12K800	150	施行後3年以内 (令和4年度施工)	
〃	5	〃 小森野町	右岸	27K425～ 27K590	165	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	6	〃 北野町石崎	右岸	32K585～ 33K025	440	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	7	〃 北野町高良 ～鳥巢	右岸	33K977～ 34K200	223	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
筑後川	8	久留米市北野町鳥巢	右岸	34K200～ 35K250	1050	施工後3年以内 (令和4年度施工)	

河川名	番号	地先名	左右岸の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
〃	9	〃 北野町鳥巢	右岸	35K250～ 35K450	200	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	10	〃 北野町鳥巢	右岸	35K825～ 36K250	425	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	11	〃 北野町金島	右岸	39K536～ 40K000	464	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
広川	12	〃 三瀨町草場	左岸	0K656～1K659	1,003	施工後3年以内 (令和元年度、2年度施工)	
宝満川	13	〃 小森野	左岸	0K000～0K325	325	施工後3年以内 (令和4年度施工)	
巨瀬川	14	〃 田主丸町	左岸	6K537～6K625	88	施工後3年以内 (令和元年度、2年度施工)	
〃	15	〃 田主丸町	左岸	7K275～7K475	200	施工後3年以内 (令和4年度施工)	
〃	16	〃 田主丸町	左岸	7K516～7K685	169	施工後3年以内 (令和5年度施工)	
〃	17	〃 田主丸町	左岸	7K720～8K000	280	施工後3年以内 (令和3,4年度施工)	
〃	18	〃 田主丸町	左岸	8K138～8K450	312	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	19	〃 田主丸町	右岸	5K850～6K012	162	施工後3年以内 (令和元年度、2年度施工)	
〃	20	〃 田主丸町	右岸	6K600～6K825	225	施工後3年以内 (令和元年度、2年度施工)	
〃	21	〃 田主丸町	右岸	7K225～7K450	225	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
〃	22	〃 田主丸町	右岸	7K700～7K989	289	施工後3年以内 (令和3,4年度施工)	
小石原川	23	〃 北野町八重亀	右岸	－1K000～－ 0K760	240	施工後3年以内 (令和2年度施工)	
筑後川	24	〃 梅満町	左岸	24K350～ 24K450	100	工事施工 (出水期間中の堤防 開削工事箇所)	
計				24 箇所	7,214		

重要水防箇所（重点区間）

河川名	番号	地先名	左右岸の区別	位置	延長 m	備考	水防工法
巨瀬川	1	久留米市田主丸町	左岸	5K300～8k500	3,178	越水A	積土のう

〃	2	〃 田主丸町	左岸	8K700～9k300	600	越水A	積土のう
〃	3	〃 田主丸町	左岸	9K300～9k450	150	越水A・水 衝・洗掘B	積土のう 木流し
〃	4	〃 田主丸町	左岸	9K450～10k000	550	越水A	積土のう
〃	5	〃 田主丸町	右岸	5K625～5K700	75	越水A・堤体 漏水B	積土のう シート張り
〃	6	〃 田主丸町	右岸	5K700～10k000	4,309	越水A	積土のう
小石原 川	7	大刀洗町菅野 ～久留米市北野町中川	左岸	0K100～1K490	1,363	越水A	積土のう
計				7 箇所	10,225		

県管理(中・小)河川水防箇所

重要水防箇所 A・B・C は次の区分に、基準する

- A 背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設(鉄道,主要道路)があり、甚大な被害が予想されるもの。
 B 背後地に家屋あるいは、公共施設に被害が予想されるもの。
 C 背後地の農地(田畑等)に被害が予想されるもの。

番号	河川名	左右岸別	位置				重要度	予想される事態	水防工法
			延長(m)	町	大字	キロ杭位置			
1	高良川	左右	6,200 6,200	野中 高良内		高良川橋から水車橋まで	A	洗掘	木流、捨石
2	上津荒木川	左右	60 80	上津		川原橋上流	A	崩壊	積土のう
3	大刀洗川	右	50	宮ノ陣	古賀茶屋	西の宮橋から上流	B	溢水	積土のう
4	大谷川	左右	1,810 1,810	善導寺	木塚	県道豊田北野線から JR 久大本線まで	A	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
5	大谷川	左右	1,000 1,000	山本	耳納	県道浮羽草野久留米線 上流	A	溢水 洗掘	木流し工 積土のう
6	不動川	左右	2,612 2,612	善導寺	与田	藤町川合流点から 県道浮羽草野久留米線まで	B	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
7	藤町川	左右	830 830	善導寺	飯田	不動川合流点から 国道 210 号まで	A	溢水 崩壊	土俵羽口工 積土のう
8	発心川	左右	1,800 1,800	草野		県道蜷川草野線から JR 久大本線まで	B	溢水 崩壊	積土のう
9	堺 川	左右	2,000 2,000	草野 田主丸	中尾	国道 210 号から JR 久大本線まで	B	溢水	積土のう
10	東本川	左右	200 200	田主丸	益生田	JR 久大本線から上流 100m、下流 100m	C	溢水	積土のう
11	宇田貫川	左右	500 500	城島	城島 檜津	河口から	B	溢水	積土のう
12	宇田貫川	左右	50 50	城島	江上 上六町原	上流端 500m 地点より 下流	C	溢水	積土のう
13	巨瀬川	左	315	田主丸	田主丸	中央橋から馬場橋まで	A	溢水	積土のう
14	切通川	左	3,000	城島	下田 芦塚	佐賀県境から両国橋付近 まで	B	溢水、 崩壊	積土のう

【注】 位置については下流から上流まで

市管理河川水防箇所

1 日 (24 時間) の降雨量

A 100 mm程度で被害が予想される箇所

B 200 mm程度で被害が予想される箇所

C 300 mm程度で被害が予想される箇所

番号	河川名	地 先 名 (位置)	左 右 岸 別	延 長 m	予 想 さ れ る 事 態	重要度
1	安武川	安武町住吉(城島大川線から下流)	左 右	440 272	断面不足で水があふれる(溢水)恐れあり	B B
2	筋違川	巨瀬川～上流1,000m	左 右	1,000 1000	堤防高不足により水があふれる(溢水)恐れあり	B B
3	西本川	県管理河川東本川合流点～山苞の道迄	左 右	650 650	護岸不良、堤防高不足により水があふれる(溢水)恐れあり	B B
4	八幡川	田主丸町久大線～山苞の道迄	左 右	1,050 1,050	護岸不良、堤防高不足により水があふれる(溢水)恐れあり	B B
5	千ノ尾川	市道 T794号線～県道浮羽草野久留米線迄	左 右	600 600	護岸不良、堤防高不足により水があふれる(溢水)恐れあり	B B
6	七夕川	久大線～県道浮羽草野久留米線迄	左 右	300 300	護岸不良、堤防高不足により水があふれる(溢水)恐れあり、一部クラック発生	B B
7	ひばり川	田主丸小学校下流	左 右	1,500 1,500	巨瀬川のバックによる浸水(冠水)の恐れあり	B B

【資料 6】

防災上重要な農業水利施設

(1) 防災重点農業用ため池 (令和 6 年 4 月 1 日現在 81 ヶ所)

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」

(令和 2 年 10 月 1 日施行) 第 4 条により指定

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池で以下に該当するもの。

- ① 当該農業用ため池から水平距離が 100m 未満の浸水区域内に住宅等が在すること。
- ② 貯水する容量が 1,000 m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が在すること。
- ③ 貯水する容量が、5,000 m³以上であり、かつ浸水区域に住宅等が在すること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件、その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの。

	ため池名称	所在地大字		ため池名称	所在地大字
1	森部ため池	田主丸町森部	2 7	井堀ため池	高良内町
2	富本ため池	田主丸町竹野	2 8	床並ため池	高良内町
3	寺尻ため池	草野町紅桃林	2 9	鷹月ため池	高良内町
4	中町ため池	草野町草野	3 0	小笹ため池	青峰一丁目
5	第 2 矢作ため池	草野町矢作	3 1	甲塚池	藤山町
6	第 1 矢作ため池	草野町矢作	3 2	神野池	藤山町
7	後田ため池	草野町草野	3 3	平原池	藤山町
8	山王山（中浦田）ため池	草野町矢作	3 4	猪の口池	藤山町
9	吉木上の堤	草野町吉木	3 5	立林池（上）	藤山町
1 0	浅井ため池	山本町耳納	3 6	立林池（下）	藤山町
1 1	星熊ため池	山本町耳納	3 7	キロメキ池	藤山町
1 2	兜山ため池	山本町豊田	3 8	ジंकソ池	藤山町
1 3	浦畑ため池	山本町豊田	3 9	大裏ため池	山川町
1 4	サイムため池	山本町豊田	4 0	浦田（長園）ため池	山川町
1 5	夫婦堤（東）	山本町豊田	4 1	正源寺ため池	野中町
1 6	夫婦堤（西）	山本町豊田	4 2	柳ノ瀬ため池	上津町
1 7	前田ため池	山本町豊田	4 3	中屋ため池	上津町
1 8	大浦ため池	山本町豊田	4 4	池田三段（上）池	上津町
1 9	神ノ園ため池	山川町	4 5	池田三段（中）池	上津町
2 0	蓮華寺ため池	山川町	4 6	池田三段（下）池	上津町
2 1	王子ため池	山川町	4 7	杉谷池	上津町
2 2	二子池（下）	山川町	4 8	松葉諏訪（上）池	上津町
2 3	二子池（上）	山川町	4 9	松葉諏訪（下）池	上津町
2 4	塚本ため池	山川町	5 0	中尾山三段（上）池	上津町
2 5	愛宕ため池	御井町	5 1	中尾山三段（中）池	上津町
2 6	一木谷ため池	高良内町	5 2	中尾山三段（下）池	上津町

	ため池名称	所在地大字		ため池名称	所在地大字
5 3	ムルガ（上）池	藤光町	6 8	寺尾池	荒木町藤田
5 4	ムルガ（下）池	藤光町	6 9	車路ため池	荒木町荒木
5 5	亀ノ甲池	藤山町	7 0	山の内池	荒木町荒木
5 6	立石池	藤光町	7 1	鷲塚三段（上）池	荒木町荒木
5 7	北熊形池	藤光町	7 2	鷲塚三段（中）池	荒木町荒木
5 8	南熊形池	藤光町	7 3	井牟田池	荒木町荒木
5 9	大道池	藤光町	7 4	大ハサコ池	荒木町今
6 0	大道二段（上）池	上津町	7 5	銭亀ため池	三潞町西牟田
6 1	北床池	藤山町	7 6	第1孫田ため池	三潞町西牟田
6 2	カリマタ池	藤山町	7 7	第2孫田ため池	三潞町西牟田
6 3	大道二段（下）池	藤光町	7 8	第3孫田ため池	三潞町西牟田
6 4	宮の谷池	藤光町	7 9	新ため池	三潞町西牟田
6 5	板橋ため池	藤光町	8 0	清導寺（上）ため池	三潞町西牟田
6 6	東林寺池	藤光町	8 1	清導寺（下）ため池	三潞町西牟田
6 7	笹尾池	藤光町			

【資料 7】

山地災害危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区一覧表 (民有林)

危険地区番号		地区名	大字	字	保 全 対 象						備考
					人家 50 戸 以 上	人家 10 ～ 49 戸 以 上	人家 5 ～ 9 戸 以 上	人家 4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設	道路	
市町村	地区										
203	1	ヨシミタケ	山川町	ヨシミタケ		27			0	他	
203	2	ナナマガリ	山川町	ナナマガリ				2	0	他	
203	3	東丈比	山本町豊田	東丈比		47			0	他	
203	4	ザラメキ	山本町豊田	ザラメキ		39			1	他	
203	5	赤井	山本町耳納	赤井				3	1	他	
203	6	立木拂	草野町吉木	立木拂		18			0	他	
203	7	古城山	草野町吉木	古城山				3	0	他	
203	8	山王山	草野町矢作	山王山				3	0	他	
203	9	発心谷	草野町草野	発心谷		17			1	県	
203	10	下伊勢ノ尾	田主丸町中尾	下伊勢ノ尾		39			0	他	
203	11	堂所ノ二	田主丸町竹野	堂所ノ二		49			0	他	
203	12	星ヶ崎	田主丸町地徳	星ヶ崎		26			0	他	
203	13	アラタテ	田主丸町地徳	アラタテ		23			0	他	
203	14	外野	田主丸町益生田	外野				1	0	県	
203	15	へイケ	田主丸町益生田	へイケ				3	0	県	
203	16	高尾	田主丸町石垣	高尾			6		1	他	
203	17	高良山 1	御井町	高良山		20			0	県	
203	18	高良山 2	御井町	高良山		14			0	他	
203	19	高良山 3	御井町	高良山		13			1	県	
203	20	温石 1	高良内町	温石		21			0	県	
203	21	温石 2	高良内町	温石				4	0	他	
203	22	明星	高良内町	明星		12			0	県	
203	23	温石 3	高良内町	温石		14			0	県	
203	24	一ノ瀬山 1	高良内町	一ノ瀬山		13			1	県	
203	25	一ノ瀬山 2	高良内町	一ノ瀬山					0	県	
203	26	向耳納 1	高良内町	向耳納					0	県	
203	27	寺尾山	高良内町	寺尾山				1	0	県	
203	28	向耳納 2	高良内町	向耳納					0	県	
203	29	本谷	高良内町	本谷					0	県	
203	30	花の谷	高良内町	花の谷	62				2	他	
203	31	ウラヤマ	藤山町	ウラヤマ	58				0	他	

(2) 地すべり危険地区一覧表（民有林）

危険地区番号		地区名	大字	字	保 全 対 象						備考
					人家 50 戸 以上	人家 10 ～ 49 戸 以上	人家 5 ～ 9 戸 以上	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
市町村	地区										
203	1	竹の子	御井町	高良山	91				2	県	

(3) 崩壊土砂流出危険地区一覧表（民有林）

危険地区番号		地区名	大字	字	保 全 対 象						備考
					人家 50 戸 以上	人家 10 ～ 49 戸 以上	人家 5 ～ 9 戸 以上	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
市町村	地区										
203	1	妙見谷	山川町	妙見谷	580				9	国	
203	2	ナナマガリ	山川町	ナナマガリ	173				3	県	
203	3	道川	山本町豊田	道川	107				0	県	
203	4	兜山西	山本町豊田	兜山西	71				1	他	
203	5	桜ヶ谷	山本町豊田	桜ヶ谷	135				6	県	
203	6	大尾	山本町耳納	大尾	56				1	他	
203	7	赤井 1	山本町耳納	赤井		38			0	他	
203	8	赤井 2	山本町耳納	赤井	68				1	他	
203	9	ナマヅガオ	山本町耳納	ナマヅガオ	78				1	他	
203	10	本谷	草野町吉木	本谷	74				1	他	
203	11	竹井城 1	草野町吉木	竹井城	192				2	他	
203	12	竹井城 2	草野町吉木	竹井城	63				0	他	
203	13	松ヶ尾	草野町吉木	松ヶ尾	227				1	県	
203	14	サンノウザン	草野町矢作	サンノウザン	61				4	他	
203	15	西高太郎	草野町草野	西高太郎	157				7	県	
203	16	東タヲリ	草野町草野	東タヲリ		17			0	県	
203	17	蔵跡	草野町草野	蔵跡	126				2	県	
203	18	南面の上	草野町草野	南面の上	153				1	県	
203	19	耳納 1	田主丸町中尾	耳納	55				0	他	
203	20	耳納 2	田主丸町中尾	耳納	117				3	県	
203	21	耳納 3	田主丸町竹野	耳納	113				0	県	
203	22	白建石	田主丸町地徳	白建石	165				0	県	
203	23	耳納尾	田主丸町地徳	耳納尾	157				0	県	

危険地区番号		地区名	大字	字	保 全 対 象						備考
					人家 50 戸 以 上	人家 10 ～ 49 戸 以 上	人家 5 ～ 9 戸 以 上	人家 4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設	道路	
市町村	地区										
203	24	鳥越山	田主丸町地徳	鳥越山		15			0	他	
203	25	丸山	田主丸町益生田	丸山	193				1	県	
203	26	東葛尾	田主丸町益生田	東葛尾	147				1	県	
203	27	小芝原	田主丸町益生田	小芝原	171				0	県	
203	28	花殿	田主丸町益生田	花殿	158				0	県	
203	29	高丸	田主丸町益生田	高丸	127				1	県	
203	30	ヘイケ	田主丸町益生田	ヘイケ	71				1	県	
203	31	山王	田主丸町益生田	山王	75				2	県	
203	32	耳納4	田主丸町石垣	耳納	82				2	県	
203	33	耳納5	田主丸町石垣	耳納		31			1	他	
203	34	大塚清長橋	田主丸町石垣	大塚清長橋		11			1	他	
203	35	笹ヶ谷	田主丸町森部	笹ヶ谷	113				0	県	
203	36	京ノ尾	田主丸町森部	京ノ尾		15			0	他	
203	37	高良山1	御井町	高良山	334				0	県	
203	38	高良山2	御井町	高良山	249				2	県	
203	39	高良山3	御井町	高良山	318				4	県	
203	40	高良山4	御井町	高良山		28			1	県	
203	41	高良山5	御井町	高良山		16			0	県	
203	42	温石	高良内町	温石			7		0	県	
203	43	鍛冶山谷	高良内町	鍛冶山谷					0	県	
203	44	蛭谷	高良内町	蛭谷					0	県	
203	45	風呂谷	高良内町	風呂谷			5		0	県	
203	46	山神谷	高良内町	山神谷		12			0	県	
203	47	森ノ上	高良内町	森ノ上		11			0	県	
203	48	ホシタニ	高良内町	ホシタニ					0	県	
203	49	向耳納	高良内町	向耳納					0	県	
203	50	明星1	高良内町	明星					0	県	
203	51	明星2	高良内町	明星				3	0	県	
203	52	明星3	高良内町	明星		15			0	県	
203	53	花の谷1	高良内町	花の谷			9		0	県	
203	54	花の谷2	高良内町	花の谷			9		0	県	
203	55	花の谷3	高良内町	花の谷	205				5	他	
203	56	花の谷4	高良内町	花の谷			5		1	他	

【資料 8】

臨時ヘリポート一覧

番号	所 在 地	臨時ヘリポート名	施設管理者	広さ	備考
1	宮ノ陣町五郎丸字屋敷	宮ノ陣橋上流グラウンド	国土交通省	50×100	
2	南 1-3-1	福岡教育大学附属中学校グラウンド	福岡教育大学	70×100	
3	南 1-1-1	久留米商業高校グラウンド	久留米市	70×100	
4	御井町 1498 番地 1	南筑高校グラウンド	久留米市	70×100	
5	善導寺町与田 450	善導寺小学校グラウンド	久留米市	50×50	
6	山本町耳納 1069-1	屏水中学校グラウンド	久留米市	50×70	
7	草野町矢作 496-1	草野小学校グラウンド	久留米市	50×60	
8	安武町武島 776-1	安武小学校グラウンド	久留米市	50×60	
9	荒木町荒木 1500	荒木小学校グラウンド	久留米市	50×60	
10	大善寺町宮本 385-1	筑邦西中学校グラウンド	久留米市	50×70	
11	大善寺町藤吉 434	久留米西部河川防災ステーション	久留米市	2,500 m ²	
12	荒木町荒木 1918-1	荒木中学校グラウンド	久留米市	70×70	
13	小森野 1丁目	小森野橋下流右岸河川敷	国土交通省	50×40	
14	東櫛原町字干溝 601	久留米大学ヘリポート	久留米大学	28×25	
15	城島町檜津 1495	城島ふれあい広場	久留米市	19,496 m ²	
16	三潯町西牟田 4407	西牟田小学校グラウンド	久留米市	85×81.3	
17	三潯町玉満 1978	水沼の里 2000 年記念の森	久留米市	14,000 m ²	
18	北野町塚島 277	北野中学校グラウンド	久留米市	70×110	雨水流出抑制施設
19	北野町中 520-1	北野小学校グラウンド	久留米市	50×50	
20	北野町高良 1801	弓削小学校グラウンド	久留米市	60×50	
21	北野町大城 121-1	大城小学校グラウンド	久留米市	40×45	
22	北野町八重亀 164	金島小学校グラウンド	久留米市	40×50	
23	北野町今山 74	北野町体育センターグラウンド	久留米市	40×80	
24	田主丸町田主丸 65-1	田主丸中学校グラウンド	久留米市	100×50	
25	田主丸町田主丸 395-2	浮羽工業高校グラウンド	福岡県	8,100 m ²	

【資料 9】

緊急通行車両等の事前届出方法

第 1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続

1 実施担当機関

福岡県知事

福岡県公安委員会

2 緊急通行車両等の確認について

福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確認を実施するものとする。

なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。

3 緊急通行車両の確認等に関する手続

(1) 対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両）

ア 次に掲げるいずれかに該当する車両

災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ アに該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関（以下「指定行政機関等」という。）の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両

(2) 申請者

ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者

イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者、又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

(3) 申請先

ア 災害発生前

- 警察本部交通規制課
- 警察署
- 福岡県

イ 災害発生後

- 緊急交通路の入口に設置された交通検問所
- 警察本部交通規制課
- 警察署
- 福岡県

- (4) 申請書類
 - ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）・・・・・・・・・・ 1 通
 - イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し・・・・・・・・ 1 通
 - ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
・・・・・・・・ 1 通
 - エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類
・・・・・・・・ 1 通
- (5) 標章等の有効期限
交付の日から起算して 5 年後の日
- (6) 標章及び証明書の記載事項変更
 - ア 届出先
 - 警察本部交通規制課
 - 警察署
 - 福岡県
 - イ 記載事項変更に必要な書類
 - 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書）・・・・ 1 通
 - 交付した標章及び証明書
 - 変更した事項を確かめる書類
- (7) 標章及び証明書の再交付
 - ア 届出先
 - 警察本部交通規制課
 - 警察署
 - 福岡県
 - イ 再交付に必要な書類
 - 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請出書・・・・・・・・ 1 通
 - 残存する標章又は証明書
- (8) 標章及び証明書の返納

下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。

 - ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
 - イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
 - ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

第 2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続

1 実施担当機関

福岡県公安委員会

2 規制除外車両の事前届出

- (1) 対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両）

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

 - ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 申請者

事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者

- (3) 申請先
 - ア 警察本部交通規制課
 - イ 警察署
- (4) 申請書類
 - ア 規制除外車両事前届出書・・・1通
 - イ 車検証等の写し・・・・・・・・・・1通
 - ウ 次のいずれかの書類
 - 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し・・・・・・・・1通
 - 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し・・・・・・・・1通
 - 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認できる写真・・・・・・・・1通
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両であることを確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真・・・・・・・・1通
- (5) 規制除外車両届出済証の返納
規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本部又は警察署が返納を受理する。

3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続

- (1) 申出先
 - ア 緊急交通路入口に設置された交通検問所
 - イ 警察本部交通規制課
 - ウ 警察署
- (2) 申出に必要な書類
 - ア 規制除外車両確認申出書・・・1通
 - イ 規制除外車両事前届出済証
- (3) 標章等の有効期限
交付の日から起算して1か月後の日

【資料 10】

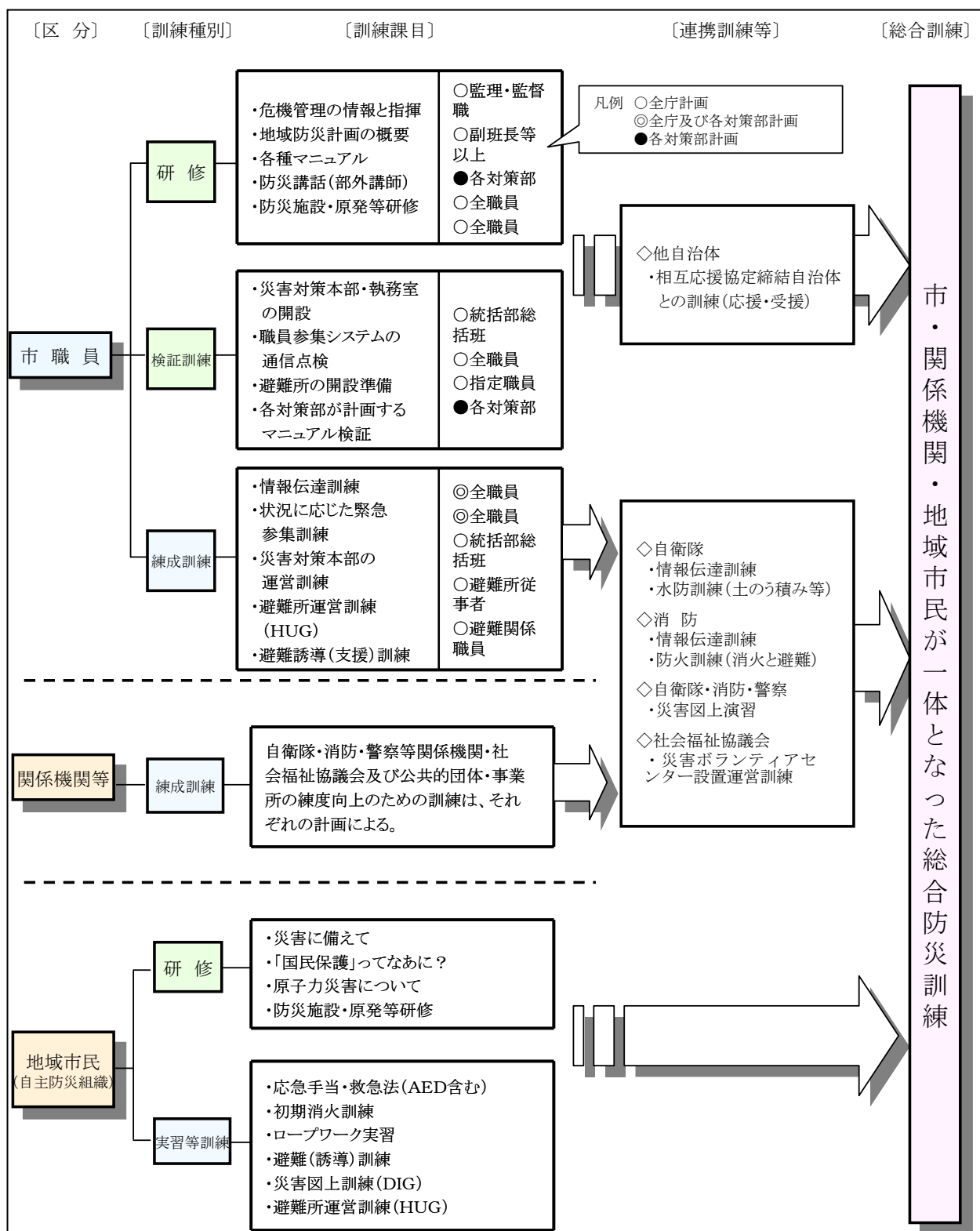
緊急告知防災ラジオ配布先一覧

(台)

配布先		台数
校区コミュニティ組織		1,127
施 設		479
	高齢者施設	188
	障害者施設	67
	病院・有床診療所	57
	市施設	22
	幼稚園・保育園	97
	学童保育所	45
	その他	3
土砂災害特別警戒区域居住者		145
避難所備蓄セット		148
合 計		1,899

【資料 1 1】

防災における訓練・研修等体系



【資料 1 2】

学校教育での防災教育の内容

学校行事	① 防災専門家、災害体験者の講演 ② 消防署等の見学 ③ 防災訓練
教科	① 自然災害発生のしくみ ② 災害時の正しい行動 ③ 災害危険箇所
教職員教育	① 応急手当 ② 初期消火 ③ 災害時のとるべき措置

【資料 1 3】

避難所一覧

(1) 避難所 (142 施設)

令和 6 年 5 月 1 日現在

	避難所	電話番号	収容 人員	炊はん 能力 (有無)	所在地	図示 番号
長 門 石	総合福祉会館	0942-38-9288	1,000	有	長門石 1 丁目 1 - 3 2	1
	長門石コミュニティセンター	0942-38-8858	150	有	長門石 1 丁目 1 - 4 7	2
	長門石小学校	0942-33-3015	360	有	長門石 3 丁目 9 - 1 2	3
	小 計		1,510			
京 町	京町小学校	0942-33-0458	280	有	京町 2 5 6	4
	京町校区コミュニティセンター	0942-35-0171	190	有	大石町 2 7 2 - 5	5
	小 計		470			
荘 島	荘島体育館	0942-33-3003	400	有	荘島町 1 1 - 1	6
	荘島小学校	0942-33-0428	270	有	荘島町 1 9 - 4	7
	荘島校区コミュニティセンター	0942-33-4530	140	有	荘島町 3 7 6 - 1	8
	小 計		810			
篠 山	城南中学校	0942-33-7295	810	無	城南町 1 1 - 4	9
	明善高等学校	0942-32-5241	1,500	無	城南町 9 - 1	10
	市 役 所	0942-30-9000	500	無	城南町 1 5 - 3	11
	篠山小学校	0942-33-0448	460	有	篠山町 2 7 0 - 1	12
	篠山コミュニティセンター	0942-32-2553	60	有	城南町 2 2 - 2 8	13
	小 計		3,330			
小 森 野	小森野小学校	0942-33-3215	260	有	小森野 5 丁目 2 1 - 2 3	14
	小森野校区コミュニティセンター	0942-33-2205	200	有	小森野 6 丁目 3 - 4 6	15
	小 計		460			
日 吉	日吉小学校	0942-33-0438	200	有	日吉町 7 7 - 1	16
	日吉校区コミュニティセンター	0942-33-4531	100	有	日吉町 8 3	17
	小 計		300			
南 薫	南薫小学校	0942-33-0468	270	有	南薫西町 1 9 5 1 - 1	18
	櫛原中学校	0942-33-7385	540	無	東櫛原町 1 2 8 6 - 1	19
	南薫校区コミュニティセンター	0942-32-8163	200	有	通外町 5 8	20
	小 計		1,010			
金 丸	金丸小学校	0942-33-0488	300	有	原古賀町 2 8 - 2	21
	大谷会館	0942-32-3056	500	無	西町 5 4 0 - 1	22
	金丸校区コミュニティセンター	0942-33-4535	100	有	原古賀町 2 8 - 2	23
	西町教育集会所	0942-32-9260	50	有	西町 1 4 7 6	24
	小 計		950			
鳥 飼	鳥飼小学校	0942-33-0478	800	有	梅満町 9 7 7	25
	江南中学校	0942-33-7305	590	無	梅満町 6 3 7 - 3	26
	鳥飼校区コミュニティセンター	0942-33-4534	120	有	梅満町 1 2 2 3 - 1	27
	梅満教育集会所	0942-32-4844	50	有	梅満町 4 5 1 - 3	28
	隣 保 館	0942-35-1956	120	有	白山町 4 3 9 - 1 9	29
	聖マリア学院大学体育館	0942-35-7271	260	無	津福本町 4 2 2	30
	小 計		1,940			
西 国 分	西国分小学校	0942-33-0418	470	有	諏訪野町 1 9 7 2 - 1	31
	諏訪中学校	0942-33-7395	600	無	東町 2 5 0 - 1	32
	えーるピア久留米	0942-30-7900	470	無	諏訪野町 1 8 3 0 - 6	33
	西国分校区コミュニティセンター	0942-33-4529	130	有	諏訪野町 1 5 6 2 - 1	34
	小 計		1,670			

	避 難 所	電話番号	収容 人員	炊はん 能力 (有無)	所 在 地	図示 番号
東 国 分	東国分小学校	0942-21-9418	470	有	国分町 4 4 4 - 1	35
	東国分校区コミュニティセンター	0942-22-0507	100	有	国分町 4 6 2 - 9	36
	小 計		570			
津 福	津福小学校	0942-32-5260	360	有	津福今町 4 7 2 - 3 1	37
	津福校区コミュニティセンター	0942-35-0752	120	有	津福今町 4 7 2 - 3 1	38
	小 計		480			
合 川	合川小学校	0942-43-3815	360	有	合川町 4 7 1 - 1	39
	合川校区コミュニティセンター	0942-43-4506	150	有	合川町 3 5 4 - 1	40
	くるめウス	0942-45-5042	40	無	新合川 1 丁目 1 - 3	41
	小 計		550			
山 川	山川小学校	0942-43-3921	360	有	山川追分 2 丁目 1 0 - 2	42
	久留米筑水高等学校	0942-43-0461	830	有	山川町 1 4 9 3	43
	山川校区コミュニティセンター	0942-44-0465	150	有	山川追分 2 丁目 1 0 - 1 6	44
	小 計		1,340			
御 井	御井小学校	0942-43-7681	370	有	御井町 5 9 9 - 2	45
	良山中学校	0942-43-7871	540	無	山川町 3 7 - 2	46
	南筑高等学校	0942-43-1295	500	有	御井町 1 4 9 8 - 1	47
	御井校区コミュニティセンター	0942-44-0516	220	有	御井町 1 6 0 0 - 4	48
	国分教育集会所	0942-43-9243	40	有	御井町 2 0 5 3 - 1	49
	小 計		1,670			
南	南小学校	0942-21-9438	290	有	南 2 丁目 1 6 - 1	50
	久留米商業高等学校	0942-33-1285	1,080	有	南 1 丁目 1 - 1	51
	南校区コミュニティセンター	0942-33-4537	140	有	南 1 丁目 2 - 4 1	52
	牟田山中学校	0942-21-9448	810	無	南 2 丁目 1 6 - 2	53
	小 計		2,320			
上 津	上津小学校	0942-22-4015	360	有	上津町 1 9 2 3 - 3 - 1	54
	青陵中学校	0942-22-1851	590	無	藤山町 1 7 3 1 - 1 0	55
	コミュニティセンター上津校区会館	0942-21-1086	160	有	上津町 2 2 0 1 - 1	56
	小 計		1,110			
宮 ノ 陣	宮ノ陣小学校	0942-33-4315	380	有	宮ノ陣町大杜 3 9 3 - 1	57
	宮ノ陣中学校	0942-33-9478	420	無	宮ノ陣町五郎丸 1 5 5 1 - 1	58
	宮ノ陣校区コミュニティセンター	0942-33-2659	160	有	宮ノ陣町大杜 4 7 5 - 1	59
	小 計		960			
山 本	山本小学校	0942-43-4415	340	有	山本町耳納 9 0	60
	久留米第一自動車学校	0942-43-7512	100	無	山本町豊田 1 3 5 8 - 1	61
	山本校区コミュニティセンター	0942-43-8531	120	有	山本町耳納 7 9 - 2	62
	小 計		560			
草 野	草野小学校	0942-47-0043	340	有	草野町矢作 4 9 6 - 1	63
	草野校区コミュニティセンター	0942-47-0002	120	有	草野町矢作 5 0 6 - 1	64
	草野教育集会所	0942-47-4843	50	有	草野町吉木 2 4 7 6 - 3	65
	小 計		510			
高 良 内	高良内小学校	0942-43-4215	470	有	高良内町 5 2 3 - 1	66
	明星中学校	0942-21-9468	710	無	高良内町 4 4 8 2 - 1	67
	高牟礼中学校	0942-45-2233	630	無	高良内町 3 3 6 1	68
	コミュニティセンター高良内会館	0942-43-4431	270	有	高良内町 6 0 6 - 1	69
	小 計		2,080			
荒 木	荒木小学校	0942-27-1145	480	無	荒木町荒木 1 5 0 0	70
	荒木中学校	0942-26-5131	450	無	荒木町荒木 1 9 1 8 - 1	71
	荒木校区コミュニティセンター	0942-26-2398	240	有	荒木町荒木 1 4 8 6	72
	小 計		1,170			

	避 難 所	電話番号	収容 人員	炊はん 能力 (有無)	所 在 地	図示 番号
安 武	安武小学校	0942-27-2851	220	無	安武町武島 7 7 6 - 1	73
	安武校区コミュニティセンター	0942-26-4888	80	有	安武町武島 8 0 8	74
	南部浄化センター	0942-26-2111	80	無	安武町住吉 1 9 0 0	75
	小 計		380			
大 善 寺	大善寺小学校	0942-27-1155	360	無	大善寺町夜明 1 2 6 8	76
	筑邦西中学校	0942-26-2646	420	無	大善寺町宮本 3 8 5 - 1	77
	筑邦市民センター多目的棟	0942-27-4210	300	無	大善寺町宮本 1 6 5 - 6	78
	大善寺校区コミュニティセンター	0942-27-1216	100	有	大善寺町宮本 1 4 4 3 - 2	79
	西部地区体育館	0942-27-3741	600	無	大善寺町藤吉 4 3 4	80
	小 計		1,780			
善 導 寺	屏水中学校	0942-47-1061	350	無	山本町耳納 1 0 6 9 - 1	81
	善導寺小学校	0942-47-1004	250	有	善導寺町与田 4 5 0	82
	耳納市民センター多目的棟	0942-47-0995	300	無	善導寺町飯田 2 0 2 - 1	83
	善導寺教育集会所	0942-47-3583	60	有	善導寺町木塚 1 6 7 2	84
	善導寺コミュニティセンター	0942-47-1065	100	有	善導寺町飯田 4 2 4 - 1	85
	道の駅くるめ	0942-47-4111	70	無	善導寺町木塚 2 2 1 - 3 3	86
	小 計		1,130			
大 橋	大橋小学校	0942-47-0069	340	有	大橋町合楽 1 0 8 1	87
	大橋校区コミュニティセンター	0942-47-1916	160	有	大橋町合楽 3 1 4 - 1	88
	小 計		500			
青 峰	旧青峰小学校	0942-43-9101	360	有	青峰 2 丁目 7 - 1	89
	青峰校区コミュニティセンター	0942-44-0859	220	有	青峰 2 丁目 2 5 - 1 2	90
	小 計		580			
船 越	船越小学校	0943-72-2278	260	無	田主丸町船越 1 9 0	91
	船越校区コミュニティセンター	0943-72-3922	50	有	田主丸町船越 1 7 5 - 4	92
	小 計		310			
水 分	水分小学校	0943-72-2270	140	無	田主丸町常盤 1 1 1 8 - 1	93
	水分校区コミュニティセンター	0943-73-3060	40	有	田主丸町常盤 9 8 8 - 5	94
	小 計		180			
柴 刈	柴刈小学校	0943-72-2408	150	無	田主丸町八幡 8 3 0	95
	柴刈校区コミュニティセンター	0943-72-0036	50	有	田主丸町八幡 9 4 0 - 2	96
	小 計		200			
川 会	川会小学校	0943-72-2847	150	無	田主丸町以真恵 2 7 4 - 1	97
	川会校区コミュニティセンター	0943-73-0722	50	有	田主丸町以真恵 2 6 7 - 1 1	98
	小 計		200			
竹 野	竹野小学校	0943-72-2452	140	無	田主丸町竹野 1 8 2 3 - 1	99
	竹野校区コミュニティセンター	0943-72-2387	50	有	田主丸町竹野 2 1 3 4 - 1	100
	小 計		190			
水 縄	水縄小学校	0943-72-2474	170	無	田主丸町石垣 8 8 9	101
	水縄校区コミュニティセンター	0943-72-2414	50	有	田主丸町石垣 9 1 3 - 1 5	102
	小 計		220			
田 主 丸	田主丸小学校	0943-72-3123	220	無	田主丸町田主丸 3 1 8	103
	田主丸中学校	0943-72-3191	490	無	田主丸町田主丸 6 5 - 1	104
	田主丸老人福祉センター	0943-73-1526	400	有	田主丸町田主丸 7 4 9 - 1	105
	田主丸複合施設そよ風ホール (休館中)	0943-74-4000	500	有	田主丸町田主丸 7 7 0 - 1	106
	田主丸総合支所	0943-72-2111	280	有	田主丸町田主丸 4 5 9 - 1 1	107
	小 計		1,890			

	避難所	電話番号	収容 人員	炊はん 能力 (有無)	所在地	図示 番号
北 野	北野生涯学習センター(本館)	0942-78-2308	700	有	北野町中 2 7 3 - 1	108
	北野小学校	0942-78-2039	570	無	北野町中 5 2 0 - 1	109
	三井中央高校	0942-78-2121	430	有	北野町中 3 0 5 0 - 1	110
	小 計		1,700			
弓 削	弓削コスモス館	0942-23-1220	200	有	北野町高良 1 7 0 6 - 1	111
	弓削小学校	0942-78-2045	130	無	北野町高良 1 8 0 1	112
	小 計		330			
大 城	大城小学校	0942-78-3216	250	無	北野町大城 1 2 1 - 1	113
	大城ますかげセンター	0942-23-1123	200	有	北野町大城 8 3	114
	北野中学校	0942-78-2022	610	有	北野町塚島 2 7 7	115
	小 計		1,060			
金 島	金島ふれあい交流センター	0942-23-1266	200	有	北野町八重亀 1 3 9	116
	金島小学校	0942-78-2217	140	無	北野町八重亀 1 6 4	117
	小 計		340			
犬 塚	三瀨総合支所	0942-64-2311	100	有	三瀨町玉満 2 7 7 9 - 1	118
	三瀨生涯学習センター	0942-64-3020	200	有	三瀨町玉満 2 9 4 9 - 1	119
	犬塚小学校	0942-64-2027	280	有	三瀨町玉満 1 8 7 1	120
	三瀨中学校	0942-64-2137	350	有	三瀨町玉満 2 7 0 5	121
	みづま総合体育館	0942-65-1115	730	無	三瀨町玉満 2 5 9 3 - 1	122
	犬塚校区コミュニティセンター	0942-54-9012	60	無	三瀨町玉満 2 9 2 2 - 2	123
	小 計		1,720			
三 瀨	三瀨小学校	0942-64-2514	330	無	三瀨町高三瀨 4 9 2	124
	三瀨校区コミュニティセンター	0942-54-9013	80	無	三瀨町高三瀨 5 4 6 - 8	125
	小 計		410			
西 牟 田	西牟田小学校	0942-64-3672	270	無	三瀨町西牟田 4 4 0 7	126
	西牟田校区コミュニティセンター	0942-54-9014	80	無	三瀨町西牟田 4 4 1 2 - 1	127
	小 計		350			
下 田	旧下田小学校	0942-62-3268	130	無	城島町下田 2 5 1	128
	下田校区コミュニティセンター	0942-55-2415	50	有	城島町下田 2 9 3 - 3	129
	小 計		180			
城 島	城島ふれあいセンター	0942-62-6226	300	有	城島町浜 2 9 3	130
	城島小学校	0942-62-3062	240	有	城島町城島 3 2 1	131
	城島げんきかん	0942-62-2122	300	有	城島町檜津 7 39 - 1	132
	城島総合文化センター	0942-62-2110	1,000	無	城島町檜津 1 - 1	133
	城島体育館	0942-62-6618	1,000	無	城島町檜津 1 4 6 8	134
	城島中学校	0942-62-3300	440	無	城島町檜津 1 3 5 3 - 1	135
	城島校区コミュニティセンター	0942-27-8280	90	有	城島町檜津 7 4 3 - 2	136
	小 計		3,370			
江 上	江上小学校	0942-62-2559	210	有	城島町江上 3 3 1	137
	江上校区コミュニティセンター	0942-55-8746	60	有	城島町江上 3 1 2 - 3	138
	小 計		270			
青 木	青木小学校	0942-62-2314	210	有	城島町上青木 8 2 5	139
	青木校区コミュニティセンター	0942-65-6232	70	有	城島町上青木 7 5 0	140
	小 計		210			
浮 島	旧浮島小学校	0942-62-2349	140	無	城島町浮島 2 3 4 - 1	141
	浮島校区コミュニティセンター	0942-62-5784	150	有	城島町浮島 3 8 8	142
	小 計		290			
	総 計		43,630			

(参考) 第1次に開設する避難所(災害別)

対象 校区	施設名	地震	台風	土砂	水害	
					高齢者 等避難	避難 指示
西国分	西国分小学校	○				
	西国分校区コミュニティセンター	○	○		○	○
荘島	荘島小学校	○				
	荘島校区コミュニティセンター	○				
	荘島体育館		○		○	○
日吉	日吉小学校	○				○
	日吉校区コミュニティセンター	○	○		○	
篠山	篠山小学校	○			○	○
	篠山コミュニティセンター	○	○			
京町	京町小学校	○			○	○
	京町校区コミュニティセンター	○	○			
南薫	南薫小学校	○				
	南薫校区コミュニティセンター	○	○		○	○
鳥飼	鳥飼小学校	○	○		○	○
	鳥飼校区コミュニティセンター	○				
	隣保館		○			
長門石	長門石小学校	○				
	総合福祉会館	○	○		○	○
小森野	小森野小学校	○				○
	小森野校区コミュニティセンター	○	○		○	
金丸	金丸小学校	○				
	金丸校区コミュニティセンター	○	○		○	○
東国分	東国分小学校	○				
	東国分校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○
御井	御井小学校	○				
	御井校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○
	国分教育集会所		○			
南	南小学校	○				
	南校区コミュニティセンター	○	○		○	○
合川	合川小学校	○			○	○
	合川校区コミュニティセンター	○	○			
山川	山川小学校	○				
	山川校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○
上津	上津小学校	○				
	コミュニティセンター上津校区会館	○	○	○	○	○
高良内	高良内小学校	○				
	コミュニティセンター高良内会館	○	○	○	○	○
宮ノ陣	宮ノ陣小学校	○			○	○
	宮ノ陣校区コミュニティセンター	○	○			
山本	山本小学校	○				
	山本校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○
草野	草野小学校	○				
	草野校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○

対象 校区	施設名	地震	台風	土砂	水害	
					高齢者 等避難	避難 指示
安武	安武小学校	○				
	安武校区コミュニティセンター	○	○			
	筑邦西中学校				○	○
荒木	荒木小学校	○				
	荒木校区コミュニティセンター	○	○		○	○
大善寺	大善寺小学校	○				
	大善寺校区コミュニティセンター	○	○		○	○
善導寺	善導寺小学校	○				
	善導寺コミュニティセンター	○	○			
	屏水中学校				○	○
	善導寺教育集会所		○			
大橋	大橋小学校	○				
	大橋校区コミュニティセンター	○				
	耳納市民センター多目的棟		○		○	○
青峰	旧青峰小学校	○	○	○	○	○
	青峰校区コミュニティセンター	○				
津福	津福小学校	○				
	津福校区コミュニティセンター	○	○		○	○
船越	船越小学校	○			○	○
	船越校区コミュニティセンター	○	○			
水分	水分小学校	○			○	○
	水分校区コミュニティセンター	○	○			
柴刈	柴刈小学校	○				○
	柴刈校区コミュニティセンター	○	○		○	
川会	川会小学校	○				○
	川会校区コミュニティセンター	○	○		○	
竹野	竹野小学校体育館	○	○	○	○	○
	竹野校区コミュニティセンター	○				
水縄	水縄小学校	○				
	水縄校区コミュニティセンター	○	○	○	○	○
田主丸	田主丸小学校	○				
	田主丸総合支所	○	○		○	○
北野	北野小学校	○				
	北野生涯学習センター（本館）	○	○		○	○
弓削	弓削小学校	○			○	○
	弓削コスモス館	○	○			
大城	大城小学校	○				○
	大城ますかげセンター	○	○		○	
金島	金島小学校	○				○
	金島ふれあい交流センター	○	○		○	
城島	城島小学校	○				
	城島校区コミュニティセンター	○				
	城島げんきかん		○		○	○
江上	江上小学校	○	○		○	○
	江上校区コミュニティセンター	○				

対象 校区	施設名	地震	台風	土砂	水害	
					高齢者 等避難	避難 指示
青木	青木小学校	○			○	○
	青木校区コミュニティセンター	○	○			
下田	旧下田小学校	○			○	○
	下田校区コミュニティセンター	○	○			
浮島	旧浮島小学校	○				
	浮島校区コミュニティセンター	○	○		○	○
犬塚	犬塚小学校	○				
	犬塚校区コミュニティセンター	○				
	三瀨生涯学習センター		○		○	○
三瀨	三瀨小学校	○			○	○
	三瀨校区コミュニティセンター	○	○			
西牟田	西牟田小学校	○				
	西牟田校区コミュニティセンター	○	○		○	○

(2) 福祉避難所 (37施設)

令和4年12月1日現在

■公共施設 (5箇所)

福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
えーるピア久留米	0942-30-7901	諏訪野町 1830-6	150
久留米特別支援学校	0942-39-6131	南一丁目 2-1	150
コスモすまいる北野	0942-23-4500	北野町中 3253	160
三潯総合福祉センター	0942-65-1200	三潯町玉満 1790	170
田主丸アリーナ	0943-73-3060	田主丸町常盤 1111-1	130
小計			760

■民間施設 (32施設)

区分	法人名	福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
高齢者施設	社会福祉法人 屏山福祉会	特別養護老人ホーム 山翠園	0942-47-4768	山本町耳納 2005	10
	社会福祉法人 東合川福祉会	特別養護老人ホーム 光寿苑	0942-30-8888	宮ノ陣町大杜 467-1	30
	社会福祉法人 長生園	特別養護老人ホーム 長生園	0942-64-4002	荒木町下荒木 1250-2	20
	社会福祉法人 城島福祉会	特別養護老人ホーム ふれあいの園	0942-62-5115	城島町上青木 165	20
	社会福祉法人 三井福祉会	特別養護老人ホーム 宝生園	0942-78-3000	北野町鳥巢 36-1	10
	社会福祉法人 はぜの実会	特別養護老人ホーム 紅葉樹	0942-41-4666	山本町豊田 1567-1	60
	社会福祉法人 やまと医正会	特別養護老人ホーム みづま敬和苑	0942-51-6666	三潯町西牟田 6128-1	40
	社会福祉法人 景福会	特別養護老人ホーム 桜花台園	0942-43-3338	高良内町 3919-7	20
	社会福祉法人 立花福祉会	特別養護老人ホーム マ・メゾン湯乃坂	0942-35-1800	野中町 1198-1	10
	社会福祉法人 恵伸会	特別養護老人ホーム 共生の里津福	0942-51-9020	荒木町白口 552-3	20
	社会福祉法人 ひじり会	特別養護老人ホーム 第2ひじり園	0942-47-3800	善導寺町飯田 1393-11	20
	社会福祉法人 もく	特別養護老人ホーム 銀の庵	0942-78-2145	北野町十郎丸 1529-2	10
	社会福祉法人 東合川福祉会	特別養護老人ホーム 光の杜	0942-30-8888	宮ノ陣町大杜 460-1	20
	社会福祉法人 ほほえみ	特別養護老人ホーム なごみの森	0942-62-1475	城島町大依 315-1	20
	社会福祉法人 はぜの実会	特別養護老人ホーム 陽だまりの樹	0942-44-5070	山本町豊田 2352-1	20
	社会福祉法人 ヴィオラ	特別養護老人ホーム すみれ	0942-27-6071	津福本町 1300-1	20
	社会福祉法人 恵伸会	特別養護老人ホーム 共生の里荒木	0942-51-3600	荒木町白口 1515	10
	社会福祉法人 若草会	特別養護老人ホーム わかくさ	0942-38-2606	天神町 120	10
	社会福祉法人 養福会	ケアハウス 上津	0942-22-2121	上津町 1867-1	10
	社会福祉法人 平和聖母会	ケアハウス メゾンマリア	0942-35-8700	津福本町 276-2	30
	社会福祉法人 長生園	養護老人ホーム 長生園	0942-64-2458	三潯町早津崎 407	30

区分	法人名	福祉避難所	電話番号	所在地	収容想定 人員
障害者支援施設	社会福祉法人 ゆうかり学園	千歳療護園	0943-73-1793	田主丸町中尾 1274-4	9
		第二千歳療護園	0943-73-1793	田主丸町中尾 1274-4	11
		障害者支援施設 耳納学園	0943-72-2743	田主丸町中尾 1274-3	10
	社会福祉法人 八千代会	田主丸一麦寮	0943-73-1324	田主丸町竹野 618-1	20
	社会福祉法人 北野学園	北野学園	0942-78-2363	北野町塚島 509-1	30
		第二北野学園	0942-78-3323	北野町塚島 240-3	10
	社会福祉法人 悠光会	太陽の園	0942-44-5300	山川町 1042	40
		若葉	0942-44-2951	山本町耳納字荒木 1-1	50
	社会福祉法人 栄光福祉会	栄光園	0942-64-5858	三潞町西傘田 6323-13	31
	社会福祉法人 久留米福祉会	ドリームハウス 久留米	0942-21-2328	上津町 2228-533	40
	社会福祉法人 平和聖母会	ウェルフェアマリア	0942-21-1188	上津町 2228-321	9
小計					700

参考 ※全施設耐震化済み

(3) その他避難所

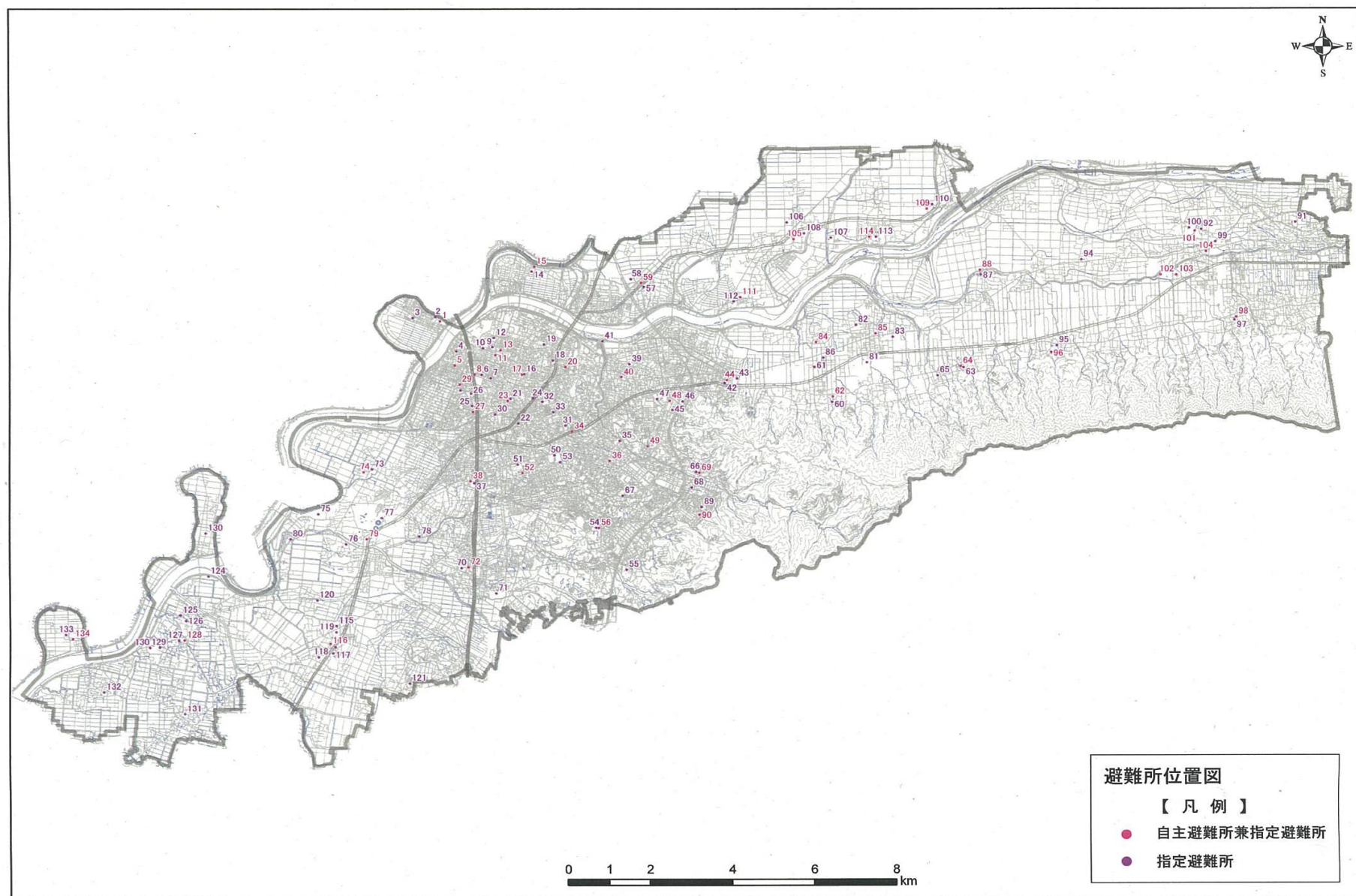
■ペット同伴避難所（3か所）

令和6年5月1日現在

ペット同伴避難所	電話番号	所在地	収容想定 区画
サイクルファミリーパーク わんぱく童夢館	0942-45-5656	御井町 2028 番地	40
久留米ふれあい農業公園	0942-47-6065	草野町 33 番地	20
西部地区体育館	0942-27-3741	大善寺町 434 番地	10
小計			70

【資料 1 4】

避難所位置図



【資料 15】

福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災、構想建築物火災、危険物火災などの大規模火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災規模などに応じて次の各号の区分により行う。

(1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

(応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、該当発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合などの特に緊急を要する時

には、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。
（通報）

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。
（応援等の中断）

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（2）要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（航空消防応援）

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援

協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

令和2年3月11日

記名・押印 〔略〕

別表（協定第2条関係）

地 域	構 成 市 町 村 等
(1) 北九州地域	北九州市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 京築広域市町村圏事務組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合
(2) 筑豊地域	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 飯塚地区消防組合 福岡県田川地区消防組合 直方・鞍手広域市町村圏事務組合
(3) 福岡地域	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 宗像地区事務組合
(4) 筑後地域	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

【資料 16】

福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法第30条、福岡県広域航空消防体制の整備に関する協定（令和4年6月24日締結、以下「体制整備協定」という。）及び福岡県消防相互応援協定（令和2年3月11日締結、以下「応援協定」という。）第11条に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条 航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- (5) その他前各号に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動（航空応援の担当地域）

(航空応援の担当地域)

第3条の2 応援側市の航空応援担当地域は、原則として、応援協定第2条に基づき、別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続)

第4条 航空応援を必要と認めた市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従い、県知事を通じ、次の事項を明らかにして、応援側市の消防長に航空応援の要請を行うものとする。併せて、応援側市の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要（航空応援の決定通知等）

(航空応援の決定通知等)

第5条 応援側市の消防長は、前条の航空応援の要請に基づき航空応援を行うことが妥当であると判断した場合には、応援側市の市長に報告の上、その指示に従い、県知事を通じ、要請側市町村等の消防長へ航空応援を決定した旨を通知するものとする。併せて、要請側市町村等の消防長へも航空応援を決定した旨を直接連絡するものとする。

2 要請側市町村等の消防長は、前項の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側市の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) ヘリが離着陸可能な場所及び給油体制
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- (5) 離着陸場における資機材の準備状況
- (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機等及びドローンの活動状況

- (7) 他にヘリの応援を要請している消防本部名
 - (8) 気象の状況
 - (9) ヘリの誘導方法
 - (10) 要請側消防本部の連絡先
 - (11) その他必要な事項
- (航空応援の中断)

第6条 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市の消防長は、要請側市町村等の消防長と協議の上、航空応援を中断することができる。

- 2 前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じて、その連絡を行うものとする。
- (航空応援の始期及び終期)

第7条 航空応援の始期は、ヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときは、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があった時点とする。

- 2 航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し、応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され、応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条 応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している航空消防活動指揮者は、活動に当たって要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

- 3 当該ヘリに搭乗している航空消防活動指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条 要請側市町村等の消防長は、ヘリの応援を要請する場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

- 2 前項の計画を作成し、又は変更した場合は、県知事に通知し、それを受けた県知事は応援側市の消防長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条 航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、応援側市が負担する。この経費は、体制整備協定第3条第1項に定める維持管理に係る経費に含まれるものとする。
- (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側市の重大な過失により発生した損害は、応援側市の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、その都度、要請側市町村等と応援側市が協議して定めるものとする。

(航空応援に関する合同訓練の実施)

第11条 要請側市町村等の消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合、ヘリの使用に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の諸手当等訓練に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。ただし、福岡県消防相互応援協定消防連絡協議会事業計画に基づく訓練については応援側市の負担とする。
- (2) 訓練中に発生した事故の処理に要する費用は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側市の重大な過失により発生した損害は、応援側市の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、その都度、要請側市町村

等と応援側市が協議して定めるものとする。
 (実施細目)
 第12条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附 則
 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
 平成元年3月25日

附 則
 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
 平成6年3月3日

附 則
 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
 平成14年8月1日

附 則
 この要綱は、平成18年10月10日から施行する。
 平成18年10月10日

附 則
 1 この要綱は、令和5年1月13日から施行する。
 2 この要綱による経費負担については、令和4年4月1日から適用する。
 令和5年1月13日

別表第1

応援側市	担 当 区 域	
	第 1 順 位	第 2 順 位
北 九 州 市	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域	福 岡 地 域 筑 後 地 域
福 岡 市	福 岡 地 域 筑 後 地 域	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域

※ 第1順位の応援側市が災害等で応援できない場合は、応援側市の消防長はその旨を要請側市町村等の消防長に回答するとともに、同回答及び要請がある旨を第2順位の応援側市の消防長に連絡する。また、当該要請側市町村等の消防長は、福岡県広域航空消防応援実施要綱第4条に基づき、第2順位の応援側市の消防長に連絡を直接行うものとする。

ただし、第1順位の応援側市が耐空検査や時間点検等により、あらかじめ応援できない旨を周知している場合にあつては、当該要請側市町村等の消防長は、第1順位の応援側市に連絡することなく、第2順位の応援側市の消防長に連絡を行うことができるものとする。

【資料１７】

災害協定団体一覧

１．公共団体との協定

令和７年１月３１日現在

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
相互応援	水道災害時相互応援協定書	佐賀東部水道企業団、佐賀市水道局、鳥栖市水道事業	水道施設に重大な被害を受けた際の応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資材の提供	平成 16 年 6 月 1 日
相互応援	水道災害時相互応援協定書	春日那珂川水道企業団	水道施設に被害が生じた際の応急給水活動、応急復旧作業、応急復旧資材の提供	平成 17 年 3 月 31 日
相互応援	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県下全市町村	・食料・飲料水・生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職員等の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・被災傷病者の受入れ ・遺体の火葬のための施設の提供 ・ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ・ボランティアの受付及び活動調整	平成 17 年 4 月 26 日
相互応援	福岡県南地域水道災害相互応援に関する協定	福岡県南広域水道企業団、久留米市企業局、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市、八女市、朝倉市、みやま市、大木町、広川町、立花町、筑前町、三井水道企業団	水道災害における応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供、工事業者の斡旋	平成 20 年 8 月 1 日
相互応援	久留米市域の防災等における久留米市と久留米広域消防本部間の相互協力に関する基本協定	久留米広域市町村圏事務組合	災害予防対策・国民保護措置実施に関すること、被害状況・救急・救助の情報収集、避難情報の伝達、避難住民の誘導、その他	平成 22 年 2 月 19 日
相互応援	久留米市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	被害状況の把握、現地情報連絡員（リエゾン）派遣、災害時応急措置、その他	平成 23 年 11 月 29 日
相互応援	中核市災害相互応援協定及び中核市災害応援協定実施細目	中核市	・食料・飲料水・生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣	平成 25 年 4 月 1 日
相互応援	河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書	国土交通省筑後川河川事務所	河川に関する情報の提供（河川水位、CCTV の映像）、水防訓練への参加、資機材の貸与、職員の派遣	平成 25 年 9 月 19 日
相互応援	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会 災害時相互応援賛同表明書	京都府亀岡市、青森県十和田市、神奈川県厚木市、長野県箕輪町、東京都豊島区、神奈川県横浜市栄区、大阪府松原市、埼	セーフコミュニティ推進自治体間の大規模災害時における相互応援 ・食糧、飲料水、医薬品等の生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急普及等に必要な物資及び資	令和 4 年 10 月 28 日

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
		玉県秩父市、鹿児島県鹿児島市、福島県郡山市、埼玉県さいたま市、山梨県都留市	機材の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣 ・ホームページの代理記載 ・被災者の一時的な収容のための施設の提供 ・その他特に要請のあった事項	
相互応援	九州市長会における災害時相互支援プラン	九州市長会	九州市長会構成市による物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集	平成 29 年 5 月 11 日
相互応援	福岡県消防相互応援協定書	県下全市町村	災害時における消防活動の相互応援	令和 2 年 3 月 11 日
相互応援	フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	フラワー都市交流連絡協議会	食料・飲料水、生活必需品、医薬品の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給、救援及び応急復旧に必要な車両及び船艇等の提供、救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣、避難者の受入、復興事業における緑花木の提供	平成 18 年 10 月 15 日 改正：平成 30 年 6 月 17 日
相互応援	水道水の相互融通に関する協定書	福岡県南広域水道企業団	水道水を可能な範囲で相互に融通を行い、水道水の安定供給を図る	令和 5 年 3 月 24 日
避難収容	避難所施設利用に関する協定書	筑水高等学校（福岡県）	学校体育館を避難施設として利用することに関する協定	平成 26 年 4 月 1 日
避難収容	避難所施設利用に関する協定書	明善高等学校（福岡県）	学校体育館を避難施設として利用することに関する協定	平成 30 年 6 月 25 日
避難収容	災害時における施設等の利用協力に関する協定	福岡法務局	一時避難所の提供、避難者への物資の提供	平成 31 年 4 月 1 日
保健衛生	久留米市と八女西部広域事務組合との間における一般廃棄物の適正処理に係る相互協力に関する協定書	八女西部広域事務組合	一般廃棄物の適正処理に係る相互協力	平成 18 年 11 月 1 日
保健衛生	久留米市と大川市との間における一般廃棄物の処理に係る相互協力に関する協定書	大川市	一般廃棄物の適正処理に係る相互協力	平成 18 年 12 月 1 日
保健衛生	久留米市と鳥栖・三養基西部環境組合との間における一般廃棄物の適正処理に係る相互協力に関する協定書	鳥栖・三養基西部環境施設組合	一般廃棄物の適正処理に係る相互協力	平成 19 年 2 月 1 日
保健衛生	久留米市とうきは久留米環境施設組合との間における一般廃棄物の適正処理に係る相互協力に係る相互協力に関する協定書	うきは久留米環境施設組合（うきは市、久留米市田主丸管内）	一般廃棄物の適正処理に係る相互協力	平成 19 年 3 月 1 日
保健衛生	一般廃棄物の処理に係る相互協力に関する協定書	甘木・朝倉・三井環境施設組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	一般廃棄物の適正処理に係る相互協力	平成 22 年 9 月 1 日
自発的支援受入	久留米市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	久留米市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営（募集・受付・派遣・ニーズ把握、関係機関との連絡調整）	平成 25 年 6 月 7 日
その他	「道の駅」くるめの防災機能利用に関する覚書	国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所	避難施設の提供、救援物資の提供及び保管、救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供、活動拠点の提供、道路情報、被災者情報の発信、広域避難における中継・休憩場所の提供	平成 25 年 8 月 1 日

2. 民間団体等との協定

令和7年1月31日現在

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
情報伝達	防災情報の伝達・放送に関する協定書	ドリームスエフエム株式会社	緊急防災情報、災害予報情報、一般防災情報等の防災に関する情報の放送	平成10年12月23日
情報伝達	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	キャッシュサイトの提供、防災アプリでの情報発信等	平成30年10月1日
情報伝達	防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	災害発生時等の情報発信、過去の災害映像の提供等による防災啓発	平成30年12月14日
情報伝達	災害に係る情報発信等に関する協定書	株式会社 PR TIMES	災害復旧・復興等の情報発信	令和6年3月29日
救助救急	久留米市田主丸複合文化施設の利用に関する覚書	医療法人聖峰会田主丸中央病院	災害等におけるそよ風ホール多目的広場のドクターヘリ等離着陸場としての利用	平成31年2月19日
医療	久留米市地域防災計画に基づく医療救護に関する協定書	社団法人 久留米医師会 (久留米医師会館、久留米医師会看護専門学校)	医師会館を医療救護の支援拠点施設として提供、医療救護活動の実施、救護所の設置	平成25年3月2日
医療	災害時の医療救護活動等に関する協定書	大川三瀧薬剤師会	医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導、医薬品の仕分け、医薬品の調達など	平成28年3月30日
医療	災害時の医療救護活動等に関する協定書	浮羽薬剤師会	医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導、医薬品の仕分け、医薬品の調達など	平成28年3月30日
医療	災害時の医療救護活動等に関する協定書	一般社団法人 久留米三井薬剤師会	医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導、医薬品の仕分け、医薬品の調達など	平成28年3月30日
医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 大川三瀧医師会	医療救護チームの派遣（DMAT）、医療活動	平成26年3月27日
医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 小郡三井医師会	医療救護チームの派遣（DMAT）、医療活動	平成26年3月27日
医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人 浮羽医師会	医療救護チームの派遣（DMAT）、医療活動	平成26年3月27日
医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人 久留米医師会	医療救護チームの派遣（DMAT）、医療活動	平成26年3月27日
避難収容	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定書	久留米市老人福祉施設協議会	福祉避難所の設置・運営	平成26年7月31日
避難収容	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定書	久留米市障害者支援施設協議会	福祉避難所の設置・運営	平成28年8月30日
避難収容	災害時の民間賃貸住宅活用に係る覚書	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 久留米支部	賃貸型の応急仮設住宅の供与支援のため、民間賃貸住宅の空き住戸の把握	令和2年12月21日
避難収容	ペット同伴避難所の開設・運営に関する協定書	公益社団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	サイクルファミリーパークを避難施設として利用することに関する協定	令和3年6月22日
避難収容	災害に係る協力体制に関する協定	高等教育コンソーシアム久留米	一時避難施設の提供、車中泊避難所の提供	令和3年12月17日

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
			救援物資の集積、配送拠点施設の提供学生ボランティア等	
避難収容	久留米市と久留米大学の災害に係る協力体制に関する覚書	高等教育コンソーシアム久留米（久留米大学）	一時避難施設の提供、車中泊避難所の提供、 救援物資の集積、配送拠点施設の提供学生ボランティア等	令和3年12月17日
避難収容	久留米市と久留米工業大学の災害に係る協力体制に関する覚書	高等教育コンソーシアム久留米（久留米工業大学）	一時避難施設の提供、車中泊避難所の提供 救援物資の集積、配送拠点施設の提供学生ボランティア等	令和3年12月17日
避難収容	久留米市と聖マリア学院大学の災害に係る協力体制に関する覚書	高等教育コンソーシアム久留米（聖マリア学院大学）	一時避難施設の提供、車中泊避難所の提供 救援物資の集積、配送拠点施設の提供学生ボランティア等	令和3年12月17日
避難収容	久留米市と久留米工業高等専門学校の災害に係る協力体制に関する覚書	高等教育コンソーシアム久留米（久留米工業高等専門学校）	一時避難施設の提供、車中泊避難所の提供 救援物資の集積、配送拠点施設の提供学生ボランティア等	令和3年12月17日
避難収容	久留米市と学校法人久留米大学の大規模災害に係る協力体制に関する協定書	学校法人久留米大学	一時避難施設の提供 車中泊避難所の提供 救援物資の集積、配送拠点施設の提供	令和6年9月1日
物資調達供給	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場事務局	生鮮食料品の提供、搬送	平成20年9月1日
物資調達供給	災害時における物資の輸送に関する協定書	赤帽福岡県軽自動車運送協同組合 久留米支部	久留米市が指定する物資の輸送	平成21年2月25日
物資調達供給	災害時における物資の提供に関する協定書	株式会社 コスモレンタル福岡営業所	テント、仮設トイレの提供、 その他の物資の提供	平成22年10月22日
物資調達供給	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	福岡県生活協同連合会 （エフコープ・グリーンコープ）	応急生活物資の提供、運搬 （飲料水・食料など、協定書別表1参照）	平成23年4月1日
物資調達供給	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米市冷凍空調協同組合	指定避難所の空調、冷凍・冷蔵設備の修理、運転復旧、 新規設置、発電機の設置、組合所有の特殊機器の提供	平成25年4月1日
物資調達供給	災害時における物資の提供に関する協定書	アサヒシューズ株式会社	長靴、スニーカー、上履きの提供	平成29年6月1日
物資調達供給	災害発生時における久留米市と久留米市内郵便局の協力に関する協定書	日本郵便株式会社	避難所への郵便物の配達	平成29年12月1日
物資調達供給	災害時における物資の提供に関する協定書	サクラみそ食品株式会社	即席味噌、生味噌、天ぷらの提供	平成30年6月4日
物資調達供給	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	福岡県石油商業組合筑後支部	石油類燃料の提供	平成30年8月29日
物資調達供給	災害時の応急対策に関する基本協定書	株式会社 アクティオ	災害時におけるレンタル機材（仮設トイレ、発電機等）の提供に関する協定書	平成31年3月1日
物資調達供給	災害時における地図製品等に関する協定書	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品の提供 ZNETTOWN の利用	令和1年5月16日
物資調達供給	災害時における物資の提供に関する協定書	株式会社サンワドライ	毛布・布団の提供、避難者の洗濯代行サービス	令和1年5月31日
物資調達供給	災害時における物資供給に関する協定書	マックスバリュ九州株式会社	災害時における物資の供給（食糧、日用品、電気用品等）	令和1年8月20日

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
物資調達 供給	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	NP0 法人 コメリ災害対策センター	応急生活物資の提供、運搬 (作業用品、日用品等、協定書別表参照)	令和2年8月31日
物資調達 供給	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ	応急生活物資の提供、運搬 (作業用品、日用品等、協定書別表参照)	令和2年9月1日
物資調達 供給	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	応急生活物資の提供、運搬 (作業用品、日用品等、協定書別表参照)	令和3年3月2日
物資調達 供給	災害時におけるパンの供給に関する協定書	株式会社フランソア	災害時における物資の供給(食パン)	令和3年9月7日
物資調達 供給	害時における物資供給等に関する協定書	グリーンコープ生活協同組合ふく おか	災害時における物資の供給 (飲料水、生活必需品、調理・電気用品)	令和7年1月31日
保健衛生	災害時における遺体の搬送に関する協定書	社団法人 全国霊柩自動車協会	遺体の搬送	平成21年2月2日
保健衛生	災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 福岡県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分	平成29年3月15日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米市土木協同組合	旧久留米市内における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成19年2月13日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	北野町建設協同組合	北野町における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成19年2月13日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米造園建設業協同組合	久留米市内全域における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成19年2月13日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	田主丸造園業協同組合	田主丸町における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成19年2月13日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	田主丸土木組合	田主丸町における応急対策の実施公共施設の応急復旧工事、応急復旧工事に係る資機材の確保	平成19年2月27日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米市建築協同組合	旧久留米市内における応急対策の実施 公共施設の機能回復、被害の拡大防止、人命救助	平成19年2月27日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	田主丸建設協力会	田主丸町における応急対策の実施 公共施設の機能回復、被害の拡大防止、人命救助	平成19年2月27日
応急復旧	災害の応急対策に関する基本協定	久留米電気工事業協同組合	応急対策の実施 市営住宅施設の機能回復、隣接地等への被害の拡大防止、資機材の確保	平成19年6月1日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	福岡県防水外壁工事業協同組合	市営住宅施設の機能回復	平成19年7月12日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米環境維持管理業協同組合	公共下水道施設の機能回復	平成20年1月15日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	三潆町建設業組合	三潆町における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、	平成20年6月25日

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
			応急復旧工事に係る資機材の確保	
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	福岡県環境福祉関連事業協同組合	応急対策の実施、公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 20 年 6 月 30 日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	福岡県南部解体協同組合	応急対策の実施、公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 20 年 6 月 30 日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	福岡県南部塗装改修工事協同組合	応急対策の実施公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 21 年 2 月 2 日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	東久留米建設協力会	応急対策の実施、公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 21 年 2 月 2 日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	城島土木組合	城島町における応急対策の実施 公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 21 年 4 月 28 日
応急復旧	災害時等における水道の応急対策に関する協定書	三井水道企業団 三井管工事協同組合	水道の断水・漏水の対応	平成 22 年 10 月 1 日
応急復旧	災害時の応急対策に関する基本協定書	久留米市西部防災協力会	応急対策の実施、公共施設の応急復旧工事、 応急復旧工事に係る資機材の確保	平成 23 年 5 月 31 日
応急復旧	災害時等における水道の応急対策に関する協定書	久留米市管工事協同組合	水道の断水・漏水の対応	平成 25 年 4 月 1 日
応急復旧	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	下水道施設機能の早期復旧支援	平成 30 年 1 月 22 日
応急復旧	久留米市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	久留米市の管理する下水道施設について災害が発生した場合における、災害支援に関するもの	平成 30 年 7 月 2 日
応急復旧	災害時における復旧支援協力に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設業協会	下水道施設機能の早期復旧支援	平成 30 年 9 月 6 日
応急復旧	災害時における下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設業協会	下水道施設機能の早期復旧支援 ※会員との個別協定を締結	平成 30 年 10 月 18 日
応急復旧	災害時における応急業務の協力に関する協定	協同組合久留米建築設計協会	避難所施設の応急危険度判定	令和 2 年 4 月 1 日
応急復旧	久留米市災害復旧に関する協定書	九州電力送配電株式会社久留米配電事業所	リエゾンの派遣・情報共有、道路啓開、復旧作業、 訓練参加	令和 2 年 12 月 21 日
応急復旧	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定書	株式会社西原環境 九州支店	下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事を円滑に実施するため	令和 4 年 4 月 1 日
応急復旧	久留米市と neuet 株式会社の連携協定書	neu et 株式会社	災害発生時の都市の復旧のため、自転車を職員に貸出予定	令和 5 年 11 月 16 日
応急復旧	久留米市と久留米ガス株式会社との包括連携協定書	久留米ガス株式会社	災害時のインフラ復旧・被災者支援に関すること	令和 6 年 8 月 6 日
その他	久留米市と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社福岡支店	防災及び災害時における支援に関する事項 (詳細は未決定)	平成 30 年 4 月 23 日
その他	防災倉庫に関する覚書	JR 久留米駅第二街区市街地再開発組合	施設建築物内に設置する防災倉庫	令和 2 年 2 月 5 日

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
その他	久留米市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社	(1)地域の安全・安心のまちづくりに関すること (2)災害発生時における協力に関すること (3)地域の活性化及び市民サービス向上に関すること	令和3年2月17日
その他	久留米市とエフコープに生活協同組合との包括連携協定	エフコープ生活協同組合	(1)地域産業の活性化に関すること (2)子育て支援に関すること (3)行政及び地域の情報発信に関すること (4)防災対策に関すること (5)くらしの安心・安全に関すること (6)その他必要と認める連携	令和3年8月27日
その他	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	福岡トヨタ自動車株式会社	避難所への外部給電可能な車両の提供	令和4年6月5日
その他	「『Re-Q』を活用した地域防災力向上に関する連携協定	福岡トヨタ自動車、宮若市、みやま市、広川町 他	非常用電源装置(Re-Q)、装置を装備したハイブリッド車両の相互貸し出し	令和4年8月29日
その他	久留米市と株式会社イズミとの包括連携	株式会社イズミ	(1)市の情報発信に関すること (2)市の事業実施への協力に関すること (3)SDGsの推進に関すること ①脱炭素の取組推進に関すること ②地域産業の振興に関すること ③災害時の避難・被災者支援に関すること ④健康・福祉の増進に関すること ⑤貧困対策に関すること ⑥男女共同参画の推進に関すること ⑦その他 (4)その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること	令和5年3月23日
その他	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	福岡県行政書士会	被災者支援のための行政書士業務	令和6年6月3日
その他	災害時における連携協力に関する協定書	福岡県弁護士会	(1)被災者による弁護士相談 (2)被災者への有益な情報の提供 (3)平時における情報交換・研修実施・災害時の連絡体制確認 (4)その他、被災者支援に必要な事項	令和6年6月27日

3. その他

分類	協定の名称	協定先	概要	締結年月日
-	久留米西部河川防災ステーション管理協定	国土交通省筑後川河川事務所	西部河川防災ステーション敷地の管理協定 (施設の復旧、維持管理)	平成 14 年 9 月 6 日
-	使用協定書（久留米西部水防備蓄倉庫）	久留米広域消防本部	消防訓練、水防訓練資器材の常置を目的とした西部水防備蓄倉庫の仕様	平成 15 年 1 月 31 日
-	福岡県震度情報ネットワークシステムに関する協定書	福岡県	本庁、各支所の計 5 箇所に震度計を設置する協定	平成 17 年 2 月 5 日
-	福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書	福岡県	福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運用に関する協定	令和 2 年 3 月 30 日
-	防災情報等メール配信システム 防災メール・まもるくん」の運用に関する同意書	福岡県	防災メール・まもるくんの運用に参加する同意書	平成 17 年 6 月 6 日
-	船着場に関する覚書	国土交通省筑後川河川事務所	船着場を緊急輸送のために使用するもの	平成 19 年 3 月 20 日
-	高良川水防倉庫管理協定	国土交通省筑後川河川事務所	高良川水防倉庫（百年公園中央倉庫）の使用に関する協定	平成 21 年 3 月 17 日
-	防災資機材貸与に関する覚書	久留米市社会福祉協議会	ボランティアセンターの活動支援（ベスト、ヘルメットを貸与）	平成 23 年 3 月 30 日
-	防災行政無線局遠隔装置制御装置の運用に関する協定書	久留米広域市町村圏事務組合	火災時のサイレン吹鳴、 火災放送を久留米広域市町村圏事務組合に委託するもの (田主丸町の同報系防災行政無線が対象)	平成 23 年 4 月 1 日
-	不発弾処理に関する協定書	陸上自衛隊西部方面後方支援隊	不発弾の処理※不発弾処理済であるため無効力	平成 26 年 4 月 11 日
-	光ファイバーを利用した 河川情報提供に関する協定書	国土交通省筑後川河川事務所	河川監視カメラ等による河川情報の提供	平成 28 年 11 月 21 日
-	消防サイレンの運用及び維持管理に関する協定書	久留米広域市町村圏事務組合	火災時のサイレン吹鳴、 火災放送を久留米広域市町村圏事務組合に委託するもの	令和 4 年 2 月 15 日
-	避難行動要支援者の支援及び 避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書	校区コミュニティ組織	災害時の避難に支援を必要とする 避難行動要支援者の支援内容や名簿台帳の管理について定めるもの	—
-	大規模災害時における移設利用に関する協定書	福岡県久留米警察署	大規模災害時に、久留米市本庁舎の一部を臨時的に使用するもの	令和 6 年 2 月 5 日

【資料１８】

水防倉庫所在地及び水防資材配置表

令和5年3月現在

水防倉庫所在地		責任者	スコップ	ハンマー	のこ	かま	ツルハシ	とうぐわ	おの	ペンチ	かけや	8Pハンマー	クリツパ	3本鋏	木杭	縄・ナイロンロープ	鉄線	一輪車	しの	ハッカ	カラーコーン	ブルーシート	土のう袋（小）	土のう止め用杭	ムシロ張りシート	大型土のう	救命胴衣	救命用ボート
			（丁）	（本）	（丁）	（丁）	（丁）	（本）	（丁）	（本）	（丁）	（本）	（本）	（本）	（本）	（玉）	（巻）	（台）	（本）	（本）	（本）	（枚）	（枚）	（本）	（枚）	（枚）	（枚）	（艘）
1	1分団（篠山町）車庫	第1分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				27	1
2	2分団（京町）車庫	第2分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				23	1
3	3分団（荘島町）車庫	第3分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				24	
4	4分団（鳥飼）車庫	第4分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				23	1
5	5分団（金丸）車庫	第5分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				25	
6	6分団（日吉）車庫	第6分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000		1		25	
7	7分団（西国分）車庫	第7分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				25	
8	東櫛原町（百年公園）	第8分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000		5		20	
9	東国分小学校東	第9分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				20	
10	10分団（小森野）車庫	第10分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				28	1
11	11分団（長門石）車庫	第11分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
12	12分団（御井）車庫南	第12分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1	18	70	4	10	2	1	1		2	1000		20		20	
13	13分団（南）車庫	第13分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	25	
14	14分団（上津）車庫	第14分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				20	
15	15分団（山川）車庫	第15分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				27	1
16	16分団（合川）車庫	第16分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	33	1
17	17分団（高良内）車庫	第17分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				25	
18	18分団（宮ノ陣）車庫	第18分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000		10		23	1
19	19分団（山本）車庫	第19分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				24	
20	20分団（草野）車庫	第20分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				24	
21	21分団（善導寺）車庫	第21分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
22	22分団（大橋）車庫	第22分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000		16		27	1
23	23分団（安武）車庫	第23分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				26	1
24	24分団（大善寺）車庫	第24分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				28	1
25	25分団（荒木）車庫	第25分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000				28	1
26	26分団（津福）車庫	第26分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000		5		20	
27	27分団（水縄）車庫	第27分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	24	
28	28分団（竹野）車庫	第28分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	22	
29	29分団（川会）車庫	第29分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	24	

水防倉庫所在地		責任者	スコップ	ハンマー	のこ	かま	ツルハシ	とうぐわ	おの	ペンチ	かけや	8Pハンマー	クリツバ	3本鍬	木杭	縄・ナイロンロープ	鉄線	一輪車	しの	ハッカ	カラーコーン	ブルーシート	土のう袋(小)	土のう止め用杭	ムシロ張りシート	大型土のう	救命胴衣	救命用ボート
			(丁)	(本)	(丁)	(丁)	(丁)	(本)	(丁)	(本)	(丁)	(本)	(本)	(本)	(本)	(玉)	(巻)	(台)	(本)	(本)	(本)	(枚)	(枚)	(本)	(枚)	(枚)	(枚)	(艘)
30	3 0 分 団（柴刈）車庫	第30分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1	15	2	1000				33	1
31	3 1 分 団（田主丸）車庫	第31分団	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
32	3 2 分 団（水分）車庫	第32分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	32	1
33	3 3 分 団（船越）車庫	第33分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	27	1
34	3 4 分 団（北野）車庫	第34分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	25	1
35	3 5 分 団（弓削）車庫	第35分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
36	3 6 分 団（大城）車庫	第36分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
37	3 7 分 団（金島）車庫	第37分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	27	1
38	3 8 分 団（城島）車庫	第38分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	33	1
39	3 9 分 団（青木）車庫	第39分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	23	1
40	4 0 分 団（江上）車庫	第40分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	29	
41	4 1 分 団（三瀨）車庫	第41分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	28	1
42	4 2 分 団（犬塚）車庫	第42分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			1	23	1
43	4 3 分 団（西牟田）車庫	第43分団長	8	3	2	5	2	2	3	2	2	1	1		70	4	10	2	1	1		2	1000			5	25	
44	西部河川防災ステーション	総務部 防災対策課長	53	20	20	20	19	19	7	10	14	39	10		400	7	25	20	15	10		50	3050	400	11	200	61	
45	中央倉庫（百年公園）	〃													150											540		
46	宮ノ陣町宮瀬大型倉庫	〃	10	18	19	15	16	4	3	10	10	2			100	30	20	13	1	1	20	30	8000	100		20		
47	高 良 内 倉 庫	〃	36		5	5	5		5		5	5			300											30		
48	久留米消防署 本署	〃	58	36	8	31	23	35	20	4	11	32	20	11	78	29	30		20	19	35	7	3000	50			45	
49	田 主 丸 総 合 支 所	総合支所 地域振興課長	15	20	10	10	17	4		10	10	15			400	20	20	6	5	3	30	50	5000	100		228	5	
50	北野総合支所（中島）	〃	23	7	11	10	10	5	11	13	7	18		2	300	12	20	8	5	5	41	60	3000	100			13	
51	城 島 総 合 支 所	〃	69	25	15	8	6	3	9	10	12	8	3		140	1		13	5	5	23	35	2500	100		370	36	
52	三 瀨 総 合 支 所	〃	30	28	16	10	9		5	5	10	1			10	13		7	5	3	39	193	3000	100			5	
計			638	283	190	324	191	156	189	148	165	163	76	31	4888	284	545	153	99	89	203	511	72850	950	68	1556	1270	25

※救助用ボートは、8分団（南薫）、38分団第1部（下田）、39分団1部（浮島）の車庫にも配備 計28艇

【資料 19】

防災倉庫所在地及び備蓄物資配置表

令和 6 年 1 2 月現在
※水防倉庫備蓄資材を除く

場所 資材名称	中央倉庫 (百年公園)	西部防災 ステーション	高良内倉庫	市役所	避難所	総合支所	合 計	
	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	
毛布	1,757	923	318	58	3,083	617	6,756	枚
マット	166	3,406		30	2,750	150	6,502	枚
簡易トイレ (100 回／個)	30	30	369	22	142		593	個
立入禁止テープ					142		142	個
災害多人数用救急箱					142		142	個
消火バケツ	60						60	個
アイスタオル					1,420		1,420	個
ティッシュ (200 枚入り)					282		282	個
ハンドソープ					282		282	個
防水懐中電灯					710		710	個
L E D ランタン					710		710	個
ライス (米類)	16,431			1,577	13,822	1,500	33,330	食
ビスケット								個
パン缶	9,790			816			10,606	缶
シチュー・クラッカー	2,100						2,100	食
粉ミルク	500						500	袋
飲料水 (500m l)	19,780	13,596	11,230	5,178	13,428	15,408	78,620	本
ポリタンク	167		10	9	1,350		1,536	個
ラップ					710		710	個
軍手・タオルセット	700						700	組
マスク	1,500						1,500	枚
災害用煮炊き釜		6					6	基
かまどセット		8					8	組
災害用やかん					142		142	個
カセットコンロ					142		142	個
カセットガス			1,297		1,420		2,717	本
携帯発電機					47			基
紙おむつ		14,208					14,208	枚
尿漏れパッド		420					420	枚
生理用品		24,304		528			24,832	枚
携帯拡声器				11	142		153	個
ブルーシート					1,340		1,340	枚
災害救助用工具	1	1		1			3	基
折りたたみ式リヤカー	1	1	1			4		台
車いす搬送補助装置	1	1	1			4		個
担架	28						28	台

【資料 2 0】

応急仮設住宅建設候補地一覧

番号	候補地の 名称 (施設)	所有者	有効 敷地 面積 (㎡)	仮設 住宅 建設 可能 戸数	給排水・電気・ガスの引き込み状況等							備考
					上水道	汚水 排水	雑排水	電気	ガス	地盤 状況	障害 物の 有無	
1	津福公園	久留米市	23,500	195	φ 150	φ 250	—	支障 なし	都市 ガス	芝	なし	
2	浦山公園	久留米市	2,700	22	φ 100	φ 200	—	〃	PL	土	〃	
3	小頭町公園	久留米市	3,000	25	φ 150	φ 250	—	〃	都市 ガス	土	〃	
4	鷺塚公園	久留米市	2,000	16	φ 150	φ 200	—	〃	PL	土	〃	
5	南町広場	久留米市	16,000	133	φ 100	φ 200	—	〃	〃	芝・土	〃	
6	東部運動公園	久留米市	29,700	247	φ 100 (φ 50)	φ 125	—	〃	〃	土	〃	
7	水沼の里 2000 年記念 の森	久留米市	10,000	83	φ 75	なし	敷地北 西水路	〃	〃	芝	〃	
8	まつば公園	久留米市	2,500	20	φ 75	なし	敷地南 側水路	〃	〃	芝・土	〃	
9	ハヤニシ 公園	久留米市	2,500	20	φ 200	なし	敷地西 側水路	〃	〃	芝・土	〃	
10	三潞農村運 動公園（多 目的広場含 む）	久留米市	19,600	161	φ 75	なし	敷地南 側水路	〃	〃	土	〃	
11	瞳ヶ池多目 的広場	久留米市	6,861	40	φ 20	なし	敷地南 側雨水 槽	〃	〃	芝・土	〃	
計			118,361	962								

【資料 2 1】

久留米市災害対策本部条例

昭和 3 8 年 4 月 1 日
久留米市条例第 1 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 7 項の規定に基づき、久留米市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日条例第 9 0 号）

この条例は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

【資料 2 2】

久留米市災害対策本部規程

(目的)

第 1 条 この規程は、久留米市災害対策本部条例（昭和 38 年久留米市条例第 15 号）第 4 条の規定に基づき、久留米市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第 2 条 本部は、久留米市役所内に置く。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 久留米市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 久留米市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、企業管理者、教育長、各部局長、まちなか担当部長、議会事務局長、消防団長及び各総合支所の長及び久留米広域消防本部消防長をもって充てる。

(本部会議の設置)

第 4 条 本部に災害に対する応急対策について協議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、久留米市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）副本部長および本部員をもって構成する。

3 本部会議は、必要のつど副本部長が招集する。

(本部の組織)

第 5 条 本部に次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 統括部
- (2) 議会調整部
- (3) 避難所総括・教育対策部
- (4) 避難・保育対策部
- (5) 避難・ボランティア支援対策部
- (6) 救護対策部
- (7) 衛生対策部
- (8) 相談・調査対策部
- (9) 物資・商工対策部
- (10) 農政対策部
- (11) 都市施設対策部
- (12) 上下水道対策部
- (13) 総合支所対策部
- (14) 消防団部

2 部に副部長を置く。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部長及び副部長は、副本部長が指名する者をもって充てる。

5 部に班を置き、部の事務を分掌する。

6 班に班長、副班長及び班員を置き、班長には久留米市地域防災計画において定める課長等を充て、班員には班長の所属する担当等に勤務する職員及び指定する職員をもって充てる。

7 班長は、部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、副班長は班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(部および班の分掌事務)

第 6 条 部及び班の分掌事務は、久留米市地域防災計画に定めるところによる。

- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項により定めた部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

(配備)

第7条 本部長は、本部設置後、久留米市地域防災計画に定める基準に照らし、次の各号より、配備の規模を指定する。

- (1) 第1配備
- (2) 第2配備
- (3) 第3配備

- 2 本部長は、前項の配備の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

(配備要員及び連絡員)

第8条 部長は、配備の規模に応じて配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

- 2 部長は本部との緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部設置と同時に連絡員を統括部に派遣するものとする。
- 3 配備要員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。
- 4 班長は、配備要員名簿（第1号様式）及び非常配備体制表を毎年5月1日に作成し、速やかに都市建設部防災対策課に提出しなければならない。
- 5 部長は、本部長から配備の規模について指示を受け配備要員を配備したときは、体制配備報告（第2号様式）により本部長に報告するものとする。
- 6 班長は、班に配備要員従事記録（第3号様式）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

(災害状況等の報告)

第9条 災害の状況およびこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定めるところにより、遅滞なく報告しなければならない。

(現地災害対策本部)

第10条 本部長は、災害の状況により被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

- 2 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他の事項)

第11条 この規定に定める事務を処理するにあたっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調および調整を図らなければならない。

第12条 災害救助法、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第13条 この規程に定める以外の本部に関する活動事項については、久留米市地域防災計画の定めるところによる。

第14条 この規程により処理した事項についての残務整理については部長の職にあった者がこれに当たり関係事績等を保管するものとする。

第15条 この規程に定めるもののほか、各部の運営について必要な事項は、当該部長が定める。

附 則（平成12年久留米市災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成12年4月29日から施行する。

第 1 号様式

配 備 要 員 名 簿

〇 〇 部
〇 〇 班長 氏名 印
〇

第 1 配 備		第 2 配 備		第 3 配 備	
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名

職名は補職名を記入する。

第 2 号様式

平成 年 月 日
〇〇部長 氏名 印
〇

体 制 配 備 報 告 書

班 名	配備人員	配備完了日時	備 考
		日 時 分	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	

第3号様式

災害従事職員記録

(月 日)

配備の規模	配備定数	人
第 配備	配備人員	人

職 名	氏 名	勤務時間	出張先	従 事 内 容 (簡略的に)	健康 状態
		時 分から 時 分まで			
		・ ・ ・ ・			

記 載 要 領

1. 職名は補職名を記入すること。
2. 勤務時間については、平常の定められた勤務時間をこえて勤務した者、または異なった形態の時間により勤務した者について記入すること。
3. 出張先は、災害現場まで記入しておくこと。
4. 健康状態は、班長の判断により、下記の区分により記号で記入すること。
 - (1) 健康で引続き業務に従事できる者……………◎
 - (2) 1時休憩を必要とする者……………○
 - (3) 過労で他の職員と交替を要する者……………△

【資料 2 3】

久留米市災害対策本部運営要綱

久留米市災害対策本部運営要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市災害対策本部条例（昭和38年久留米市条例第15号）及び久留米市災害対策本部規程（昭和40年久留米市災害対策本部規程第1号）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置基準)

第2条 久留米市災害対策本部（以下「本部」という。）は、久留米市地域防災計画に定める基準により、災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合において、市長が必要と認めたときに開設する。

2 本部は、災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき閉鎖する。

(本部開設前の措置)

第3条 都市建設部長は、予報、警報、注意報又は情報により災害の発生するおそれがあると予想されるとき、若しくは震度4以上の地震が発生した場合には、久留米市地域防災計画に定める基準により、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予報、警報、注意報及び情報の収集並びに連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部班との連絡調整

2 勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した当直員は、直ちに都市建設部長に通報して指示をうけ、通報連絡系統に基づき関係部長、担当課長等に通報しなければならない。

(連絡の経路及び方法)

第4条 本部の設置、閉鎖及び職員の動員の経路及び方法については、久留米市地域防災計画に定めるとおりとする。

2 本部の設置及び閉鎖については、各連絡員を通じて連絡する。

3 久留米市防災会議委員その他防災関係機関等に対しては、本部を設置したときは電話、無線等又は文書をもって通知し、本部を閉鎖したときは文書をもって通知する。

(本部会議)

第5条 会議の招集通知は統括部において行い、文書をもって通知する。ただし緊急を要し文書をもって通知するいとまがないときは、電話、庁内放送又は各連絡員により通知する。

2 本部員が事故その他の理由により、会議の招集に応じられないときは、代理者を出席させなければならない。

3 本部長は、本部会議の議長となる。

4 会議の日時、場所、出席者及び会議の概要は、文書により記録する。

(本部の場所)

第6条 本部会議室及び本部事務室は、統括部内に置く。ただし本部長は必要に応じその場所を別に指定することができる。

2 本部会議室には、久留米市災害対策本部の標示をするものとする。

(連絡員の任務)

第7条 各部の連絡員は、本部設置と同時に本部事務室に位置し、次の業務を行う。

(1) 部長との連絡及び本部情報の当該部への通報

(2) 各部の応急対策実施状況の本部への報告

(3) 統括部に持込まれた各部関係問題事項の措置及び当該部との連絡調整

(体制の整備等)

第8条 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに必要書類を備える等体制を整備しておかなければならない。

2 総括班は、配備の規模に応じ、非常配備体制表に基づく配備を各班長に指示するものとする。

(非常配備の時期及び解除)

第9条 各部班における非常配備の時期及び解除は、本部長が指令する。

(応援のための動員)

第10条 各部長は、災害対策活動をするため、他に応援を求める必要があるときは、直ちに応援要請書(別記様式)により、本部長に要請しなければならない。

(被害状況の取扱い)

第11条 災害が発生したときは、各部長は直ちに福岡県災害調査報告実施要綱(昭和39年5月21日制定)に基づき被害状況を調査し、情報収集班及び関係者に報告しなければならない。

2 情報分析班長は、各部長及び関係機関からの被害状況をとりまとめ本部長に報告するとともに、速やかに福岡県地方本部を通じ又は直接県災害対策本部総合指令部(県消防防災課)へ報告する。

3 県に対する報告は、福岡県災害調査報告実施要綱により行うものとする。

(災害情報の取扱い)

第12条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総括部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県災害担当課に報告するものとする。

2 総括部長は、災害に関する予報、警報、注意報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに市民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

(腕章)

第13条 災害対策に従事する本部要員は腕章を着用しなければならない。

2 腕章は、他人に貸与することができない。

3 腕章をき損又は亡失したときは、速やかに所属班長に届け出なければならない。

(自動車標識)

第14条 本部において使用する車両には、自動車標識を掲示するものとする。

(腕章及び自動車標識の管理)

第15条 腕章及び自動車標識の管理は、車両班長(本部が設置されていないときには財産管理課長)が行い、各部班長は本部設置と同時に車両班長からこれを受領し、本部閉鎖と同時に車両班長にこれを返納するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月29日から実施する。

別記様式（第 10 条関係）

年 月 日

久留米市災害対策本部長 殿

〇〇部長 氏名 印

応 援 要 請 書

1. 応援を必要とする理由

2. 応援を必要とする班

3. 応援を必要とする人員

職員 人

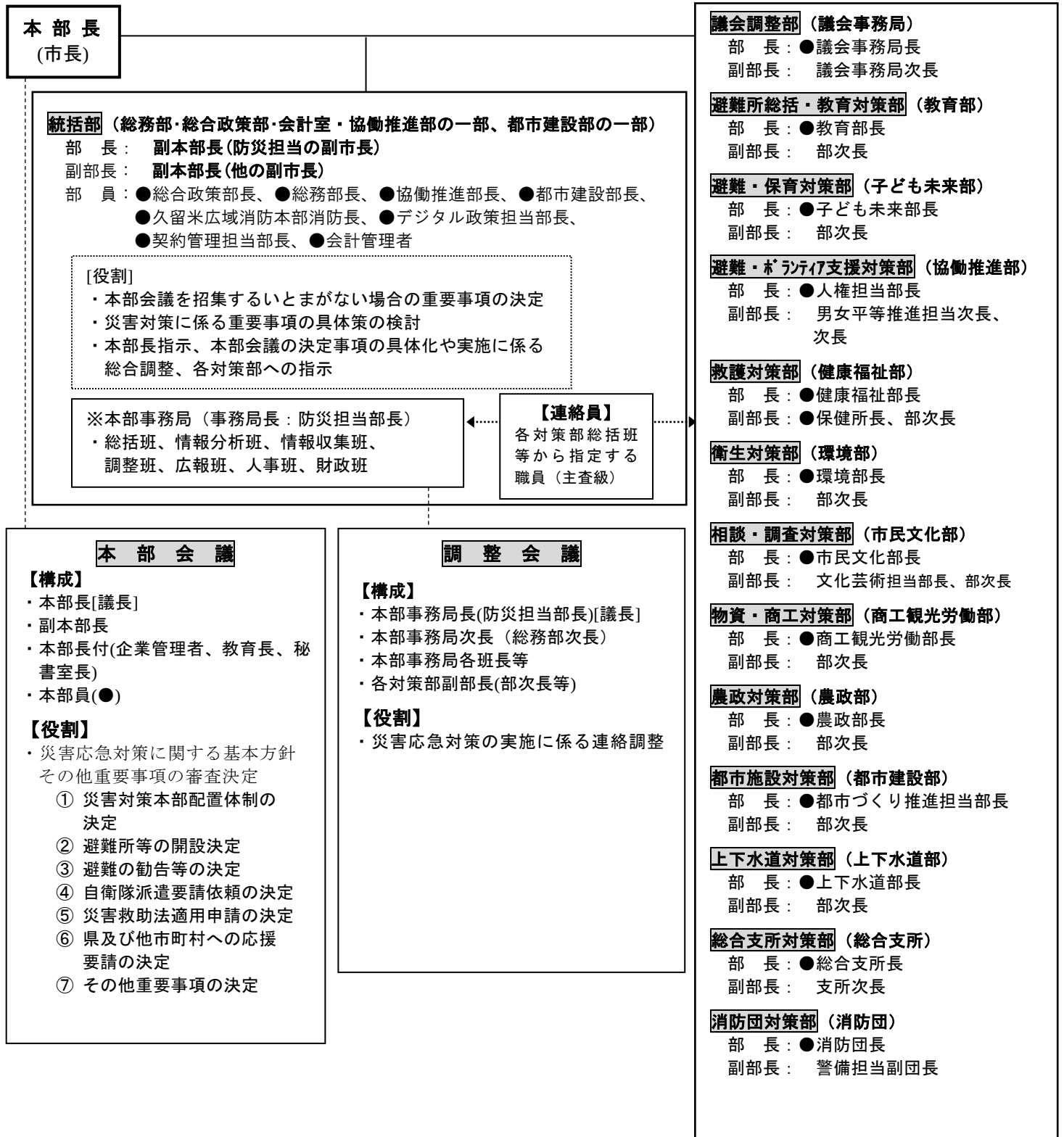
4. 従事する事務の内容

5. 従事する期間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

【資料 2 4】

久留米市災害対策本部組織図



【資料 2 5】

久留米市災害対策本部事務分掌表

部	班	班 長	班所属課 (指定職員を除く全員)	指定職員所属	分掌事務
統 括 部	事 務 局	総括班	防災対策課長	防災対策課	都市建設部総務 総合政策課 総務課 人事厚生課
		情報分析班	防災対策課長		1 統括部に係る庶務及び調整 2 災害対策本部の設置又は廃止 3 災害対策本部の運営 4 災害対策全般の総括及び総合調整 5 自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請 6 防災関係機関等との連絡調整 7 ライフライン関係機関との連絡調整 8 防災行政無線の管理・運用 9 災害復旧等に関する総合調整
		情報収集班	総務部次長	総務課 法制室	1 各種情報の集約・分析 2 気象情報の収集・整理 3 災害対策本部資料の作成 4 国・県への報告資料の作成
		調整班	総合政策課長	総合政策課	1 災害情報の収集・整理 2 被害情報の集約・整理 3 災害義援金の受入・配分
		広報班	広報戦略課長	広報戦略課	1 各対策部の対応状況の集約・整理 2 各対策部の活動調整 3 国、県等への陳情の総括
		人事班	人事厚生課長	人事厚生課 人材育成室 行財政改革推進課	1 市民に対する災害広報 2 報道機関等への発表 3 災害状況の撮影、記録
		財政班	財政課長	財政課	1 職員の安否、出勤状況の把握 2 職員の配備体制及び人員の調整 3 職員等への食料、物資等の供給及び宿泊 4 職員の公務災害対策、健康管理 5 自衛隊の受け入れ支援 6 県、市町村、防災関係機関からの派遣職員の受け入れ支援
	東京事務所班	東京事務所長	東京事務所		1 災害対策予算の調整 2 災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県との連絡調整
	情報システム班	情報政策課長	情報政策課		1 政府及び中央官庁、国会との連絡調整 2 本部設置に係る情報機器の設置 3 電算システム及び被災者支援システムの復旧、運用、管理 4 事務局(広報班)の応援
	車両班	財産管理課長	財産管理課		1 市有車両の管理及び配車計画 2 燃料の確保 3 緊急通行車両事前届出書の提出(証明書及び標章の交付関係)
	契約指導班	契約課長	契約課 工事検査課		1 物資管理・調達に係る調整 2 物資等調達に係る各対策部の指導、支援 3 物資・商工対策部(物資調達班)の応援
	会計班	会計室長	会計室		1 災害対策資金の出納
議 会 調 整 部	議会班	(兼) 議会事務局次長	議会事務局総務課 議事調査課		1 市議会との連絡調整 2 議会関係者の災害視察対応

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
避難所総括・教育対策部	教育・避難班	(兼) 教育部次長	教育部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 避難所の開設・運営の総括
	学校避難所・庶務班	学校教育課長	学校教育課 教職員課 学校保健課 教育 I C T 推進課教育センター 小中学校・高等学校職員 指定された職員	1 学校施設に係る避難所の開設・運営 2 所管施設利用者の安全確保・安否確認 3 児童・生徒の安全確保・安否確認 4 児童・生徒の保健管理及び保健指導 5 災害時の応急教育 6 り災者に係る就学援助
	学校施設班	学校施設課長	学校施設課	1 学校施設の被害調査及び応急措置
避難・保育対策部	子ども未来総括班	(兼) 子ども未来部次長	子ども未来部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 所管施設の来館者や利用者の安全確保・安否確認
	保育班	子ども保育課長	子ども保育課	1 園児の安全確保・安否確認 2 園児の保健管理及び保健指導 3 災害時の応急保育 4 保育施設の被害調査及び応急措置
	一般避難所班	子ども政策課長	子ども政策課 家庭子ども相談課 こども子育てサポートセンター 青少年育成課 幼児教育研究所 指定された職員	1 学校避難所、地域避難所以外の避難所の開設・運営
避難・ボランティア支援対策部	ボランティア支援班	協働推進課長	協働推進課 男女平等政策課 男女平等推進センター 消費生活センター 指定された職員	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 本部事務局の応援 3 災害ボランティアセンターの総括及び連絡調整 4 ボランティア活動に対する相談受付
	地域避難所・地区連絡班	地域コミュニティ課長	地域コミュニティ課 安全安心推進課 広聴・相談課 人権・同和対策課 人権啓発センター 隣保館 指定された職員	1 校区コミュニティセンター（複合施設を含む）開設・運営 2 その他コミュニティ施設に係る避難所の開設・運営 3 校区コミュニティ組織職員への情報提供 4 上記避難所の被害調査
救護対策部	健康福祉総括班	(兼) 健康福祉部次長	健康福祉部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	医療庶務班	保健所次長 (兼) 総務医薬課長	総務医薬課	1 医療・保健活動の総合調整 2 日本赤十字社福岡県支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整 3 医療情報の収集・広報 4 医薬品・医療用資器材（防疫資器材を含む）の調達及び配付 5 医療施設の被害及び傷病者の受入状況等の情報集約 6 被災外の医療機関との連携調整 7 保健活動応援派遣職員の受入調整
	医療救護班	健康推進課長	衛生対策課 保健予防課 健康推進課 地域保健課 指定された職員	1 救護所の設置 2 救護班の編成及び派遣 3 医療救護活動 4 被災地の感染症等の防疫活動（環境班と連携） 5 被災地の検病調査（環境班と連携） 6 在宅の要援護患者（人工透析、特定疾患等）への対応及び支援並びに対応医療機関の広報 7 被災者の心のケア

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
				8 被災地の健康相談、栄養相談 9 遺体の処置（衛生対策部と連携） 10 避難所等における衛生環境指導（衛生対策部と連携） 11 ペット対策（衛生、農政対策部と連携） 12 災害時保健活動（避難所巡回等）
救護 対策部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課 健康保険課 医療・年金課 障害者福祉課 長寿支援課 介護保険課 生活支援第1課 生活支援第2課	1 避難行動要支援者の安全確保及び保護 2 被災した避難行動要支援者の情報収集及び支援 3 福祉施設の情報収集及び支援 4 福祉避難所の開設、運営 5 民生委員・児童委員との連絡調整 6 災害見舞金及び生活必需品の確保・配布 7 り災証明の交付
衛生 対策部	環境総括班	（兼）環境部次長	環境部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	環境班	環境保全課長	環境保全課 環境政策課 斎場	1 遺体の安置 2 遺体の埋火葬 3 被災地の防疫活動 4 防疫資材の整備、薬品、器材の確保 5 災害時の環境衛生指導
	清掃班	資源循環推進課長	資源循環推進課 建設課 廃棄物指導課 施設課	1 災害による塵芥、がれき、廃棄物等の収集及び処理 2 死亡動物の処理 3 清掃施設の被害調査及び応急措置
	公費解体班	建設課長	建設課 廃棄物指導課	1 被災家屋の解体・撤去 （被災状況によっては、庁内連携体制により対応）
相談・ 調査 対策部	市民文化総括班	（兼）市民文化部次長	市民文化部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	調査班	税務担当次長	税収納推進課 市民税課 資産税課	1 市税の納付相談、減免に係る申請・調査 2 一般被災住宅等の被害調査 （応急危険度把握は都市施設対策部と連携）
	文化施設班	文化振興課長	文化振興課 久留米シティプラザ総務課 久留米シティプラザ舞台技術課 久留米シティプラザ施設運営課 久留米シティプラザ事業制作課 生涯学習推進課 文化財保護課 体育スポーツ課 中央図書館	1 所管施設の被害調査及び応急措置 2 社会教育団体との連絡調整 3 文化財の保護
	市民支援班	市民センター担当次長	市民課 市民センター 他部局からの応援職員	1 被災者相談窓口の総括 2 被災者相談窓口（本庁）の開設及び運営（関係課職員） 3 行方不明者の把握 4 移転被災者の照会・管理 5 火葬の許可
物資・ 商工 対策部	商工総括班	（兼）商工観光労働部次長	商工観光労働部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 商工業者の被害調査と緊急対応
	物資管理班	監査委員事務局長	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局	1 救援物資管理センターの開設・運営 2 物資の総合管理
	物資調達班	商工政策課長	商工政策課 統括部（契約指導班）からの応援	1 食料、生活必需品の調達、供給 2 災害対策に関する企業への要請 3 商工業者の被害調査及び災害資金
	物資受入班	企業誘致推進課長	企業誘致推進課	1 企業等への災害対策の協力要請 2 他団体からの救援物資等の受入
	輸送班	労政課長	労政課 新産業創出支援課	1 輸送車両の確保 2 災害物資、資機材、食料等の輸送

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
	観光班	観光・国際課長	観光・国際課	1 所管施設の被害調査及び応急措置 2 観光客等（外国人含む）への情報発信等
	競輪場施設班	競輪事業課長	競輪事業課	1 競輪場施設被害の把握、観客の安全確保 2 輸送班の応援
農政対策部	農政総括班	（兼）農政部次長	農政部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	農政支援班	農政課長	農政課	1 農業関係団体との連絡調整 2 被災農業者への金融対策
	農林業被害対策班	農業の魅力促進課長	生産流通課 農業の魅力促進課 農業委員会	1 農作物、畜産物の被害調査及び応急措置 2 農地の被害調査及び応急措置 3 林地の被害調査及び応急措置
	農林業用施設対策班	農村森林整備課長	農村森林整備課	1 農業用施設（農道、ため池及び工作物等）の被害調査及び応急措置 2 林道の被害調査及び応急措置
	生鮮食料品出荷班	中央卸売市場長	中央卸売市場	1 生鮮食料品の集荷対策
都市施設対策部	都市建設総括班	（兼）都市建設部次長	都市建設部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	技術班	都市計画課長 国県事業調整課長 道路整備課長 河川課長	都市建設部総務 都市計画課 交通政策課 国県事業調整課 用地課 まちなか整備課 建築課 設備課 建築指導課 住宅政策課 公園緑化推進課 路政課 道路整備課 河川課 スマート IC 整備推進課	1 技術班の編成及び派遣 2 都市施設の被災に備えた災害危険箇所の警戒 3 庁舎の点検、被害調査及び応急措置 4 道路・橋梁の被害調査及び応急措置 5 交通不通箇所及び通行路線把握 6 河川及び排水路の被害調査及び応急措置 7 その他所管施設の被害調査及び応急措置
	公園土木班	公園土木管理事務所長	公園土木管理事務所	1 樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理 2 公園、街路樹等の被害調査及び応急措置
	住宅班	市営住宅課長	建築課 建築指導課 都市計画課 住宅政策課 市営住宅課 その他建築課、建築指導課等指定職員	1 被災建築物の応急危険度判定 2 応急仮設住宅の設置及び管理 3 市営住宅の被害調査及び応急措置 4 公営住宅又は賃貸型応急仮設住宅の空室確保
上下水道対策部	上下水道総括班	技術担当次長	上下水道部総務	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整
	上下水道資材班	経理課長	経理課	1 復旧資機材、応急給水資機材、車両及び救急物資等の調達
	上下水道広報班	営業管理課長	営業管理課	1 上下水道に関する電話対応及び広報活動
	水道施設対策班	上水道整備課長	上水道整備課 給排水設備課	1 水道の被害状況の調査及び復旧計画策定 2 重要施設（病院、避難所等）対策及び応急給水 3 配水管等の復旧
	下水道施設対策班	下水道整備課長	下水道整備課 給排水設備課	1 下水道の被害状況の調査及び復旧計画 2 重要施設（病院、避難所等）対策 3 下水道本管、マンホール等の復旧及び復旧計画策定 4 合併処理浄化槽等対策

部	班	班 長	所属課 (指定職員を除く全員)	分掌事務
総合支所対策部(※)	浄水管理センター班	浄水管理センター所長	浄水管理センター	1 取水、浄水、配水施設の被害調査、復旧及び取水、送水、配水の調整 2 水質管理対策
	浄化センター班	下水道施設課長 (南部浄化センター所長)	下水道施設課	1 処理施設の被害調査、復旧及び汚水揚水、し尿受入の調整 2 下水の水質管理対策 3 排水機の運転・管理
	総合支所総括班	総合支所次長	地域振興課	1 総合支所対策部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 被害情報の収集及び本部への災害状況の報告 3 市民に対する災害広報 4 庁舎の点検、被害調査及び応急措置 5 市有車両の管理及び配車計画 6 り災証明の交付
消防団対策部	衛生建設産業班	環境建設課長	環境建設課 産業振興課 農業委員会地域事務所	1 災害危険箇所の警戒及び応急措置 2 道路・橋梁、河川及び排水路、公園、街路樹等、その他所管施設の被害調査及び応急措置 3 交通不通箇所及び通行路線把握 4 樋門、樋管及び排水ポンプ場の操作管理 5 市営住宅の被害調査及び応急措置 6 被災地の防疫活動 7 災害時の環境衛生指導 8 災害による塵芥、がれき、廃棄物等の収集 9 下水道施設の被害調査及び応急措置 10 し尿の収集、処理 11 清掃施設の被害調査及び応急措置 12 林地及び農作物、農地、農業用ため池、農業施設、畜産及び畜産施設の災害対策及び被害調査 13 商工業者の被害調査 14 観光施設の災害対策及び被害調査
	避難福祉支援班	市民福祉課長	市民福祉課 文化スポーツ課 教育事務所 その他指定された職員	1 市税の納付相談、減免に係る申請・調査 2 一般被災住宅等の被害調査 (応急危険度把握は都市施設対策部と連携) 3 被災者相談窓口の開設・運営 4 行方不明者の把握 5 避難行動要支援者の安全確保及び保護 6 被災した避難行動要支援者への支援 7 児童・生徒の安否確認 8 避難所の開設・運営(補助) 9 避難所における食料、物資等の供給(補助) 10 所管地域の避難施設の維持・管理 11 その他避難所における避難者への支援(補助) 12 火葬の許可
	消防団総括班	消防団主幹	防災対策課(消防チーム)	1 部の総括及び本部事務局との連絡調整 2 各対策部との連携
消防団対策部	消防団班	各支団長及び各分団長	各支団及び各分団	1 火災防ぎょ 2 消防団の総括及び連絡 3 団員の招集及び隊の編成 4 災害危険箇所の警戒及び応急処置 5 災害箇所の被害拡大防止 6 避難情報の伝達及び避難者の避難誘導 7 管轄(分団)区域内の被害状況の情報収集

※所掌事務は本庁所管対策部との調整による

【資料 2 6】

久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）

1 災害対応職員

各部で災害対応時に出勤（動員）する職員を、防災体制に応じて、班別に定める。

2 防災体制と人員配備の考え方

防災体制	人員配備の考え方
警戒準備体制	・ 総務等において対策部内の連絡等を行なうための要員 ・ 震度 4 程度の地震による被害状況等の把握のための要員 ・ 大雨等による通報への初動対応を行なうために必要な要員 ※連絡等の要員若干名と必要な業務要員
災害警戒本部	・ 各部次長及び班長 ・ 対策部内の連絡等を行なうための要員 ・ 震度 5 弱の地震による被害状況等の把握のための要員 ・ 大雨等による応急復旧対応を行なうために必要な要員 ・ 自主避難所を開設するための要員（指定職員） ※連絡等の要員若干名と必要な業務要員
災害対策本部 （第 1 配備）	・ 各部部長、次長及び班長 ・ 対策部内の連絡等を行なうための要員 ・ 震度 5 強の地震による被害状況等の把握、応急復旧対策のための要員 ・ 大雨等による応急復旧対応や避難所運営等を行なうために必要な要員 ※職員の 3 割程度を目安とする。
災害対策本部 （第 2 配備）	・ 各部部長、次長及び班長、副班長 ・ 対策部内の連絡等を行なうための要員 ・ 震度 6 弱の地震による被害状況等の把握、応急復旧対策のための要員 ・ 大雨等による応急復旧対応や避難所運営等を行なうために必要な要員 ※第 1 配備と同規模の 3 割程度（全体で 6 割）を配備する。
災害対策本部 （第 3 配備） 全員参集	第 1・第 2 配備外の全員を配置します。 なお、災害対応時の通常業務対応（保安要員）や避難所従事者等の指定職員は第 3 配備とする。

3 指定職員

①連絡調整員：各部と統轄部の連携のために、各部総務等から主査等を選出。統轄部調整班に所属。

②避難所従事職員：各校区に 3 班（1 班 2 名）体制に必要な要員 2 7 6 名を全庁から選出。

【資料 2 7】

注意報及び警報の種類並びに発表の基準

令和 6 年 5 月 2 3 日現在
発表官署：福岡管区气象台

久留米市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	筑後地方		
	市町村等を まとめた地域	筑後北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	2 8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 7 3
	洪水	流域雨量指数基準	小石原川流域=25, 陣屋川流域=10.1, 大刀洗川流域=13.5, 田手川流域=19.6, 巨瀬川流域=17.5, 不動川流域=5.8, 三光川流域=6.2, 大谷川流域=7.3, 高良川流域=14, 金丸川流域=9.6, 広川流域=24.9, 古川流域=6.1, 野添川流域=8.2, 上津荒木川流域=9.1, 山ノ井川流域=16.8, 東本川流域=5.8	
		複合基準 ※1	陣屋川流域= (12, 8.5) , 大刀洗川流域 (12, 10.4) ,巨瀬川流域= (22, 14) , 不動川流域= (12, 5.7) , 大谷川流域 (26, 6.5) , 高良川流域 (12, 13.5) , 広川流域 (12, 23.1) , 上津荒木川流域 (12, 8.1) , 山ノ井川流域 (18, 14.4)	
		指定河川洪水予報 による基準	筑後川下流部[瀬ノ下], 筑後川上中流部[荒瀬・片ノ瀬]	
	暴風	平均風速	2 0 m／ s	
	暴風雪	平均風速	2 0 m／ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 1 0 c m
			山地	1 2 時間降雪の深さ 2 0 c m
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	5． 2 m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	1 6	
		土壌雨量指数基準	1 2 1	
	洪水	流域雨量指数基準	小石原川流域=20, 陣屋川流域=8, 大刀洗川流域=10.8, 田手川流域=15.6, 巨瀬川流域=14, 不動川流域=4.6, 三光川流域=4.9, 大谷川流域=5.8, 高良川流域=11.2, 金丸川流域=7.6, 広川流域=17.5, 古川流域=4.8, 野添川流域=6.5, 上津荒木川流域=7.2, 山ノ井川流域=13.4, 東本川流域=4.5	
		複合基準 ※1	陣屋川流域= (8, 7.7) , 大刀洗川流域= (10, 9) , 田手川流域 (14, 15.6) 巨瀬川流域= (14, 12.6) , 不動川流域= (12, 3.9) , 三光川流域= (8, 4.9) , 大谷川流域 (8, 5.8) , 高良川流域 (8, 11.2) , 金丸川流域= (8, 7.6) , 広川流域= (12, 14.5) , 野添川流域= (8, 6.5) , 古川流域= (8, 4.8) , 上津荒木川流域= (8, 7.2) , 山ノ井川流域= (12, 10.7) , 東本川流域 (8, 4.5)	
		指定河川洪水予報 による基準	筑後川下流部[瀬ノ下], 筑後川上中流部[荒瀬・片ノ瀬]	
	強風	平均風速	1 2 m／ s	
	風雪	平均風速	1 2 m／ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 3 c m
			山地	1 2 時間降雪の深さ 5 c m
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	4． 7 m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	1 0 0 m	
	乾燥	最小湿度 4 0 % で、実行湿度 6 0 %		
	なだれ	積雪の深さが 1 0 0 c m 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃ 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 3 0 c m		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が－ 4℃ 以下または内陸部－ 7℃ 以下		
	霜	1 1 月 2 0 日までの早霜、3 月 1 5 日からの晩霜 最低気温 3℃ 以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温－ 2℃ ～ 2℃、湿度 9 0 % 以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 1 0 mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。（9）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。（12）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

特別警報の種類及び発表の基準
(気象庁HP知識・解説より抜粋)

● 気象等

現象の種類	基準		指標
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ^(注)		過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下①又は②いずれかを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨 [*] がさらに降り続けると予想される場合に、大雨特別警報(浸水害)を発表します。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨 [*] がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 ^(注)	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。
高潮		高潮になると予想される場合 ^(注)	
波浪		高浪になると予想される場合 ^(注)	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 ^(注)		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ^(注)		府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(指標用語の解釈)

【表面雨量指数】

短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標

【流域雨量指数】

河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標

【土壌雨量指数】(【前スペース削除])

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標

【久留米市の50年に一度の値】

48時間降水量615mm・3時間降水量189mm・土壌雨量指数322 ※令和4年3月2日現在

【台風】

指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

【温帯低気圧】

指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

【雪】

府県程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

● 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報発表基準

現象の種類	基 準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域) ^(注) を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

(注) 噴火警戒レベルを運用している火山では、「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置付けています。

【資料 28】

福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5 月21日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成10年 4 月 1 日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第 1 号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第 1 号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第 2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市町村長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各部長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

（1）出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

（2）各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

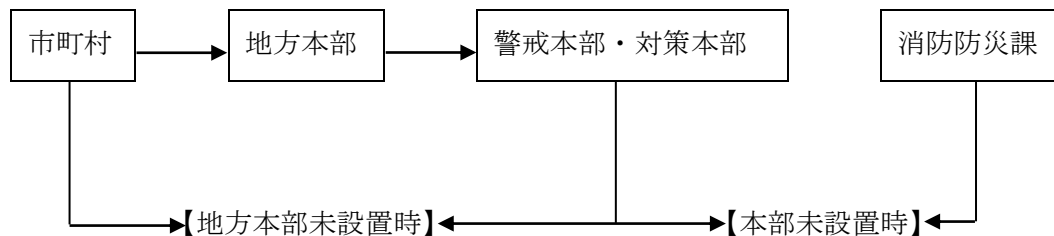
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

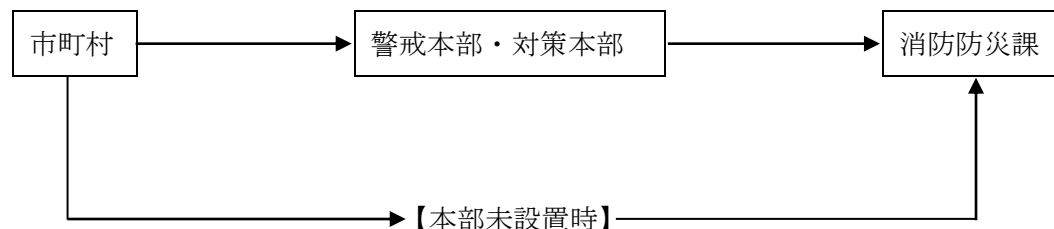
（1）災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



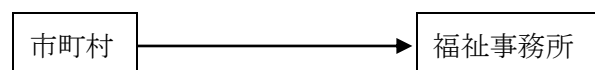
（2）被害状況確定報告

（様式第2号の1）

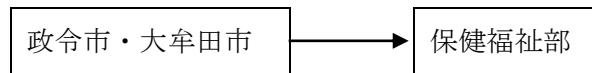
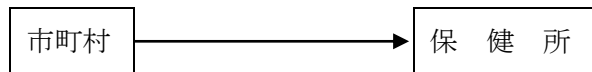


（3）社会福祉施設関係被害即報

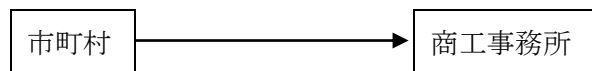
（様式第2号の2）



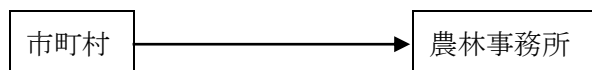
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



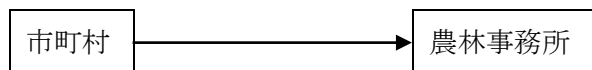
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



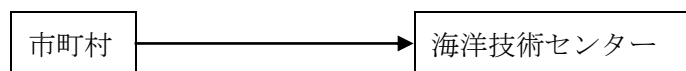
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



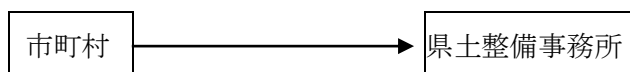
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



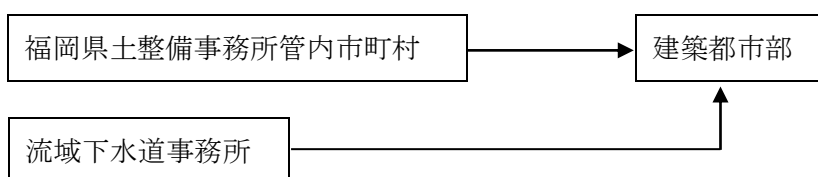
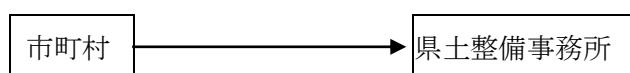
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



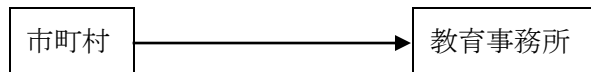
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

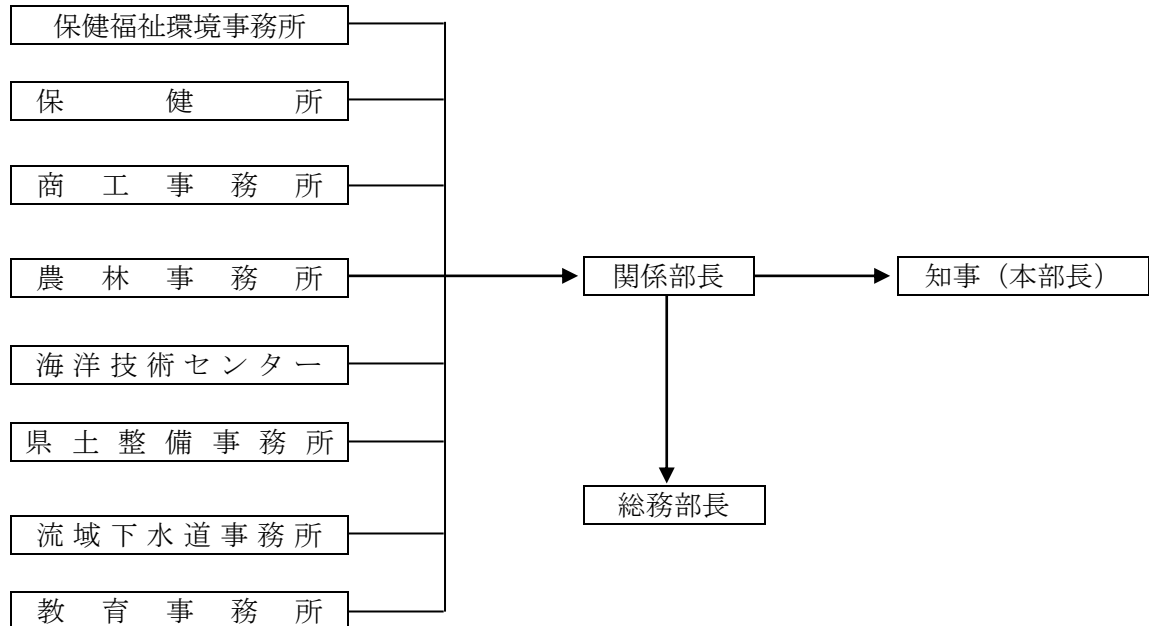


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 [略]

様式 [略]

【資料 2 9】

被害の判定基準

被害区分		定義等	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度もの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度ものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

被 害 区 分		定 義 等	備 考
そ の 他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。	

被 害 区 分		定 義 等	備 考
被 害	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木 施 設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の 公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
金	災害中間年報及び 災害年報の被害金 額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	
額			

【資料 3 0】

県地方本部が機能していない場合の報告先

① 地方本部等連絡先		
朝倉農林事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0946-22-2730 0946-24-8443 78-816-701 78-816-760
久留米県土整備事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0942-44-5222 0942-44-9561 78-811-711 78-811-761
② 県連絡先		
総務部危機管理局 消防防災指導課	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3113 092-643-3117 78-700-7023 78-700-7390
③ 総務省消防庁連絡先		
	(平日 9:30～17:45) 防災情報室	(左以外) 宿直室
TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	03-5253-7527 03-5253-7537 78-700-500-7526 78-700-7536	03-5253-7777 03-5253-7553 78-700-500-7782 78-700-500-7789

【資料 3 1】

相談窓口の主な内容

設置場所	市役所本庁及び各総合支所
相談窓口で 扱う事項	① 行方不明者に関すること ② 食料、飲料水、日用品等に関すること ③ り災証明書に関すること ④ 火葬に関すること ⑤ 住宅に関すること ⑥ 災害見舞金、義援金に関すること ⑦ 生活資金等の相談 ⑧ 災害ゴミ・障害物に関すること ⑨ その他生活に関する相談

【資料 3 2】

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制 定 平成21年 5 月29日付け21総食第113号総合食料局長通知
最終改正 令和 4 年 9 月 6 日付け 4 農産第 2397 号農産局長通知

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管交換・補填轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を様式 4-24 締結する。(P 民委-63)

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

【資料 3 3】

緊急輸送道路ネットワーク一覧

路線区分	市 内 の 路 線
1 次ネットワーク	【高速道路】九州縦貫自動車道、 【国道】 3 号、209 号、210 号、264 号、322 号、385 号 【県道】 17 号線、46 号線 【市道】 A4 号線、A14 号線
2 次ネットワーク	【県道】 15 号線、23 号線、33 号線、47 号線、53 号線、70 号線、80 号線、83 号線、84 号線、86 号線、88 号線 【市道】 A2 号線、A6 号線、A12 号線、A175 号線、D2 号線、D121 号線、D124 号線、D126 号線、E4 号線、E6 号線、E12 号線、E13 号線、T5 号線
3 次ネットワーク	【県道】 89 号線、743 号線、752 号線 【市道】 A9 号線、A353 号線、A655 号線、A658 号線、C3 号線、C4 号線、C900 号線、E 1 号線、E5 号線、E53 号線、E215 号線、E357 号線、E766-1 号線、H2 号線、H51 号線、H474 号線、T794 号線、T1201 号線

【資料 3 4】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

第一章救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百五十円以内とすること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
 - ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百三十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。
 - イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上 一人を増すごとに加 算する額
夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	円	87,000円	12,000円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上 一人を増すごとに加 算する額
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置す

れば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

- ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とすること。ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

- ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2) に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

- ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生 業 費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

- 五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千二百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十二万六千百円以内、小人十八万八千円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千六百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千七百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の搜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章実費弁償

（実費弁償）

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者
 - イ 日当
法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。
 - ロ 時間外勤務手当
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。
 - ハ 旅費
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章災害救助事務

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- 一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
 - イ 時間外勤務手当
 - ロ 賃金職員等雇上費
 - ハ 旅費
 - ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
 - ホ 使用料及び賃借料
 - ヘ 通信運搬費
 - ト 委託費
- 二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。
 - イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十
 - ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

- ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
- ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
- ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
- ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
- ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十二号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）

平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）

令和三年五月二十日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）

公布の日から施行する。

前文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）

令和四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）

令和五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和六年八月一日内閣府告示第百二号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年七月九日から適用する。

【資料 3 5】

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱

(目的)

第1条 久留米市内に発生した災害により、被災した久留米市民に対し市内外から寄せられた義援金品を久留米市地域防災計画に基づき公平かつ効果的に配分するため、久留米市災害義援金品配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、義援金品の配分が完了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金品の配分にかかる次の事項について審議を行う。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の時期
- (4) 配分の方法
- (5) その他必要事項

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 久留米市社会福祉協議会長
- (2) 久留米市民生委員・児童委員協議会長
- (3) 久留米市都市建設部長
- (4) 久留米市健康福祉部長
- (5) 久留米市総務部長

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができ

る。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、必要な意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

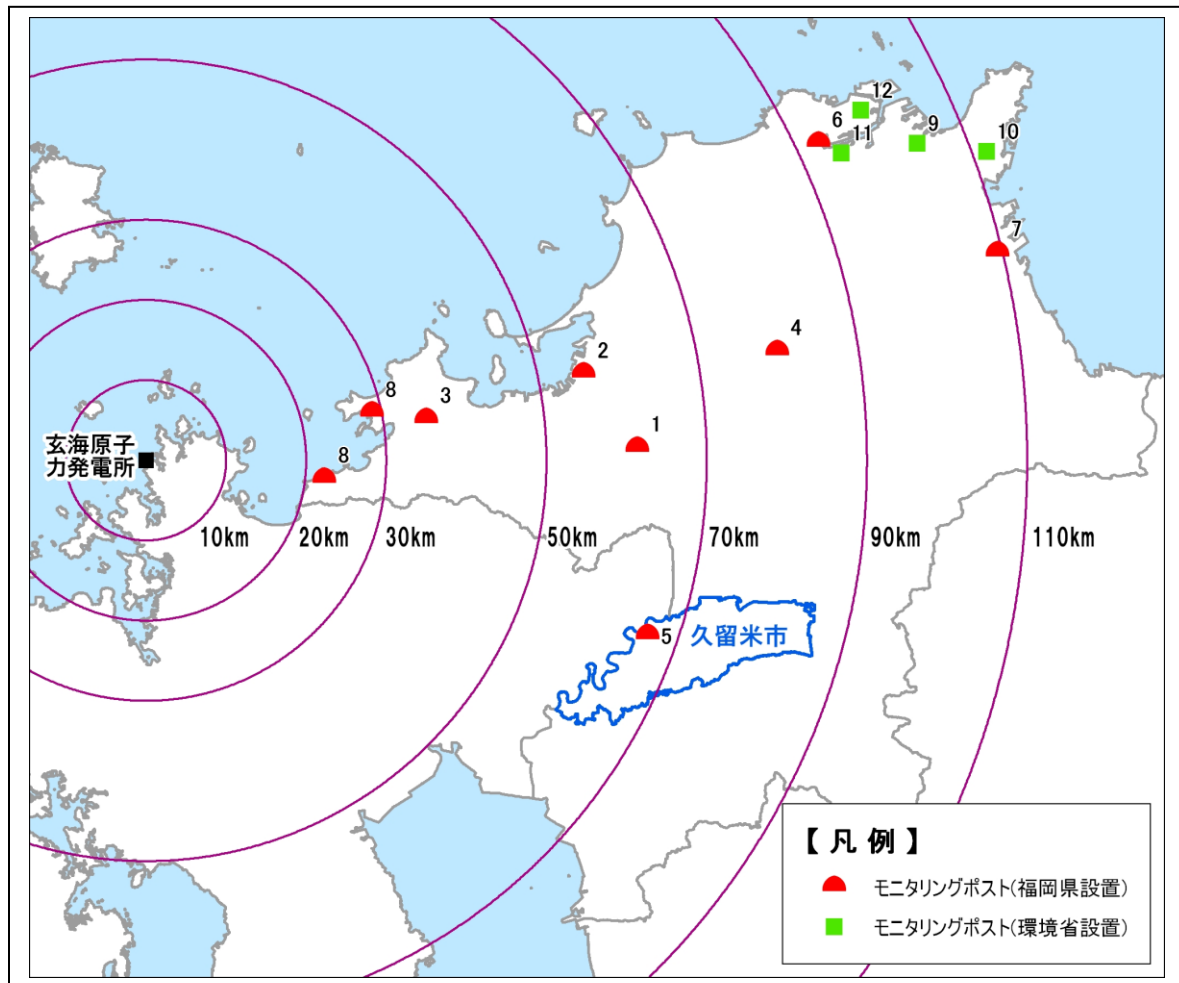
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

【資料 3 6】

玄海原子力発電所と久留米市の位置関係



【資料 3 7】

県内モニタリングポスト設置場所

(福岡県設置)

設置場所	所在地	地上高さ
1 県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	18.9m
2 福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	1m
3 県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	
4 県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	
5 県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	
6 県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	
7 県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	1m
8 UPZ 内	糸島市内 2 箇所	

【資料 38】

久留米市防災拠点候補施設一覧

種別	名称	所在地
①市役所及び総合支所	久留米市役所本庁舎	久留米市城南町 15-3
	久留米市田主丸総合支所	久留米市田主丸町田主丸 459-11
	久留米市北野総合支所	久留米市北野町中 3245-3
	久留米市城島総合支所	久留米市城島町檜津 743-2
	久留米市三潆総合支所	久留米市三潆町玉満 2779-1
	久留米広域消防本部（代替施設）	久留米市東櫛原町 999-1
②輸送（集積）拠点	久留米競輪場	久留米市野中町 2
③食料供給拠点	久留米競輪場	久留米市野中町 2
	各避難所	別表
④ボランティア拠点	久留米市社会福祉協議会	久留米市長門石 1 丁目 1-34
⑤避難所	一般避難所 142箇所	資料 13
	福祉避難所 37箇所	資料 13
⑥ヘリポート	26箇所	資料 8
⑦救援活動拠点	津福公園	久留米市津福本町 586
	東部運動公園	久留米市田主丸町中尾 1270
	西部防災ステーション	久留米市大善寺町藤吉 434
	瞳ヶ池多目的広場	久留米市上津町 2201-1 地先
	中央公園	久留米市東櫛原町 1713
	久留米市百年公園 多目的広場・運動広場	久留米市合川町 2432-3
	久留米総合スポーツセンター	久留米市東櫛原町 170-1
	筑後川左岸 久留米市リバーサイドパーク駐車場	久留米市東櫛原町
	久留米競輪場	久留米市野中町 2
	新宝満川公園	久留米市小森野 7 丁目
	宮ノ陣クリーンセンター	久留米市宮ノ陣町八丁島 2225
	田主丸町流通センター	久留米市田主丸町益生田 1141
⑧備蓄倉庫	中央倉庫	久留米市百年公園 2432-1
	西部防災ステーション	久留米市大善寺町藤吉 434
	高良内倉庫	久留米市高良内町 607-1
⑨防災活動広場	御井町防災広場	久留米市御井町

【資料 3 9】

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主

として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象

とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請したもの

c 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

d 人的被害が発生したもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

【以下省略】

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	災害・事故の種類	直接即報の基準
	交通機関の火災	航空機火災、タンカー火災、船舶火災であって社会的影響度が高いもの、トンネル内車両火災、列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	・危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ・危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く）	・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ・危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの （イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	・原子力施設において、爆発又は火災（の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ・放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの（・原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ・放射性同位元素等取扱事業者に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	

	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助 事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃 災害等即報	・武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
災害即報	（地震） 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 次の項目に掲げる項目のうち、死者又は行方不明者が生じたもの （津波） ・津波警報又は津波注意報が発表されたもの ・人的被害又は住家被害を生じたもの （風水害） ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （火山） ・噴火警報（火口周辺）が発表されたもの ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

【資料４０】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する
地下空間施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地

第１ 地下空間施設の範囲

水防法第１５条第１項第４号イに規定する地下街等の用途及び規模は、次に掲げるものとする。

- (１) 用途は、消防法施行令別表第１のうち次に掲げるものとする。
- (２) 規模は、地下街については延べ面積１千平方メートル以上のものとする。地下街を除くものについては地階の床面積の合計が５千平方メートル以上のものとする。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会所
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗 ニ カラオケボックスその他
(三)	イ 待合、料理店その他これに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所
(六)	イ 病院、診療所、助産所
(九)	イ 公衆浴場
(十三)	イ 自動車車庫、駐車場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が同表（一）項から（四）項、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる用途に供されているもの
(十六の二)	地下街

第２ 地下空間施設の名称及び所在地（平成３１年２月現在）

施設	住所	水系
ゆめタウン久留米	新合川一丁目２－１	筑後川
久留米シティプラザ	六ツ門町８－１	〃

第3 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条第1項第4号ロ及び土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち、次の用途のものとする。

区 分	施 設 種 別
高齢者福祉施設 及び 介護福祉施設	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、老人福祉センター
障害児・者施設	障害児施設、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、グループホーム
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、病児保育施設、短期支援施設、保育所、認定こども園、地域型保育施設、届出保育施設、一時預かり施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童相談所、青少年健全育成施設、幼児教育研究所
医療施設	病院、診療所（有床に限る）、助産所（入所施設を有する助産所に限る）
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等過程を置くもの）
その他	総合福祉会館、福祉センター

第4 要配慮者利用施設の名称及び所在地

(1) 高齢者福祉施設及び介護福祉施設

No.	施設名称	住所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
1	デイサービスセンター光寿苑	宮ノ陣町大杜 467 番地 1	○		○			○				○	
2	J A くるめ デイサービスセンターひかり	篠原町 4 番地 7 農業協同組合福祉事業所内	○						○				
3	ニチイケアセンターくるめ	長門石二丁目 1 番 5 号	○					○					
4	あいかわデイサービスセンター	合川町 1529 番地 3	○						○		○		
5	生協デイサービス虹の樹	東合川町七丁目 1 番 28 号	○			○					○	○	
6	デイサービスセンター合川りんどう	合川町 416 番地 1	○			○							
7	デイサービスセンター久留米あいの里	山川安居野三丁目 3 番 18 号	○			○						○	
8	指定通所介護事業所ふじの郷	白山町 390 番地 21	○						○			○	
9	デイサービスくましろ	北野町八重亀 412 番地	○		○			○					
10	デイサービスセンターくしはら	東櫛原町 61 番地 1	○						○		○	○	
11	デイサービスほほえみクラブ	城島町城島 36 番地 1	○						○			○	
12	デイサービスセンター笑福亭	東櫛原町 666 番地 1	○						○		○	○	
13	社会医療法人天神会デイサービスアルカディア	宮ノ陣四丁目 30 番 10 号	○		○			○				○	
14	ツクイ久留米東合川	東合川二丁目 5 番 35 号	○			○					○	○	
15	デイサービスはなみずき	御井旗崎四丁目 6 番 30 号	○			○						○	
16	ニチイケアセンター東町	諏訪野町 1814 番地 4	○						○		○		
17	デイサービスきずなの里	御井旗崎三丁目 4 番 6 号	○			○						○	
18	こがデイサービス野伏間	野伏間一丁目 13 番地 35 号	○						○				
19	みづまの杜デイサービスセンター	三瀨町高三瀨 1303 番地 3	○						○			○	
20	デイサービス なごみ	城島町大依 315 番地 1	○						○			○	
21	デイサービスセンター晴家（ハレルヤ）	北野町高良 2168 番地 1	○		○		○	○				○	
22	デイサービス まんてん	宮ノ陣六丁目 2 番 17 号	○		○			○				○	
23	デイサービスみんなの時間	北野町今山 370 番地 5	○		○		○	○				○	
24	デイサービス スイ	東櫛原町 506 番地 1	○						○		○	○	
25	デイサービスセンターしらゆりの郷	小森野四丁目 1 番 22 号	○					○				○	
26	デイサービス豊潤庵	大石町 374 番地 2	○						○			○	
27	スパビレッジデイサービス	花畑三丁目 18 番 1 号	○						○				
28	デイサービス 和おん	宮ノ陣四丁目 13 番 12 号	○		○			○				○	
29	暖ったか館久留米大石町デイサー	大石町 265 番地 8	○						○			○	

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川								有明海高潮	土砂災害	
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川			高良川
	ビスセンター												
30	デイサービスなごみのとなり	田主丸町牧 1385 番地 12	○	○		○						○	
31	デイサービス 理楽	田主丸町船越 171 番地 9	○	○		○							
32	デイサービス エバーガーデン久留米中央町	中央町 16 番地 33	○						○			○	
33	リハビリスポット TASUKI 三潯店	三潯町福光 292 番地 7	○						○			○	
34	ソーシャルライフ梅満	梅満町 320 番地 1	○						○			○	
35	ヒカリテラス “デルソルオレンジ”	山川追分二丁目 2 番 7 号	○			○						○	
36	デイサービスセンター コスモス	北野町鳥巢 36 番地 1	○		○			○				○	
37	ふれあいの園デイサービスセンター	城島町上青木 165 番地	○						○			○	
38	あおぎり荘在宅介護サービスセンター	城島町芦塚 804 番地 1	○					○		○		○	
39	よあけデイサービス	大善寺町夜明 839 番地 2	○						○			○	
40	デイサービス「仲間館・ありがとう」	城島町内野 322 番地 1	○						○			○	
41	ハートケアデイサービス	大善寺町宮本 2145 番地 1	○						○			○	
42	デイサービスセンターあいよかけよ	城島町城島 58 番地 3	○						○			○	
43	デイサービスセンターひばり	田主丸町益生田 848 番地 2											○
44	モモタロウ	野伏間一丁目 8 番 41 号	○						○				
45	あすなろデイサービスセンター	荒木町下荒木 963 番地 2	○						○				
46	デイサービスセンター 花めぐり	藤光一丁目 10 番 3 号	○						○				
47	デイサービス四季物語	長門石四丁目 11 番 10 号	○					○					
48	ディサービスなごみ	田主丸町牧 1375 番地 1	○	○		○							
49	早稲田イーライフ久留米	高良内町 2805 番地	○						○		○		
50	デイサービスセンターれんげ	田主丸町船越 933 番地 2	○	○		○							
51	さくらデイサービスこくぶ	国分町 1026 番地 4	○						○				
52	デイサービス 6 6	城島町六町原 373 番地 2	○						○			○	
53	地域密着型デイサービス ひなた	諏訪野町 2162 番地	○						○		○	○	
54	デイサービスくさのね	白山町 96 番地	○						○				
55	レコードブック久留米諏訪野	諏訪野町 1639 番地 1	○						○		○		
56	デイサービスセンター 大城の里	北野町乙丸 3 番地 5	○		○			○				○	
57	ほのぼの デイサービスセンター	城島町江上 659 番地 1	○						○			○	
58	認知症対応型デイサービス あじさい	善導寺町飯田 1393 番地 10	○			○						○	
59	医療法人秋吉内科 ショートステ	荘島町 17 番地 67	○										

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
	イこもれび												
60	ケアハウス 光寿苑	宮ノ陣町大杜 467 番地 1	○		○			○				○	
61	ケアタウン しらゆり	小森野四丁目 2 番 15 号	○					○				○	
62	J O Yホーム東合川	東合川町七丁目 7 番 21 号	○			○					○	○	
63	さわやかこすもす館	北野町今山 2 番地	○		○		○	○				○	
64	有料老人ホームくましろ・いづみ館	新合川一丁目 9 番 12 号	○			○						○	
65	介護付有料老人ホーム ウエルネス	田主丸町田主丸 1001 番地 4	○			○							
66	ファミエルいちごの里	花畑二丁目 10 番 4 号	○						○				
67	ケアホーム養福会	野伏間一丁目 12 番 32 号	○						○				
68	介護付有料老人ホーム ケアハウスすわの	諏訪野町 2723 番地 7	○						○		○	○	
69	ケアハウスふれあい荘	城島町上青木 165 番地	○						○			○	
70	グループホーム 金島つつじ苑	北野町八重亀 578 番地 1	○		○			○					
71	グループホーム ほのぼの苑	御井旗崎三丁目 7 番 3 号	○			○						○	
72	グループホーム ひまわり 2 号館	善導寺町飯田 1393 番地 9	○			○						○	
73	グループホーム いちょうの杜 津福	津福今町 610 番地 7	○						○				
74	グループホーム らくらく	宮ノ陣町若松 2348 番地 5	○		○			○				○	
75	グループホームあいの里	山川安居野三丁目 3 番 18 号	○			○						○	
76	グループホーム 野中つつじ苑	野中町大園 771 番地 1	○						○		○		
77	グループホーム こころ	城島町下青木 1010 番地 2	○						○			○	
78	グループホーム千歳 こうらうち	高良内町脇畑 172 番地 1	○								○		
79	グループホーム千歳 あいかわ	合川町 1392 番地 1	○			○					○		
70	グループホームくましろ式番館	北野町石崎 162 番地 1	○		○			○					
81	グループホームみどりのうた	東櫛原町 1647 番地 6	○						○		○	○	
82	グループホーム「仲間館・絆」	城島町内野 322 番地 1	○						○			○	
83	グループホームたいようの家	大石町 99 番地 1	○						○				
84	グループホーム ひまわり館	田主丸町田主丸 1004 番地 1	○			○							
85	グループホーム くましろ	北野町八重亀 391 番地 1	○		○			○					
86	グループホーム はまの里	城島町浜 226 番地 2	○						○			○	
87	グループホーム ほのぼの	城島町江上 657 番地 2	○						○			○	
88	グループホーム ほほえみ館	城島町城島 37 番地 2	○						○			○	
89	グループホーム あおぎり荘	城島町芦塚 804 番地 3	○					○		○		○	
90	グループホーム シオンくしはら	東櫛原町 61 番地 1	○						○		○	○	
91	グループホーム 市の上	合川町 1754 番地 1	○						○		○		
92	グループホーム 「日和庵」 す	西町 1046 番地 7	○						○		○		

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川								有明海高潮	土砂災害	
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川			高良川
	わの												
93	グループホーム　じゅらくだい	野中町 914 番地	○								○		
94	グループホーム　あおきの里	城島町上青木 262 番地	○						○			○	
95	グループホーム　さくら館	田主丸町豊城 1751 番地	○	○		○							
96	グループホーム　大城の里	北野町乙丸 3 番地 13	○		○			○				○	
97	グループホーム　いちょうの杜 やすらぎ	三潅町高三潅 491 番地 2	○						○			○	
98	ニチイケアセンター　野中	野中町 447 番地	○								○		
99	ニチイケアセンター　小森野	小森野五丁目 15 番 18 号	○					○				○	
100	こがグループホーム野伏間	野伏間一丁目 13 番 2 号	○						○				
101	グループホーム養福会	野伏間一丁目 12 番 1 号	○						○				
102	グループホーム　時代	合川町 1574 番地 1	○						○		○		
103	グループホームさくら苑式番館	江戸屋敷一丁目 11 番 1 号	○						○				
104	小規模多機能事業所　ひだまり	東町 25-30　MYM1st　STAGE2 階	○						○				
105	大園つつじ苑	野中町 771 番地 1	○						○		○		
106	小規模多機能ホームくましろ八重 亀館	北野町八重亀 567 番地	○		○			○					
107	ふれあいの園みづま館　小規模多 機能型居宅介護事業所	三潅町早津崎 3118 番地 17	○						○			○	
108	小規模多機能ケア　悠ホーム	安武町安武本 2927 番地 5	○						○				
109	ひまわりの郷　田主丸	田主丸町豊城 1668 番地 2	○	○		○							
110	小規模多機能型居宅介護　こころ 式番館	城島町下青木 1257 番地 1	○						○			○	
111	小規模多機能ホームくましろ	北野町八重亀 412 番地	○		○			○					
112	小規模多機能ホームくましろ式番 館	北野町石崎 162 番地 1	○		○			○					
113	中央町つつじ苑	中央町 27 番地 4	○										
114	小規模多機能型居宅介護　緑が輪	宮ノ陣 6 丁目 9-3	○		○			○				○	
115	小規模多機能型居宅介護　ちいろ ば	北野町今山 1027 番地 1	○		○		○	○				○	
116	小規模多機能ハートケア 2 1	大善寺町宮本 165 番地 3	○						○				
117	なごみ庵　あいの里	山川安居野一丁目 7 番 19 号	○			○						○	
118	あったかHOME-にしかい-	西町 709 番地 1	○						○				
119	小規模多機能ホーム　chez moi 久留米中央町	中央町 2 番地 25	○						○			○	
120	ふくし生協小規模多機能こくぶの 杜	国分町 1029 番地 2-5	○						○				

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
121	小規模多機能型居宅介護施設 優花	田主丸町志塚島 907 番地 3	○	○		○							
122	小規模多機能ホーム 銀の庵	御井旗崎 3 丁目 5 番 21 号	○			○						○	
123	つぼみ	津福本町 2010 番地 1	○						○				
124	高齢者複合サービス事業所 サン・コスモス	国分町 1171 番地 1	○						○				
125	小規模多機能型居宅介護 北野つつじ苑	北野町八重亀 578 番地 1	○		○			○					
126	複合型サービス いちちょうの杜鳥飼	梅満町 1251 番地 1	○						○				
127	複合型サービスさすな	宮ノ陣町大杜 332 番地 2	○		○			○				○	
128	看護小規模多機能型居宅介護 七星	梅満町 92 番地 1	○						○			○	
129	看護小規模多機能ホームかねしま	北野町八重亀 382 番地 1	○		○			○					
130	特別養護老人ホーム 光寿苑	宮ノ陣町大杜 467 番地 1	○		○			○				○	
131	特別養護老人ホーム 宝生園	北野町鳥巢 36 番地 1	○		○			○				○	
132	特別養護老人ホーム ふれあいの園	城島町上青木 165 番地	○						○			○	
133	マ・メゾン湯乃坂 介護老人福祉施設事業部	野中町 1198 番地 1	○						○		○		
134	特別養護老人ホーム 第 2 ひじり園	善導寺町飯田 1393 番地 11	○			○						○	
135	特別養護老人ホーム 銀の庵	北野町十郎丸 1529 番地 2	○		○		○	○				○	
136	特別養護老人ホーム 光の杜	宮ノ陣町大杜 460 番地 1	○		○			○				○	
137	特別養護老人ホーム なごみの森	城島町大依 315 番地 1	○						○			○	
138	特別養護老人ホーム すみれ	津福本町 1300 番地 1	○						○			○	
139	特別養護老人ホーム 宝生園さくら	北野町鳥巢 36 番地 1	○		○			○				○	
140	特別養護老人ホーム 第 2 なごみの森	城島町大依 306 番地	○						○			○	
141	特別養護老人ホーム わかくさ	天神町 134 番地 1	○						○		○		
142	特別養護老人ホームやまかわ	山川安居野一丁目 6 番 21 号	○			○						○	
143	介護老人保健施設 ヴィラ くしはら	東櫛原町 1356 番地	○						○		○	○	
144	介護老人保健施設 サンダイヤル	西町 636 番地	○						○		○		
145	独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院附属介護老人保健施設	櫛原町 21 番地	○						○			○	

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
146	社会医療法人天神会 介護老人保健施設こが21	宮ノ陣三丁目3番9号	○		○			○				○	
147	介護老人保健施設 サンライフ聖峰	田主丸町田主丸1001番地2	○			○							
148	ファミエールいちごの里二番館	花畑二丁目10番2号									○		
149	こころ式番館	城島町下青木1257番地1	○						○			○	
150	はなみずき	御井旗崎四丁目6番30号	○			○						○	
151	ケアホーム寿寿苑	善導寺町飯田503番地3	○			○							
152	ライフサポートセンターchez Mo i 久留米中央町	中央町2番地25	○						○			○	
153	こがケアアベニュー大石町	大石町23番地5	○						○			○	
154	仲間館・ぽっかぽか	城島町内野361番地1	○						○			○	
155	きずなの里	御井旗崎三丁目4番6号	○			○						○	
156	はたさき	御井旗崎三丁目7番2号	○			○						○	
157	暖ったか館久留米大石町	大石町265番地8	○						○			○	
158	住宅型有料老人ホームあすなろ	田主丸町牧1375番地1	○	○		○							
159	有料老人ホームみづまの杜	三潴町高三潴1303番地1	○						○			○	
160	住宅型有料老人ホームいちょうの杜鳥飼	梅満町平島1251番地1	○						○				
161	アビタシオン久留米南	荒木町下荒木1541番地1	○						○				
162	有料老人ホームまんてん・宮ノ陣	宮ノ陣六丁目2番17号	○		○			○				○	
163	ケアタウンしらゆりの郷	小森野四丁目1番22号	○					○				○	
164	有料老人ホームあいの里	山川安居野一丁目7番20号	○			○						○	
165	有料老人ホーム豊潤庵	大石町374番地2	○						○			○	
166	有料老人ホーム（住宅型）はたさき別館	御井旗崎三丁目7番1号	○			○						○	
167	住宅型有料老人ホーム スパビレッジ・ホリカワ	花畑三丁目18番1号	○						○				
168	シルバーケア和おん	宮ノ陣四丁目13番12号	○		○			○				○	
169	住宅型有料老人ホーム こがケアアベニュー野伏間	野伏間一丁目9番6号	○						○				
170	住宅型有料老人ホーム アイリス	田主丸町志塚島907番地3	○	○		○							
171	有料老人ホーム銀の庵	御井旗崎三丁目5番21号	○			○						○	
172	有料老人ホームエバーガーデン久留米中央町	中央町16番地33	○						○			○	
173	住宅型有料老人ホームアソシオール式番館	田主丸町船越171番地9	○	○		○							
174	ケアホームつばみ	津福本町2010番地1	○						○				

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
175	住宅型有料老人ホーム かねしま館	北野町八重亀 382 番地 1	○		○			○					
176	住宅型有料老人ホーム サングット	北野町中 448 番地	○		○		○	○				○	
177	住宅型有料老人ホーム あんじゅ	城島町城島 212 番地 2	○						○			○	
178	住宅型有料老人ホーム くるめディカルハウス 楠の木	梅満町兼木 260 番地 1	○						○			○	
179	住宅型有料老人ホーム ソーシャルライフ梅満	梅満町 320 番地 1	○						○			○	
170	高齢者複合施設くましろ館	北野町八重亀 412 番地	○		○			○					
181	こがケアアベニュー宮ノ陣	宮ノ陣四丁目 30 番 10 号	○		○			○				○	
182	在宅型有料老人ホーム ハートケア 2 1	大善寺町宮本 165 番地 3	○						○				
183	サービス付き高齢者向け住宅 なごみ	城島町大依 310 番地 13	○						○			○	
184	あざれあ苑	荒木町下荒木 1257 番地 1	○						○				
185	コスモス 21	国分町 1163 番地 1	○						○		○		
186	田主丸老人福祉センター	田主丸町田主丸 749 番地 1	○			○							
187	ふじの郷	白山町 390 番地 21	○						○			○	
188	デイサービスセンター はぜ並樹	山本町豊田 1567 番地 1											○
189	社会福祉法人ひじり会 通所介護 さくら	田主丸町石垣 1291 番地 6											○
190	R (アール)	山本町豊田 1696 番地 1											○
191	ショートステイセンター耳納さんぽみち	山川町 1084 番地 1											○
192	グループホーム 陽だまり	御井町 2491 番地 1									○		○
193	むつみ 小規模多機能型居宅介護施設	山本町豊田 1696 番地 1											○
194	小規模多機能サービス いちょう 2 の杜山川	山川町 326 番地											○
195	複合型サービス いちょうの杜山川	山川町 326 番地											○
196	特別養護老人ホーム 紅葉樹	山本町豊田 1567 番地 1											○
197	特別養護老人ホーム ひじり園	田主丸町石垣 1291 番地 6											○
198	特別養護老人ホーム 陽だまりの樹	山本町豊田 2352 番地 1											○
199	いちょうの杜山川	山川町 326 番地											○
200	ケアハウスはぜの樹	山本町豊田 2061 番地 1											○

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川	
201	デイサービススイスイ	荘島町 492	○									
202	まつおか介護医療院	安武町住吉 1766	○						○		○	
203	こがデイサービス縄手	白山町 210 番地 1	○						○		○	
204	看護小規模多機能あおば	田主丸町豊城 483 番地 1	○	○		○						
205	デイサービスセンター 江戸くま	江戸屋敷 1 丁目 10 番 55 号	○						○			
206	博愛介護医療院	国分町 223 番地 1	○						○			
207	グループホームやすもと	三潴町玉満 2390 番地 1	○						○		○	
208	百の樹	草野町草野 315 番地										○
209	住宅型有料老人ホーム こがケアベニュー縄手	白山町 210 番地 1	○						○		○	
210	有料老人ホーム シェアハウスこくぶの杜	国分町 1029-2-5	○						○			
211	住宅型有料老人ホーム スイスイ	荘島町 459-1	○									
212	有料老人ホーム ひばり	田主丸町田主丸 560-10	○	○		○						
213	有料老人ホーム 江戸くま	江戸屋敷 1 丁目 10 番 55 号	○						○			
214	プラチナ・シニアホーム久留米壱番館	御井旗崎 3 丁目 2-26	○			○					○	
215	プラチナ・シニアホーム久留米式番館	津福本町 1227-3	○						○			
216	住宅型有料老人ホーム あおば	田主丸町豊城 483 番 1	○	○		○						
217	有料老人ホーム 銀の庵 Kirari	北野町十郎丸 1529-1	○		○		○	○			○	
218	りんどうの家	合川町 416 番地 1	○			○						
219	こがケアアベニュー矢取	御井町 2406-5									○	
220	デイサービス寿寿苑	善導寺町飯田 5 0 3 - 3	○			○						
221	リハプライド 六ツ門 2 番街店	六ツ門町 7 番地 10	○									
222	認知症対応型デイサービスはたさき	御井旗崎 3 丁目 7 番 2 号	○			○					○	
223	かんたき千歳 2 4	合川町 1810-1	○						○		○	
224	小規模多機能ホーム銀の庵 k i r a r i	北野町十郎丸 1529-1	○		○		○	○			○	
225	グループホーム唱和	御井旗崎 4 丁目 7-33	○			○					○	
226	健康科学センター サンヘルズ聖峰	田主丸町田主丸 1001 番地 11	○			○						
227	こがデイサービス大石町	大石町 29-1	○						○		○	
228	いきいき野中デイサービスセンター	野中町 3 2 9 - 1									○	
229	グループホーム いちょうの杜 三潴	三潴町玉満 400 番地 5	○						○		○	

No.	施 設 名 称	住 所	対象河川									有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川		
230	住宅型有料老人ホーム 縁が輪	宮ノ陣 6 丁目 9-3	○		○			○				○	
231	住宅型有料老人ホーム 百夢の森	三潆町玉満 2717-1											○
232	サポートセンター 北野	北野町中字宮ノ後 3 2 0 1 番地	○		○			○	○				
233	よあけ陽だまりデイサービス	大善寺町夜明 838 番地 1	○							○		○	
234	くるめやかとこ	梅満町 1559 番地	○							○		○	
235	コンパスウォーク久留米	中央町 35-1	○							○		○	
236	ショートステイサービス ふじの郷	白山町 390 番地	○							○		○	
237	特別養護老人ホーム コスモス	国分町 1214 番地 6	○							○		○	
238	デイサービス HAWAI	三潆町早津崎 805 番地 2	○							○		○	
239	ほねつぎデイサービス宮ノ陣	宮ノ陣四丁目 5 番 8 号	○		○				○			○	
240	住宅型有料老人ホーム こがケア アベニュー野伏間グランデ	野伏間 1 丁目 13 番 35 号	○							○			
241	よあけ陽だまりデイサービス	大善寺町夜明 838 番地 1	○							○		○	

(2) 障害児・者施設

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川		
1	障害者支援施設耳納学園	田主丸町中尾 1274 番地 3	○			○						
2	千歳療護園	田主丸町中尾 1274 番地 4	○			○						
3	第二千歳療護園	田主丸町中尾 1274 番地 4	○			○						
4	田主丸一麦寮	田主丸町竹野 618 番地 1	○			○						
5	第二田主丸一麦寮	田主丸町竹野 618 番地 1	○			○						
6	第二北野学園	北野町塚島 240 番地 3	○		○			○				
7	北野学園	北野町塚島 509 番地 1	○		○			○			○	
8	障害者地域生活支援センターピアくるめ	長門石一丁目 1 番 32 号 総合福祉会館 2 階	○					○				
9	あすなろ	長門石一丁目 1 番 34 号	○					○				
10	ろうあ工房つつじ	長門石一丁目 369 番 15 号	○					○				
11	共同作業所さくらんぼ	田主丸町田主丸 751 番地 1	○			○						
12	ウェルあらき	荒木町下荒木 30 番地 1	○						○			
13	久留米はぜの実共同作業所	大石町 521 番地 1	○						○			
14	Y O - K I T A N O	北野町高良 1985 番地 15	○		○		○	○			○	
15	ひまわり	城島町江上 23 番地	○						○		○	
16	ひまわりセカンド	城島町江上 25 番地 1・25 番地	○						○		○	

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川	
		2										
17	ウェル城島	城島町江上 637 番地 1	○						○			○
18	あさがお	城島町江上 26 番地 1	○						○			○
19	東の家	城島町檜津 59 番地 1	○						○			○
20	スキルアップ事業所	新合川二丁目 6 番 27 号 ゆめパークビル 5F	○			○						○
21	就労支援せんたー まんまる	六ツ門町 21 番地 7-103	○						○			
22	ほのぼのらんど	高野一丁目 2 番 12 号	○					○				○
23	一麦ハウス	田主丸町竹野 907 番地 1	○			○						○
24	こりんずハウス	中央町 33 番地 16	○						○			○
25	フェリオ津福	津福本町 952 番地 2	○									
26	えがお	長門石五丁目 5 番 3 号 セジュール宮前 1F	○					○				
27	生活介護 たけの子	東合川四丁目 12 番 20 号	○			○					○	○
28	就労継続支援 B 型作業所 ici et la	東町 25 番地 26	○									
29	サンクスラボ・久留米オフィス	東町 39 番地 13 山翠楼ビル 5F	○									
30	はーと・けあほーむ 1	日吉町 19 番地 18 ロマネスク通町第 2 301・402・603・803・804・902・904	○									
31	ニュンバ	安武町武島 187 番地 1・190 番地 1	○						○			○
32	れもんの木	善導寺町与田 283 番地 4	○			○						
33	はーと・けあほーむ 3	大手町 5 番地 5 ダイナコート久留米駅前 305・601・606・704・805・902・1002	○						○			○
34	レガート	北野町中 498 番地 1	○		○		○	○				○
35	はーと・けあほーむ 5	篠原町 1 番地 2 FLEX 久留米駅前 104・202・206・305・307・401・506	○									
36	「不思議の国のアリス」	諏訪野町 2355 番地 1 第 15 上野ビル 1 階-D	○						○		○	
37	えんの道	大善寺南一丁目 21 番 14 号	○						○			○
38	相談支援事業所 バンビーノ	津福本町 718 番地 3	○						○			
39	はーと・けあほーむ 4	東和町 2 番地 3 ルエメゾンロワール久留米Ⅱ 102・103・203・503・601・602	○									

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川			高良川
40	一般社団法人就労支援フラワー	東合川七丁目 4 番 21 号	○			○					○	○	
41	NPO 法人 仁王丸 ラー・ソレイユ	御井旗崎 3-12-4	○			○						○	
42	東町公園「つどい」	東町 31 番地 31 佐藤ビル 1F	○										
43	はーと・けあほーむ 9	日吉町 11 番地 9 ヴェルデ 360 202・203・205・301・305	○										
44	はーと・けあほーむ 10	通町 7 番地 1 平成ビル 301・403・501	○										
45	ひかりワークサポートひよし	日吉町 17 番地 13	○										
46	ひかりワークサポートくるめ	日吉町 9 番地 2	○									○	
47	チェムチェム	安武町安武本 2885 番地 22	○						○				
48	出会いの場 ポレポレ	安武町武島 468 番地 2	○						○			○	
49	アルカディア・キッズ・センター	宮ノ陣四丁目 2 番 25 号	○		○			○				○	
50	障害者自立訓練サポートセンター わーよか	国分町 1326 番地 1 大津山ビルⅢ	○						○		○		
51	荒木学園	山川神代一丁目 8 番 8 号	○			○						○	
52	東建アグリ	城島町城島 606 番地	○						○			○	
53	スマイルハウス	城島町江上 105 番地 1・105 番地 2	○						○			○	
54	ウェル城島 2nd	城島町江上 638 番地 1	○						○			○	
55	studio nucca	諏訪野町 2742 番地 4 佐田ビル 1F	○										
56	耳納苑	善導寺町飯田 182 番地 4	○			○							
57	MORE	長門石四丁目 2 番 9 号 1F	○					○					
58	れんこん	通外町 70 番地 2	○										
59	むぎハウス	田主丸町志塚島 449 番地 5	○	○		○							
60	ステップ	田主丸町竹野 631 番地 1	○			○							
61	スプラライフ 久留米センター	東町 40 番地 12 久留米 QRビル 3F	○								○		
62	寺子屋工房	北野町今山 370 番地 3	○		○			○				○	
63	K's ファーム	野中町 653 番地 2 1 号棟	○						○		○		
64	ACT ホーム せのした	瀬下町 181 番地 1 ロックフィル瀬下 301・311・312・317・318	○						○			○	
65	アヤメの家・国分	国分町 403 番地 3	○						○		○		
66	寺子屋ホーム	北野町今山 411 番地 3	○		○			○				○	
67	放課後等デイサービス アベブランコ	荒木町白口 375 番地 4	○						○				
68	旭	三潯町福光 307 番地 1 階	○						○				

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川			高良川
69	SOALA 久留米校	篠山町 176 番地 1	○						○			○	
70	児童デイサービスるんるん	北野町赤司 1741 番地	○		○			○				○	
71	こどもデイサービスありがとう	北野町高良 1519 番地 2	○		○		○	○				○	
72	児童サポートセンターstep	諏訪野町 1814 番地 8	○						○		○		
73	ダブルピース	野中町 1302 番地 3	○						○		○		
74	放課後等デイサービス こどもプラス久留米教室	津福今町 499-1	○						○				
75	児童サポートセンター あっぷ	東合川町 665 番地 9	○			○					○	○	
76	放課後等デイサービス すまいる	御井旗崎一丁目 6 番 14 号	○			○					○		
77	こどもサポートルーム クレア	御井旗崎一丁目 9 番 7 号	○			○					○		
78	スウィングキッズ	安武町武島 191 番地 7	○						○			○	
79	児童サポートセンターじゃんぷ	国分町 1102 番地 1	○						○				
80	児童発達支援及び放課後デイサービス COCORO	野中町 899-7									○		
81	コアラ園	田主丸町中尾 1274 番地 2	○			○							
82	太陽の園	山川町 1042 番地											○
83	キラキラホーム	山本町豊田 1656 番地 5											○
84	ほのぼのホーム	山本町豊田 1656 番地 5											○
85	ゆうゆうホーム	山本町豊田 1656 番地 5											○
86	はーと・けあほーむ 6	小頭町 2-41 ローズガーデン	○										
87	はーと・けあほーむ 7	東町 402-2 ロマネスク東町	○						○		○		
88	はーと・けあほーむ 8	大手町 4-16 ルエ・メゾン ロワール久留米 I	○						○				
89	ひまわり	荘島町 16-22	○										
90	Hamaru	中央町 19-1	○						○			○	
91	K's bee	野中町 727-5	○						○		○		
92	おひさま	善導寺町飯田 204-1	○			○							
93	青木友愛園	城島町上青木 293 番地 1	○						○			○	
94	放課後 寺子屋	北野町今山 370 番地 3	○		○			○				○	
95	Symbi	山本町豊田 1939 番地 1											○
96	ウェルビー西鉄久留米駅前センター	東町 40 番地 12 久留米 QRビル 6 階	○								○		
97	デイサービス スイ	東櫛原町 506 番地 1	○						○			○	
98	就労継続支援 A 型事業所 Turbo	中央町 19-1	○						○			○	
99	生活介護事業所 ちるる	東合川 7 丁目 1 番 23 号 コンフォーレ 1 階	○			○					○	○	
100	グループホーム 笑がおの和	御井町 1681 番地 5 坂井ビ									○		

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川	
		ル 101 号室										
101	多機能型福祉施設 ohana	田主丸町恵利 952 番地 4	○	○		○						
102	グループホーム 太陽の舟	江戸屋敷 1 丁目 14 番地 51	○						○			
103	医療ケア Re'sela Homes 三漕	三漕町西牟田 2028 番地 1									○	
104	サークルホーム	津福本町 561 番地 11	○						○			
105	はーと・けあホーム 4	東和町 2-3	○									
106	ラピア	東町 25-54	○									
107	ふれあいの園みづま館小規模多機能型居宅支援事業所	三漕町早津崎 3118 番地 17									○	
108	フレア	野中町 887 番地 4									○	
109	unico connect 久留米	諏訪野町 1-22-1 階	○						○		○	
110	相談支援事業所 せんたー	宮の陣 4 丁目 29-11 久留米ビジネスプラザ 205-4	○		○			○			○	
111	北野相談支援センター たんぽぽ	北野町塚島 509 番地 1	○		○			○			○	
112	療育ステーション Colorful	三漕町玉満 2385 番地 3 2 階	○						○		○	
113	コペルプラス久留米花畑教室	花畑 1-23-2 西鉄花畑店舗 1 階	○						○		○	
114	あっとホームきたの	北野町今山 458 番地 2	○		○		○	○			○	
115	リンク	国分町 1413-7	○						○		○	
116	就労定着支援事業所 ウェルビー西鉄久留米駅前センター	東町 40-12 久留米 QR ビル 6 階	○									
117	mimico 久留米	中央町 37-15	○						○		○	
118	放課後等デイサービス MFY!	六ツ門町 3 番地 11 くるめりあ六ツ門 2F	○						○			
119	みらいキッズ久留米	諏訪野町 1903 番地 21	○						○		○	
120	わくワークステーション千歳	御井町 2518 番地 2									○	
121	ルーツ御井	山川町 364-14										○
122	いろどり	三漕町玉満 49 番地 4									○	
123	TUMUGI BASE 三漕	三漕町生岩 1128 番地 1	○						○		○	
124	レーベンエール	山川追分 2 丁目 2 番 7 号	○			○					○	
125	ソーシャルインクルーホーム久留米北野町	北野町今山 318-2	○		○			○			○	
126	ハイジア放課後等デイサービス	三漕町玉満 2312 番地 1									○	
127	ライブステーション nero	荘島町 8 番地 24	○									
128	ケア 2 1 久留米花畑	西町 922 番地 2 花畑舛田ビル 1 階東号	○						○		○	
129	ユーススタイルケアくるめセンター	東町 1 番地 15 善明ビル 302 号	○									

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川									有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川	高 良 川		
130	相談支援事業所U n i	中央町 19 番地 1	○						○			○	

(3) 児童福祉施設等

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川			高 良 川
1	久留米市立松柏保育園	野中町 690 番地	○						○		○		
2	久留米市立白峯保育園	山천시ノ上町 3 番地 33	○			○						○	
3	久留米市立善導寺保育園	善導寺町飯田 562 番地	○			○						○	
4	久留米市立ひまわり保育園	白山町 535 番地 1	○						○				
5	久留米市立江南保育園	荘島町 11 番地 1	○										
6	久留米市立田主丸保育所	田主丸町常盤 1221 番地 2	○	○		○							
7	久留米市立大城保育所	北野町大城 121 番地 1	○		○			○				○	
8	かわい保育園	田主丸町志塚島 972 番地 2	○	○		○							
9	船越保育所	田主丸町船越 418 番地 3	○	○		○							
10	津福保育園	津福本町 1941 番地 7	○						○				
11	鳥飼保育園	梅満町 1398 番地	○						○				
12	水天宮保育園	京町 313 番地 1	○						○			○	
13	水天宮保育園分園のぎっこ	京町 269 番地 6	○						○			○	
14	美希保育園	安武町安武本 1125 番地	○						○			○	
15	白鳥こども園	荒木町白口 457 番地	○						○				
16	西久留米こども園	長門石一丁目 1 番 57 号	○						○				
17	子鳩保育園	諏訪野町 1615 番地 1	○						○		○		
18	子鳩分園	諏訪野町 1614 番地 7	○						○		○		
19	宮ノ陣保育園	宮ノ陣五丁目 12 番 60 号	○		○			○				○	
20	篠山保育園	城南町 21 番地 8	○						○			○	
21	つばさ保育園	合川町 235 番地 1	○			○							
22	ふじ保育園	大石町 329 番地 24	○						○			○	
23	こでまり保育園	善導寺町飯田 1283 番地 1	○			○						○	
24	かやのみ保育園	善導寺町飯田 359 番地 2	○			○							
25	住吉保育園	安武町住吉 1669 番地	○						○			○	
26	小森野保育園	小森野五丁目 19 番 32 号	○						○			○	
27	文殊乳児保育園	東合川七丁目 6 番 10 号	○			○						○	○
28	幼保連携型認定こども園かおりこども園	宮ノ陣一丁目 12 番 10 号	○		○				○			○	
29	かおりガーデン保育園	宮ノ陣四丁目 2 番 11 号	○		○				○			○	

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川			高 良 川
30	長門石保育園	長門石町 538 番地	○					○					
31	ゆりかご保育園	津福今町 607 番地 6	○						○				
32	木の実保育園	東合川九丁目 8 番 1 号	○			○						○	
33	千歳保育園	宮ノ陣町大杜 1065 番地 1	○		○		○	○				○	
34	安武保育園	安武町武島 773 番地 1	○						○			○	
35	大橋保育園	大橋町合楽 85 番地 1	○			○						○	
36	聖徳保育園	津福本町 946 番地 1	○						○				
37	幼保連携型認定こども園金島子ども園	北野町八重亀 594 番地	○		○			○					
38	報恩保育園	北野町高良 1685 番地 4	○		○		○	○				○	
39	童心園	北野町今山 666 番地 1	○		○		○	○				○	
40	晴明保育園	西町 871 番地 1	○						○		○		
41	大善寺保育園	大善寺町藤吉 879 番地	○						○			○	
42	城島保育園	城島町城島 276 番地	○						○			○	
43	浮島保育園	城島町浮島 360 番地 4	○					○		○		○	
44	江上保育園	城島町江上 489 番地	○						○			○	
45	幼保連携型認定こども園青木子ども園	城島町上青木 950 番地 2	○						○			○	
46	幼保連携型認定こども園芦塚下田子ども園	城島町芦塚 3 番地 8	○					○		○		○	
47	星の子子ども園	田主丸町菅原 800 番地 1	○	○		○							
48	中村保育所	北野町中 3135 番地	○		○		○	○				○	
49	わんぱく保育園	東櫛原町 738 番地 1	○						○		○	○	
50	幼保連携型認定こども園北野おおぞら幼稚園	北野町中 687 番地 2	○		○		○	○				○	
51	幼保連携型認定こども園くるめ天心幼稚園	安武町安武本 718 番地	○						○			○	
52	幼保連携型認定こども園合川幼稚園	合川町 502 番地 1	○			○						○	
53	TK チルドレンズファーム津福校	津福本町 870 番地 1	○						○				
54	幼児教育研究園チルドレンファミリー	城島町檜津 1343 番地	○						○			○	
55	託児所ひかりの子	本町 3 番地 1	○										
56	託児保育室みるく	中央町 36 番地 11 国武ビル 2 階	○						○			○	
57	くまのこ保育園	大善寺南一丁目 15 番 11 号 1F	○						○			○	
58	めぐみのその幼稚園	西町 851 番地	○						○		○		

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川			高 良 川
59	天神キッズ保育園	天神町五丁目 134 番 1 号 特 別養護老人ホームわかくさ 4 階	○						○		○		
60	あじや保育園 Mahalo	東合川二丁目 3 番 27 号	○			○						○	
61	合川みらい保育園	東合川五丁目 2 番 21 号	○			○					○	○	
62	たからプレスクール	善導寺町飯田 659 番地 1	○			○						○	
63	丸信インターナショナル保育園	山川安居野三丁目 6 番 10 号	○			○						○	
64	医療法人社団堀川会堀川病院付属 保育所	西町 636 番地 サンダイヤル 内	○						○		○		
65	キッズルーム Sun Sun	櫛原町 21 番地 プレジール くるめ 1 階	○						○			○	
66	久留米大学保育所	旭町 67 番地	○						○		○	○	
67	くるめ病院託児所	新合川二丁目 2 番 18 号	○			○						○	
68	ヤクルトたんぼ保育園	津福今町 219 番地 2	○						○				
69	こもりぐま保育施設	田主丸町中尾 1274 番地 社 会福祉法人ゆうかり学園内	○			○							
70	医療法人聖ルチア会 託児所たん ぼぼ	梅満町 1031 番地 1	○						○				
71	古賀病院 2 1 ・キッズ 21	宮ノ陣三丁目 3 番 8 号	○		○			○				○	
72	荘島校区学童保育所	荘島町 19 番地 4	○										
73	京町校区学童保育所	京町 256 番地	○						○				
74	東国分校区学童保育所	国分町 444 番地 1	○						○		○		
75	長門石校区学童保育所	長門石三丁目 9 番 12 号	○					○					
76	宮ノ陣校区学童保育所	宮ノ陣町大杜 393 番地 1	○		○			○				○	
77	鳥飼校区学童保育所	梅満町 977 番地	○						○				
78	安武校区学童保育所	安武町武島 776 番地 1	○						○			○	
79	大善寺校区学童保育所	大善寺町夜明 1116 番地 14	○									○	
80	合川校区学童保育所	合川町 503 番地 1	○			○							
81	小森野校区学童保育所	小森野五丁目 21 番 46 号	○					○				○	
82	善導寺校区学童保育所	善導寺町与田 450 番地	○			○						○	
83	篠山校区学童保育所	篠山町 243 番地	○						○				
84	日吉校区学童保育所	日吉町 91 番地	○										
85	大橋校区学童保育所	大橋町合楽 1081 番地	○			○						○	
86	田主丸校区学童保育所	田主丸町田主丸 318 番地	○	○		○							
87	船越校区学童保育所	田主丸町船越 179 番地 10	○	○		○							
88	川会校区学童保育所	田主丸町以真恵 274 番地 1	○	○		○							
89	水分校区学童保育所	田主丸町常盤 1207 番地 3	○	○		○							

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川									有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川	高 良 川		
90	柴刈校区学童保育所	田主丸町八幡 857 番地 4	○	○		○							
91	北野校区学童保育所	北野町中 520 番地 2	○		○		○	○				○	
92	大城校区学童保育所	北野町大城 188 番地 1	○		○			○				○	
93	弓削校区学童保育所	北野町高良 1804 番地	○		○		○	○				○	
94	金島校区学童保育所	北野町八重亀 135 番地 1	○		○			○					
95	城島校区学童保育所	城島町城島 320 番地	○						○			○	
96	青木校区学童保育所	城島町上青木 825 番地	○						○			○	
97	江上校区学童保育所	城島町江上 331 番地	○						○			○	
98	三潆校区学童保育所	三潆町高三潆 492 番地 1	○						○			○	
99	石橋記念くるめっ子館	櫛原町 80 番地 1	○									○	
100	マリアン・キッズ・ハウス	津福本町 422 番地 聖マリア病院	○						○				
101	たのっしーランド	田主丸町田主丸 1001-2 田主丸中央病院	○			○							
102	幼児教育研究所	荘島町 11 番地 1	○										
103	発心保育園	草野町草野 527 番地 1											○
104	竹野保育所	田主丸町竹野 2127 番地 1											○
105	久留米リハビリテーション病院 ピクシーの森	山本町豊田 883 番地 1											○
106	山本校区学童保育所	山本町耳納 90 番地											○
107	上津校区学童保育所	上津町 1923 番地 3-1											○
108	高良内校区学童保育所	高良内町 522 番地 1											○
109	竹野校区学童保育所	田主丸町中尾 1877 番地 10											○
110	水縄校区学童保育所	田主丸町石垣 889 番地											○
111	つなぐ園久留米	中央町 34-5 第 20 上野ビル 1F	○						○			○	
112	ニコニコ保育園	諏訪野町 2354-1 第 15 上野ビル B 号室	○						○		○		
113	ぱびよん保育園	東町 380-8-1F	○						○		○		
114	あさがお保育園	花畑二丁目 15-1 Galet 1F	○						○		○		
115	みちくさほいくえん	宮ノ陣四丁目 3 番 26 号	○		○			○				○	
116	じぶんみらい保育園久留米	荘島町 9-2 Lien 久留米 BLDG 1 階	○										
117	光寿学園 久留米ベビーガーデン 保育園	東町 341	○						○		○		
118	久留米天使こども園	野中町 1279 番地	○						○		○		
119	coconomi 保育園	東櫛原町 1183-2	○						○		○	○	

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川		
120	久留米純心 Jr. ランド	荘島町 18-7	○									
121	久留米大学みどりの杜保育園	篠山町 452 番地 4	○						○		○	
122	てんじんナーサリー	天神町 134 番地 2 天神アネックスビル 1 階	○						○		○	

(4) 医療施設

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川		
1	医療法人楠病院	日吉町 115 番地	○									
2	医療法人日新会久留米記念病院	東合川八丁目 8 番 22 号	○			○					○	
3	久留米大学病院	旭町 67 番地	○						○		○	○
4	久留米中央病院	小森野二丁目 3 番 8 号	○						○			○
5	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院	櫛原町 21 番地	○						○			○
6	古賀病院 2 1	宮ノ陣三丁目 3 番 8 号	○		○				○			○
7	聖マリア病院	津福本町 422 番地	○						○			
8	社会医療法人聖ルチア会聖ルチア病院	津福本町 1012 番地	○						○			
9	医療法人鷲の会たなか病院	太郎原町 1267 番地	○			○						○
10	医療法人福岡桜十字花畑病院	西町 914 番地	○						○		○	
11	くるめ病院	新合川二丁目 2 番 18 号	○			○						○
12	医療法人社団堀川会堀川病院	西町 510 番地	○						○			
13	松岡病院	安武町住吉 1766 番地	○						○			○
14	医療法人社団芳英会宮の陣病院	宮ノ陣一丁目 1 番 70 号	○		○				○			
15	弥永協立病院	六ツ門町 12 番地 12	○									
16	田主丸中央病院	田主丸町益生田 892 番地	○			○						
17	ゆうかり医療療育センター	田主丸町中尾 1274 番地 1	○			○						
18	医療法人吉村病院	田主丸町田主丸 520 番地 1	○	○		○						
19	神代病院	北野町中川 900 番地 1	○		○				○			
20	富田病院	城島町四郎丸 261 番地	○						○			○
21	安本病院	三潞町玉満 2371 番地	○						○			○
22	医療法人北野三清会石田医院	北野町中 3286 番地 2	○		○		○	○				○
23	医療法人いづみレディスクリニック	新合川二丁目 8 番 33 号	○			○					○	○
24	医療法人みらい今立内科クリニッ	西町 178 番地 1	○						○			

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川	
	ク											
25	医療法人誠一会上野医院	城島町城島 38 番地 1	○						○			○
26	医療法人社団いしい大手町クリニック	大手町 5 番地 13	○						○			○
27	医療法人オーエヌシー岡田脳神経外科医院	太郎原町 1515 番地 1	○			○						○
28	医療法人壽光会蒲池医院	北野町今山 129 番地 2	○		○		○	○				○
29	久留米臨床薬理クリニック	旭町 67 番地久留米大学医学部 B 棟	○						○		○	○
30	さがら整形外科	北野町高良 1054 番地 1	○		○		○	○				○
31	産科・婦人科みやじまクリニック	大善寺町夜明 397 番地 1	○						○			○
32	医療法人産科婦人科宮原クリニック	国分町 1159 番地 2	○						○		○	
33	産科婦人科渡辺レディースクリニック	国分町 224 番地 15	○						○			
34	親和胃腸科内科医院	東櫛原町 1504 番地	○									
35	医療法人末田眼科	諏訪野町 1762 番地 28	○						○		○	
36	医療法人ぜんどうじ整形外科	善導寺町飯田 908 番地 2	○			○						○
37	高岡整形外科医院	田主丸町田主丸 514 番地	○	○		○						
38	ツジ胃腸内科医院	国分町 1163 番地 1	○						○		○	
39	出口外科胃腸科医院	山川追分二丁目 10 番 12 号	○			○						
40	医療法人天神ウィメンズクリニック	諏訪野町 2 番地 2	○						○		○	
41	とみおかレディースクリニック	中央町 8 番地 39	○						○			○
42	医療法人にしごおり医院	善導寺町飯田 1409 番地 1	○			○						
43	林眼科医院	東町 361 番地	○						○		○	
44	日高大腸肛門クリニック	東合川一丁目 10 番 16 号	○			○						○
45	ひろつおなかクリニック	原古賀町 27 番地 1	○						○			
46	医療法人深川レディースクリニック	田主丸町田主丸 1 番地 28	○	○		○						
47	医療法人孝友会楨眼科医院	城南町 12 番地 45	○						○			○
48	医療法人耳納・日高整形外科医院	山川町 1659 番地 2	○			○						○
49	みやはら産婦人科医院	日吉町 22 番地 7	○									
50	村岡外科医院	東櫛原町 1356 番地	○						○		○	○
51	医療法人患有会森山整形外科院	長門石二丁目 9 番 63 号	○					○				
52	陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊医務室	国分町 100 番地	○						○			
53	吉崎助産院	城島町西青木 576 番地 1	○						○			○

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川		
54	久留米リハビリテーション病院	山本町豊田 1887 番地										○
55	医療法人発心会井星医院	草野町草野 450 番地										○
56	たのしまる助産院	田主丸町益生田 205 番地 2										○
57	野伏間クリニック	久留米市野伏間 1 丁目 9 番 3 号	○						○			

(5) 教育施設

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川		
1	聖使幼稚園・せいしキディ・クラブ	中央町 30 番地 5	○									
2	久留米純心幼稚園・久留米純心 Jr 保育園	山川追分一丁目 12 番 30 号	○			○						○
3	久留米ふたば幼稚園	宮ノ陣四丁目 11 番 36 号	○		○			○				○
4	城島すみれ幼稚園	城島町六町原 812 番地 1	○						○			○
5	日善幼稚園	日吉町 16 番地 3	○									
6	おひさまくるめようちえん	長門石四丁目 10 番 3 号	○					○				
7	敬愛文化幼稚園	城島町西青木 582 番地 1	○						○			○
8	国分幼稚園	国分町 215 番地	○						○			
9	大善寺幼稚園	大善寺町宮本 791 番地	○						○			
10	聖母幼稚園	六ツ門町 22 番地 43	○									
11	久留米あかつき幼稚園	東櫛原町 1914 番地	○						○		○	○
12	ランビニ幼稚園	善導寺町飯田 683 番地 1	○			○						○
13	巨瀬川幼稚園	田主丸町田主丸 743 番地 5	○			○						
14	西国分小学校	諏訪野町 1972 番地 1	○						○		○	
15	荘島小学校	荘島町 19 番地 4	○									
16	日吉小学校	日吉町 77 番地 1	○									
17	篠山小学校	篠山町 270 番地 1	○						○			○
18	京町小学校	京町 256 番地	○						○			
19	鳥飼小学校	梅満町 977 番地	○						○			
20	長門石小学校	長門石三丁目 9 番 12 号	○					○				
21	小森野小学校	小森野五丁目 21 番 23 号	○					○				○
22	金丸小学校	原古賀町 28 番地 2	○						○			
23	東国分小学校	国分町 444 番地 1	○						○		○	
24	合川小学校	合川町 471 番地 1	○			○						○

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川			高 良 川
25	宮ノ陣小学校	宮ノ陣町大杜 393 番地 1	○		○		○	○				○	
26	安武小学校	安武町武島 776 番地 1	○						○			○	
27	大善寺小学校	大善寺町夜明 1268 番地	○						○			○	
28	善導寺小学校	善導寺町与田 450 番地	○			○						○	
29	大橋小学校	大橋町合楽 1081 番地	○			○						○	
30	津福小学校	津福今町 472 番地 31	○						○				
31	船越小学校	田主丸町船越 190 番地	○	○		○							
32	田主丸小学校	田主丸町田主丸 318 番地	○	○		○							
33	水分小学校	田主丸町常盤 1118 番地 1	○	○		○							
34	川会小学校	田主丸町以真恵 274 番地 1	○	○		○							
35	柴刈小学校	田主丸町八幡 830 番地 1	○	○		○							
36	弓削小学校	北野町高良 1801 番地	○		○		○	○				○	
37	北野小学校	北野町中 520 番地 1	○		○		○	○				○	
38	大城小学校	北野町大城 121 番地 1	○		○			○				○	
39	金島小学校	北野町八重亀 164 番地	○		○			○					
40	城島小学校	城島町城島 320 番地	○						○			○	
41	江上小学校	城島町江上 331 番地	○						○			○	
42	青木小学校	城島町上青木 825 番地	○						○			○	
43	三潆小学校	三潆町高三潆 492 番地	○						○			○	
44	城南中学校	城南町 11 番地 4	○						○			○	
45	江南中学校	梅満町 637 番地 3	○						○				
46	櫛原中学校	東櫛原町 1286 番地 1	○										
47	宮ノ陣中学校	宮ノ陣町五郎丸 1551 番地 1	○		○			○				○	
48	田主丸中学校	田主丸町田主丸 65 番地 1	○	○		○							
49	北野中学校	北野町塚島 277 番地	○		○			○				○	
50	城島中学校	城島町檜津 1354 番地 1	○						○			○	
51	久留米筑水高等学校	山川町 1493 番地	○			○							○
52	久留米市外三市町高等学校組合三井中央高等学校	北野町中 3050 番地 1	○		○		○	○				○	
53	明善高等学校	城南町 9 番地 1	○										
54	三潆高等学校	城島町城島 59 番地 1	○						○			○	
55	浮羽工業高等学校	田主丸町田主丸 395 番地 2	○	○		○							
56	久留米工業高等専門学校	小森野一丁目 1 番 1 号	○					○				○	
57	高良内幼稚園・キッズハウスふたば	高良内町 1226 番地											○
58	上津小学校	上津町 1923 番地 3-1											○
59	高良内小学校	高良内町 523 番地 1											○

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害
			筑後川	隈上川	小石原川	巨瀬川	大刀洗川	宝満川	広川	田手川	高良川	
60	山本小学校	山本町耳納 90 番地										○
61	草野小学校	草野町矢作 496 番地 1										○
62	水縄小学校	田主丸町石垣 889 番地										○
63	竹野小学校	田主丸町竹野 1823 番地 1										○
64	良山中学校	山川町 37 番地 2										○
65	田主丸特別支援学校	田主丸町石垣 1190 番地 1										○
66	久留米大学附設中学校	野中町 20 番地 2										○
67	久留米大学附設高等学校	野中町 20 番地 2										○

(6) その他

No.	施 設 名 称	住 所	対 象 河 川								有明海高潮	土砂災害	
			筑 後 川	隈 上 川	小 石 原 川	巨 瀬 川	大 刀 洗 川	宝 満 川	広 川	田 手 川			高 良 川
1	久留米市総合福祉会館	長門石一丁目 1 番 32 号	○					○					